

個別避難計画作成モデル事業の中間報告について
～第4回ノウハウ共有ミーティングにおける発表等より～

令和4年1月13日

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）

個別避難計画作成モデル事業の中間報告について 目次

○ 本資料の位置づけ	P.3
○ モデル団体の取組	P.4
(1) ノウハウ共有ミーティング第1部	P.5
モデル団体の資料と説明：岡山市、榛東村、村上市、三原市、四国中央市、黒潮町、熊取町 アドバイザーリーボード委員によるコメント等	
(2) ノウハウ共有ミーティング第2部	P.54
モデル団体の資料と説明：丹波市、東温市、鳥栖市、小松島市、長崎市、永平寺町、明石市、宝塚市 アドバイザーリーボード委員によるコメント等	
(3) ノウハウ共有ミーティング第3部	P.86
モデル団体の資料と説明：富士市、豊中市、仙台市、館林市、川崎市、那覇市、京都府、愛媛県 アドバイザーリーボード委員によるコメント等	
○ 個別避難計画作成モデル事業アドバイザーリーボード委員からの全体コメント	P.132
(参考資料1) モデル団体のうち当日説明いただくことができなかった団体の取組	P.139
(参考資料2) 主任介護支援専門員法定外研修への位置付け事例	P.209

本資料の位置づけ

○ 令和3年11月11日（木）に開催した個別避難計画モデル事業の第4回ノウハウ共有ミーティングにおいては、これまでの会議（キックオフミーティング、合同研修会、第2、3回ノウハウ共有ミーティング）で未発表市区町村のモデル団体（21団体）と、都府県のモデル団体である京都府、愛媛県から紹介いただいた取組のポイント・課題を踏まえ意見交換を行いました。

※ノウハウ共有ミーティングには、個別避難計画作成モデル事業実施団体・応募団体（参加希望自治体）、個別避難計画作成モデル事業アドバイザーボード委員、関係省庁、内閣府（防災担当）が参加

○ モデル団体の取組事例や課題を踏まえて、アドバイザーボード委員から、個別避難計画の作成に取り組むモデル団体に対して様々な観点からのコメントをいただきました。

○ このため、第4回ノウハウ共有ミーティングでモデル団体から共有された取組事例とアドバイザーボード委員のコメント等を、読みやすさなどの観点から内閣府において整理しました。

○ 個別避難計画に取り組む市町村、その取組を支援する都道府県、関係団体において、御活用ください。

※ 令和3年8月23日（月）及び9月9日（木）に開催した個別避難計画モデル事業のノウハウ共有ミーティング（第2回及び第3回）については、参考となる取組事例や、モデル団体等及びアドバイザーボード委員の御意見を、内閣府において取りまとめ、ポータルサイトに掲載しています。<https://y-hinan.jp/contentstop.html>

モデル団体の取組

- 第1部 岡山市、榛東村、村上市、三原市、四国中央市、黒潮町、熊取町
- 第2部 丹波市、東温市、鳥栖市、小松島市、長崎市、永平寺町、明石市、宝塚市
- 第3部 富士市、豊中市、仙台市、館林市、川崎市、那覇市、京都府、愛媛県

<資料の構成について>

○ 冒頭で第4回ノウハウ共有ミーティングの資料を御紹介しています。

○ 「■■市の「▲▲」の取組（まとめ）」は、

- ・ 主な説明内容
- ・ Q & A

について、モデル団体等及びアドバイザーボード委員の御意見を、内閣府において取りまとめたものです。

○ それ以外、「(参考資料)」は、第4回ノウハウ共有ミーティング当日配布されたもの、開催後共有されたものです。

ノウハウ共有ミーティング第1部

モデル団体の資料と説明

岡山市、榛東村、村上市、三原市、四国中央市、黒潮町、熊取町

アドバイザリーボード委員によるコメント等

1 概要

- 個別避難計画の効果的・効率的な作成手法等の確立のため、内閣府防災担当において、全国の34市区町村が参加しモデル事業を実施。
- 本市においても、災害リスクや地域特性等の異なる3地区をモデル地区とし、地域性に応じた取組手法や課題への対応策などを検証中。

2 モデル地区

- 市内3か所のモデル地区は以下の通り。



操南学区 (中区)	洪水浸水想定：2～5m これから作成に取り組む地域
城東台学区 (東区)	高齢化が進む大規模開発団地 作成に着手し始めた地域
千種学区 (東区)	洪水浸水想定：2～5m、5m以上 土砂災害警戒区域：58か所 昨年度から、作成に着手している地域

3 スケジュール

- モデル事業のスケジュールは以下の通り。

時期	岡山市			
	全体	操南学区	城東台学区	千種学区
5月	モデル事業応募			
6月	モデル事業スタート			
				対象者訪問
7月		対象者訪問	対象者訪問	調整会議
8月	説明会①②	調整会議		
9月	説明会③～⑦		地域向け説明会	
10月	説明会⑧～⑩	避難訓練	調整会議	
11月	今後に向けた検討		※今後、避難訓練を実施予定	避難訓練
～				
3月	とりまとめ			

4 モデル地区の取組内容

- 各地区の**自主防災組織や民生委員等を中心**に取り組んでいる。
- 取組の基本的な流れは、
①訪問・聞き取り→②調整会議→③避難訓練
という3つのステップ。
- **ケアマネジャー等の専門職にも参画**してもらい、福祉サービスを活用した事前避難を検討するなど、**より実効性の高い避難方法や効果的・効率的な取組手法**を検証中。

訪問・聞き取り

対象者宅を訪問し、取組内容について説明するとともに、本人の状況について聞き取り等を行う。（計画書の記入を依頼する場合もある）



- モデル事業により見えてきたこと
普段から本人の状況をよく知る民生委員と一緒に訪問
→本人にとっては、話しやすく、理解も得られやすいことが分かった。

調整会議

本人・家族や支援者となる近隣住民、自主防災組織、民生委員、ケアマネジャー、行政関係等の関係者が集まり、本人の状況や支援内容、避難方法等を話し合う。検討内容を踏まえ、様式に必要事項を記入し、計画書を作成。



- モデル事業により見えてきたこと
関係者が集まって話をすることで**具体的な支援内容等の認識が共有**でき、**顔の見える関係の構築につながる**ことが分かった。

避難訓練

作成した計画に基づいて避難訓練を行う。



- モデル事業により見えてきたこと
実際に避難を体験することにより、計画内容の検証ができ、より実効性の高めることができる。
訓練自体が地域住民と顔を合わせる機会となり、地域のつながりづくりの場となることが分かった。

1. 対象者の状況に応じた作成手法の検討（案）

■ 優先度の高い者

災害リスクの高い地域に居住する要支援者

■ 作成の進め方

比較的症状の軽度な方

地域の自主防災組織が
中心となって作成

症状の重度な方：

市が主体となり、
医療・保健・福祉の
専門職の協力のもと作成

2. 地域全体での避難訓練の実施

- 計画を作成した要支援者本人も参加し、地域全体で避難訓練を実施。
- 近隣中学校の生徒が、防災学習の一環としてボランティア参加。

① 安否確認用タスキ掲示訓練

→訓練当日朝に
災害時の安否確認用に
自主防災会で購入した
共通のタスキを
家の玄関先に掲げる。



② 避難経路確認訓練

→班ごとに避難先までの経路を歩き、
危険箇所や避難先の設備などを確認。

③ 公民館職員による
防災グッズ作成講座

→近隣の公民館の
職員が身近なもので
防災グッズを作成
する講座を開催。



④ 振り返りワークショップ

→避難経路確認時に気づいたことや
今後の課題などについて共有。



3. 地域関係者向けに説明会を実施

地域での計画作成を推進するため、全市の自主防災組織
や民生委員・児童委員の方々向けに、説明会を開催。

■ 開催時期・回数

令和3年8月～10月ごろにかけて
市内4区で各区2回ずつ（+追加開催あり）
→計10回開催

■ 参加対象者

地域の自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員
など

■ 参加状況

計1,000名を超える参加申込あり



ポイント①

自主防災組織を中心とした

地域における避難支援体制づくりに重点を置く

ポイント②

地域のみでは作成が困難な方については

専門職の協力を得て作成を進める

ポイント③

単なる計画作成のみに終わるのではなく、

関係機関と連携し、地域防災力の向上を目指す

I 計画作成の「体制」に関する課題

- A) 自主防災組織が未結成の町内会に対する結成促進、計画作成の取組への支援
- B) 医療・介護依存度の高い方の計画作成には、ケアマネジャー等の医療・保健・福祉の専門職の参画がなければ、地域のみでは対応が困難

避難支援体制の核となる自主防災組織の結成・活動の促進を図るとともに、医療・保健・福祉の専門職の参画を得るための仕組みの構築が不可欠。

II 計画作成の「方法」に関する課題

- A) 自主防災組織等に対する具体的な計画作成方法や個人情報の取扱いへの理解促進
- B) 医療・保健・福祉の専門職に対する計画作成方法や防災知識への理解促進

具体的な計画作成方法等に関する理解促進を図るための仕組みが不可欠。

III 計画内容の「実効性」に関する課題

- A) 関係機関同士の連携体制や情報共有の促進
- B) 実効性確保に向けた避難先の確保等の課題解決のための継続的な検討
(特に福祉避難所の確保、医療的ケアが必要な場合の電源の確保等)

関係機関の連携や情報共有、課題解決を図るための場が不可欠。

岡山県岡山市の取組（まとめ）

岡山市担当者の主な説明内容

- 岡山市では市内3地区をモデル地区として選び、取組を進めている。6月に開始し、現在、全地区で計画の作成は一通り完了。うち1地区では、避難訓練も実施。
- 各地区の自主防災組織を中心とし、「訪問・聞き取り」「調整会議」「避難訓練」の3段階で取組を進めている。
 - ・平成30年7月豪雨を踏まえて、岡山市では避難支援体制の中核となる自主防災組織の結成を促している。今回のモデル事業においては、「まずはやってみる」ということを重視し、取組の開始時点で完璧に手順や段取りを決めるのではなく、実際に計画の作成に取り組む中で取組の手順や段取りが「訪問・聞き取り」、「調整会議」、「避難訓練」の3つの段階に整理されてきた。
 - ・特に、避難行動要支援者に身近な存在である民生委員さんやケアマネジャーさん等に実際に参画をいただくことで、具体的にどういった効果があるのか、なぜこうした方々の協力が大切なのかが分かってきた。
 - ・机上の検討だけではなく、実際に地域と一緒に計画作成に取り組んだからこそ、具体的な作成手順や役割分担などが見えてきたことから、今回の経験をベースとして今後具体的な手法等を整理していきたい。
- 優先度は、災害リスクの高さをもとに判断した。作成の必要性の理解を得るには、災害リスクで判断するのが最も有効。作成の手法(案)(作成における役割分担)については、症状などをベースとして検討中。
- 避難訓練を実施した地区では、防災教育の観点で連携した中学校の生徒にボランティアで入っていた。この経験から、地域全体での避難の意識向上に向け、この取組を生かせるのではないかと考えている。
- 中間時点の課題については、「体制」「方法」「実効性」の3つの観点から整理。
 - ・「体制」は、医療・保健・福祉の専門職に参画いただく仕組みを、しっかりと作っていく必要がある。
 - ・「方法」については、住民の方からは、「どのように作ればよいか分からない」といったことがある。個人情報の取扱いなどの技術的なことや、作成の手順など要点は、行政からわかりやすい情報提供が必要。
 - ・「実効性」の確保のためには、実際に取組を積み重ねる中で、継続的に検討や情報共有を進める必要がある。

個別避難計画

(様式例)

ふりがな			
氏 名	生年月日	大・昭 平・令	年 月 日 (歳)
	性 別	男 ・ 女 ・ その他	
住 所	岡山市 区		
避難時に配慮 しなければならない事項	あてはまるものすべてに☑ ☐ 立つことや歩行ができない ☐ 音が聞こえない ☐ 物が見えない (見えにくい) ☐ 言葉や文字の理解が難しい ☐ 危険なことを判断できない ☐ 顔を見ても知人や家族と分らない ☐ その他 ()		
同居家族等	なし・配偶者・子・父母・祖父母・孫 その他 ()	本人 連絡先	
緊急時の 連絡先①	氏 名 (団体名)	ふりがな	
	住 所		
	連絡先	電話番号 1 : 電話番号 2 : メールアドレス : その他 :	
緊急時の 連絡先②	氏 名 (団体名)	ふりがな	
	住 所		
	連絡先	電話番号 1 : 電話番号 2 : メールアドレス : その他 :	
特記事項	例：普段いる部屋、寝る位置、不在時の目印、避難済みの目印など		
避難支援者 情報①	氏名 (団体名及び代表者)	ふりがな	
	住 所		
	連絡先	電話番号 1 : 電話番号 2 : メールアドレス : その他 :	
避難支援者 情報②	氏名 (団体名及び代表者)	ふりがな	
	住 所		
	連絡先	電話番号 1 : 電話番号 2 : メールアドレス : その他 :	
避難先等情報 ※位置・経路・移動するまでの注意すべき事項など			

様式の取り扱いについて

- ▶ 現行様式は、初めて個別避難計画の作成に取り組む方であっても取り組みやすいよう、内容を簡素化。
- ▶ 現行様式に含まれていない情報であっても、支援にあたって必要となる情報もあると考えられることから、例えば、各地域で必要な情報を付加するなど可能としている。
- ▶ 今後、福祉専門職の方など、専門的知見を有する方にも個別避難計画の作成にご協力いただくことを想定していることから、例えば、作成される方のスキル等に応じて、使用する様式を分けること等についても検討中。
- ▶ こうした点について、岡山市では、現在実施中の個別避難計画作成モデル事業の成果等を踏まえて、より使いやすく、より効果的な内容となるよう運用を整理する予定。

地域における避難行動要支援者の個別避難計画の作成への取組を推進するため、地域の自主防災組織や町内会、民生委員・児童委員の方々向けに、その必要性や実際に計画作成を進めている地域の取組等に関する講演を中心とした説明会を新型コロナウイルスへの感染予防にも配慮して実施。

開催概要

■開催時期・回数

令和3年8月～10月ごろにかけて
市内4区で各区2回ずつ(+追加開催あり)
計10回開催

■参加対象者

地域の自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員
など

■内容

- (1) 市からの説明(「個別避難計画の作成について」)
 - (2) 有識者による基調講演
 - (3) 市内自主防災組織による取組紹介
 - (4) 登壇者によるパネルディスカッション
 - (5) 市からの説明(「避難所開設・運営について」)
- 全体2時間30分

感染予防への主な配慮

- 会場内の密を避けるため、各回の参加人数を制限するとともに、複数回開催し、参加者の分散を実施。
- 参加者のマスク着用を徹底するとともに、来場時、説明会時、休憩時、退場時の会話を控えるよう周知。
- 消毒備品等を各所に設置し、来場者・職員等に手指消毒を徹底。
- 来場時に検温を実施し、有症状者(発熱、風邪、味覚臭覚の異常等の症状)は入場を回避するなどの取組を実施。
- 来場時の密を避けるため、対人距離を確保した整列を促し、列にマークを付ける等の対策により、混雑を回避。
- 登壇者、スタッフ含めた関係者はフェイスガード及びマスクの着用を徹底。
- 机上に透明アクリル板を設置し、飛沫の防止対策を実施。
- 換気を適切に実施。
- 会終了後の退席を数回に分け、退場にあたっての混雑防止を図る。
- 遠方の講師については、Zoomを活用し、オンライン形式での講演と組み合わせて実施。

【真に避難支援を要する者の把握】

毎年11月に行われる「住民支え合いマップづくり」の直前に、要支援者の状況について変化等がないか、民生委員に再度調査を依頼し、要支援者名簿を最新の状態に更新している。

【実効性のある個別避難計画の作成】

住民支え合いマップづくりの際に要支援者区分シートを基に優先度を3段階に細分化し、優先度の高い要支援者について各地区数名程度に絞り込み、優先度が高い順から個別避難計画を策定している。

A：寝たきりなどで専門的支援が必要な人

B：一部介助、車いすなどで移動ができる人

C：一部支援や見守りで生活可能な人

【行った取組と今後の予定】

令和3年 8月25日 庁内関係各課、地域包括センター、社会福祉協議会で打ち合わせ会議を開催

令和3年10月 8日 庁内関係各課、地域包括センター、社会福祉協議会で推進会議事前打ち合わせを開催

令和3年10月14日 個別避難計画作成モデル事業実施に伴う推進会議を開催

令和3年11月18日 見守りネットワーク事業「住民支え合いマップづくり」を開催予定

令和3年12月～

令和4年1月 専門職連携会議を開催予定

令和4年 2月 個別避難計画作成モデル事業実施報告に伴う推進会議を開催予定

【福祉専門職の参画】

地域住民主体で作成した個別避難計画を今後どのような形で福祉専門職等の参画を得ながら作成を進めるのか。

【避難行動要支援者の登録】

避難行動要支援者名簿への登録は、手上げ方式のため全対象者を網羅できていない。そのため、支え合いマップづくりの場で地域での見守りが必要と判断された要配慮者について、名簿への登録を引き続き呼びかける。

【実効性のある計画】

作成したら終わりではなく、避難訓練等を実施することで計画内容の改善や実効性をどのように確保するか。

【個別避難計画の重要性の理解促進】

個別避難計画について、理解を深め、地域ぐるみでの避難支援の更なる促進。

群馬県榛東村の取組（まとめ）

榛東村担当者の主な説明内容

- 榛東村では毎年11月に、様々な地域支援者に参集いただき、「住民支え合いマップづくり」を開催。
R元年度には、要支援者の優先度を参加者相互で考え、R2年度には優先度が高い50人の要支援者について、個別避難計画を作成。
- 取組のポイント。
 - （1）真に避難支援を必要とする人の把握。住民支え合いマップづくりを開催する直前に、要支援者の状況に変化がないかを民生委員に再度調査いただき、避難行動要支援者名簿を最新の状態に更新。
 - （2）優先度をA～Cの3段階に分け、優先度の高い要支援者を絞り込み、個別避難計画を作成。今年度は、医療等の必要な方として区分Sを新設し、着手する予定。
- 今年度の取組。
 - ・ 8月25日と10月8日に、庁内関係各課と地域包括支援センター、村社会福祉協議会の事務担当で、推進会議の事前打ち合わせ会議を実施。専門職との関わり方について検討・協議。
 - ・ 10月14日には推進会議を開催し、庁内関係各課の所属長、事務担当者、社会福祉協議会をはじめとする地域関係機関の代表者等で情報共有し、今後の方針を固めた。
 - ・ 今後、11月18日に今年度の住民支え合いマップづくりを開催。12月～1月の間に専門職との連携会議を開催。2月に推進会議を再度開き、実績報告をする予定。
- 榛東村での中間時点での課題。
 - （1）地域支援者主体で個別避難計画を作成。しかし、優先度で分けた区分Sの方については、福祉専門職等の参画を得ながら作成を進めていくよう検討中。
 - （2）民生委員に依頼し避難行動要支援者名簿に漏れた者を補完するため取組中。
 - （3）実効性のある計画にするため、作成したら終わりにするのではなく、避難訓練を実施してフィードバックすることで、計画内容の改善や実効性を精査。
 - （4）取りこぼしのない避難の実現に向け、個別避難計画に関する住民の理解を深め、地域ぐるみの避難支援の更なる促進。

取組の主体：榛東村社会福祉協議会

- 一人一人が思いやり安心して暮らす村づくりを目標に各種事業を展開している。
- 「住民支え合いマップづくり」のほかにも、一人暮らし高齢者宅や通学路等の除雪支援体制の構築に取り組んでいる。

取組の内容

- 災害から命を守り、安心して暮らし続けるため、顔の見える関係作りや地域ぐるみの支え合いの体制を作ることを目的として平成19年度以来「住民支え合いマップづくり」を実施しており、この取組を個別避難計画作成につなげている。
- これは、地図上で地域住民同士が、避難行動要支援者や要配慮者等の状況、地域資源、地域課題等について、自身の地域を鳥の目と虫の目のごとく包括的に見て情報を把握、共有して課題解決に向けて話し合う。地図作成は目的ではなく、参加者相互の顔の見える関係作りを特に大切にしている。
- 災害発生時等に駆けつけられる支援者や危険個所などの地域の情報を地図に示し、見守りを行う支援者が共通理解を図るため、毎年情報を更新している。
- マップづくりに当たり、自治会長、民生委員・児童委員、駐在所員、防災ボランティア、消防団員、学校関係者、農協職員、村議会議員など、地域の実情を把握している200人を超える方々に参加をいただいている。
- 作成手順の概要
 - ・ 避難行動要支援者宅は赤で塗りつぶす 
 - ・ 普段から付き合いがある家同士は青い矢印でつなぐ 
 - ・ 地域資源者（医師、看護師、職人など）の自宅は黄色で塗りつぶす 
 - ・ 支援をする方の家から避難行動要支援者宅まではピンクの矢印でつなぐ 

【参考】住民支え合いマップづくりについて②

支え合いマップづくり全体



支え合いマップづくり



個別避難計画

記載例		避難支援プラン（個別計画）		No.			
自治会名	○ 榛東太郎	氏名	○ 浅岡太郎	住所	榛東村大字○○○○○	電話	○○○○-○○-○○○○
民生児童委員	○ 榛東花子	氏名	○ 富士二郎	住所	榛東村大字○○○○○	電話	○○○○-○○-○○○○
避難行動要支援者	○ 一人暮らし高齢者 □ 高齢者のみ世帯 □ 障がい者（身体・知的・精神） 手帳（有・無） □ 避難分遣認定者（介護度 1） □ 認知症（有） □ その他（ ）	氏名	○ 谷川光男	住所	榛東村大字○○○○○	電話	○○○○-○○-○○○○
住所	○ 榛東村新井○○○	氏名		住所	榛東村大字	電話	○○○○-○○-○○○○
氏名	○ 赤城紋次郎	氏名		住所	榛東村大字	電話	○○○○-○○-○○○○
緊急時の家族等の連絡先	氏名	○ 赤城愛子	住所	○ 前橋市上野町赤城山○○	電話	○○○○-○○-○○○○	
家族構成・同居家族等	氏名	○ 赤城愛子	住所	○ 前橋市上野町赤城山○○	電話	○○○○-○○-○○○○	
避難経路	○ 男性本人	氏名	○ 赤城愛子	住所	○ 前橋市上野町赤城山○○	電話	○○○○-○○-○○○○
避難場所	○ 一人暮らしはそれぞれマークひとつ	氏名	○ 赤城愛子	住所	○ 前橋市上野町赤城山○○	電話	○○○○-○○-○○○○
避難支援	○ 必ず必要 □ 前から支障までない □ 難し □ その他 □ 本人の判断で	氏名	○ 赤城愛子	住所	○ 前橋市上野町赤城山○○	電話	○○○○-○○-○○○○
特記事項	○ 本道の平屋、台所等心配	氏名	○ 赤城愛子	住所	○ 前橋市上野町赤城山○○	電話	○○○○-○○-○○○○
緊急連絡先	○ あり □ なし	氏名	○ 赤城愛子	住所	○ 前橋市上野町赤城山○○	電話	○○○○-○○-○○○○

地域支え合い活動



R3 村上市個別避難計画作成モデル事業

－ 地域防災と介護・福祉の連携による個別避難計画作成推進事業 －

【個別避難計画の作成推進の要点】

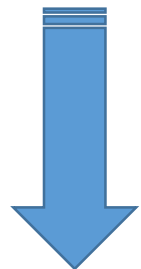
- ①市関係部署（防災・福祉）の共同体制で実施
- ②災害時における危険地域や身体状況を踏まえ、優先度の高い対象者から取り組む
- ③有効性や実効性を考慮した「個別避難計画」の様式作成（見直し）
- ④市が主体となり、地域の防災関係者、介護・福祉関係者と連携して作成



モデル町内(集落)を選定し、重点的に取り組む

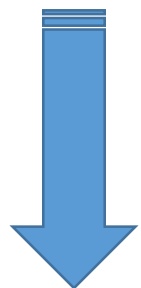
【モデル事業の推進イメージ】

STEP1 モデル町内(集落)の選定



- ・災害種別を設定し、危険度が高い町内（集落）を地区ごとに選定する。
- ・対象とする町内（集落）に対して、取り組みの目的や内容等を説明し、モデル町内としての参画を依頼し、了承を得る。

STEP2 個別避難計画を作成する対象者の選定



- ・モデル町内の避難行動要支援者名簿対象者の内、避難支援の優先度が高い方（要介護度3以上、身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A所持者、寝たきり度B以上、認知症度Ⅱ以上）をピックアップする。⇒介護高齢課でデータ作成

STEP3

福祉専門職（ケアマネジャー、相談支援専門員）の参画

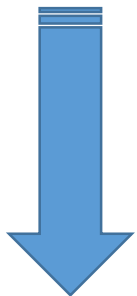
- ・ 個別避難計画作成の推進に福祉専門職の参画が求められているため、ケアマネジャー等に事業への参画を依頼する。
- ・ 参画を依頼するケアマネジャー等については、モデル町内で個別避難計画の作成対象者を担当している方に依頼する。
- ・ ケアマネジャー等の役割としては、研修会・会議への参加（謝礼支出）、担当者の個別避難計画の作成（委託料支出予定）など

STEP4

避難支援等関係者「合同研修会」

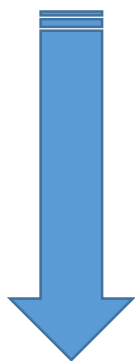
- ・ 新潟大学の田村教授を講師に迎え、講演会を行い、取組の重要性等を学び、知識の向上を図る。
- ・ 関係者間で意見交換を行い、地域の現状や課題等について情報共有を図る。
- ・ モデル事業の方向性や今後のスケジュール等を確認する。

STEP5 個別避難計画の様式づくり(見直し)



- ・国の指針等を踏まえながら、有効的で実効性のある計画にするために、記載項目やレイアウト等を検討する。
- ・ケアマネジャー等の専門的な意見を取り入れる。
- ・福祉避難所への直接避難を考慮する。

STEP6 「個別避難計画作成推進会議」の開催

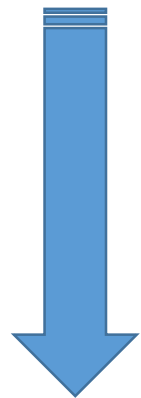


福祉専門職の関わり方や役割、実効性のある個別避難計画（様式）の内容を検討しながら、計画作成を進めるための具体的な方策等を検討する。⇒**個別避難計画作成の実証**

★参集メンバー

⇒避難支援等関係者及び介護・福祉関係者

STEP7 地域調整会議の開催

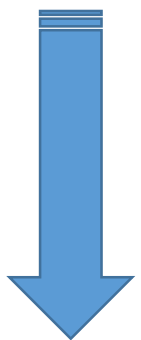


「個別避難計画」を作成する対象者の情報を共有し、具体的にどのように支援するのか、誰が支援するのか、対象者に対する声かけをどのようにするのか等を具体的に調整しながら、計画作成（実証）を進める。

★参集メンバー

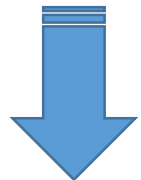
⇒避難支援等関係者及び介護・福祉関係者

STEP8 個別避難計画の作成（実証）



- ・推進会議や調整会議での内容を踏まえて取り組む。
- ・対象者宅を訪問し、計画作成について説明し、了承（同意）を得る。
- ・本人または家族から必要な内容を聞き取り、様式に記入する。
- ・避難支援に協力してくれる近所の方（協力者）を決める。

STEP9 「個別避難計画」の提出・製本



- ・作成した「個別避難計画」を市へ提出する。
- ・提出された「個別避難計画」を製本する。

STEP10 「個別避難計画作成推進会議」の開催（取組の検証）



- ・今回の取組における課題等を抽出し、修正箇所等の整理を行い、取組の手法等を再検討する。
- ・今後の「個別避難計画」の作成推進の「モデル」を検討する。

STEP11 個別避難計画作成の推進



- ・「村上市モデル」を他地域の避難支援等関係者や介護・福祉関係者に周知しながら、個別避難計画の作成を推進する。
- ・5年間で優先度の高い方の個別避難計画作成に取り組む。

市・地域・福祉が一体となった避難支援体制の構築

現時点における課題

★モデル町内を選定し、事業に取り組んでいるが、町内の現状（高齢化・人口減）や取組に対する考え方の違い等があり、個別避難計画作成の「推進モデル」を構築できるかが課題である。

- ・避難支援を行う人材の不足
- ・地域による避難支援の取組に対する理解の相違
- ・避難支援における困難ケースへの対応

★個別避難計画を作成するにあたり、対象者の避難支援を行う支援者（協力者）を決めることにしているが、スムーズに進められるかが課題である。

- ・責任を負うことに対する不安感
- ・支援する側と支援される側双方の理解が必要
- ・他人への個人情報等の提供に対する抵抗感

★「個別避難計画」の更新をどのように進めていくかが課題である。

- ・更新作業にかかる職員の労力の増加
- ・地域の防災関係者や介護・福祉関係者の協力が必要

★「福祉避難所」への直接避難をどのように進めていくかが課題である。

- ・受入施設や収容可能人数の確保が困難
- ・福祉避難所への直接避難者の選定や移動方法、対象者の管理等が課題

「村上市個別避難計画作成モデル事業」に参画する関係者を対象に開催し、個別避難計画の意義（目的、制度概要、作成の必要性等）を理解し、地域の現状や課題等について意見交換を行い、関係者の知識の向上や情報共有を進めるための会を、新型コロナウイルスへの感染予防にも配慮して開催。

開催概要

- ① 基調講演（新潟大学 田村圭子教授）
「個別避難計画作成モデル事業（内閣府）に取り組む意義」
- ⇒ ② 村上市からの説明
- ⇒ ③ 地区ごとに別れて心配なことや課題がないか話し合い
- ⇒ ④ 全体会に戻り、課題等について共有し、田村教授からアドバイスを受け、不安感の解消を図り、取組の必要性を確認

参加者

モデル町内（集落）の関係者、モデル事業に参画する介護・福祉関係者及び市関係者

感染予防への配慮

- 対面でなく、リモートでも参加できるようWeb会議の仕組みを活用。
- ハブとなる会場とサテライトの会場を設けて、感染リスクの低減を図った。
- 物理的に対面が必要な場面では、市の方針を踏まえて、感染拡大予防ガイドラインを踏まえて対応。

【配慮した主な事項】

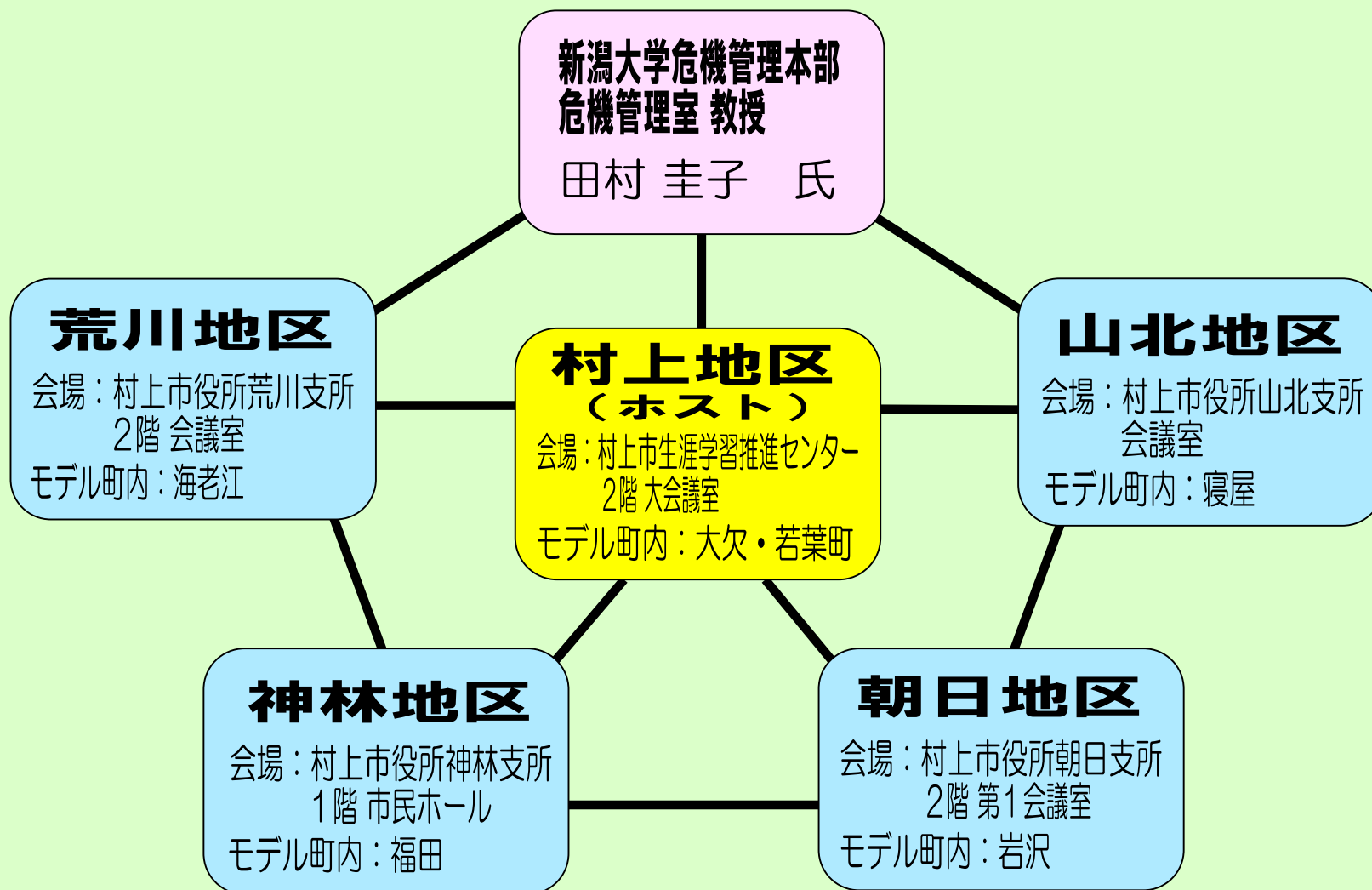
- ・ 消毒備品等を各所に設置し、来場者・職員等に手洗いや手指消毒の徹底を周知。
- ・ 施設共用部の消毒を徹底するなど、衛生管理を徹底。
- ・ 参加者のマスク着用の徹底や飛沫防止のため参加者間にパーティションを設置。
- ・ 換気を適切に実施。窓の開放が適当でない場合等は、適切な空調設備を活用し常時換気を徹底。
- ・ 来場時に検温を実施し、有症状者（発熱、風邪、味覚臭覚の異常等の症状）は入場を回避するなどの取組を実施。
- ・ 職員等に対して定期的な検温や健康記録を実施。
- ・ 体調不良の参加者には、参加を見合わせるようお願いした。
- ・ 参加者が順守すべき事項は、会場内において、各所への掲示やアナウンス等で周知。
- ・ 実施にあたり、「身体的距離の確保」、「密集の回避」、「発声の管理」、「連絡先の把握」の各事項について計画を立てた。
- ・ 参加者・職員の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成。 など

村上市は、合併前の旧市町村ごとに地区を形成しており、本モデル事業では、地区ごとに「モデル町内(集落)」を選定し、重点的に取組を進めている。



R3 個別避難計画作成モデル事業

避難支援等関係者「合同研修会（オンライン）」 イメージ（Zoom）



表面

災害時見守りカード（個別避難計画）【記入例】

作成日：令和 3年12月 1日

優先度	優先1	《優先度の目安》 優先1⇒救助が必要 優先2⇒支援が必要 優先3⇒声かけが必要				
基礎情報	氏名	村上 桂太郎	生年月日	昭和11年4月1日		
			年齢	85	性別	
				男		
	住所	村上市三之町1番1号				
	電話	53-2111	FAX	53-3840		
	家族情報等	・妻(花子・80歳)と二人世帯 ・子供が二人いるが、長男は県外、長女は市外に住んでいる。 ・長女は月1・2回帰省の様子を見に来る。				
身体状況	要介護度	要介護3	介護認定有効期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日		
	介護支援専門員	村上居宅介護支援センター	荒川 花美			
	障害者手帳	身体障害者2級	障害支援区分	区分3		
	相談支援専門員	相談支援事業所 むらかみ	朝日 一郎			
	かかりつけ医	神林医院	神林 太郎			
	特記事項	脳梗塞の後遺症により、右半身が不自由である。移動には車イスを使っており、車イスは妻が介助しているが、妻も高齢であり介助が大変な状況になっている。				
洪水浸水想定区域	該当・非該当・未調査	津波浸水想定区域	該当・非該当	土砂災害警戒区域	該当・非該当	
	浸水深 50m～100m未満	浸水深 50m～100m未満				
避難場所	地震	一時避難場所	三之町公会堂			
		指定避難所	村上小学校			
		指定福祉避難所	指定無し			
	水害その他	一時避難場所	三之町神社			
		指定避難所	村上小学校			
		指定福祉避難所	指定無し			

裏面

	氏名	住所	連絡先
緊急連絡先	① 村上 一郎 関係：長男	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	自宅：03-0000-0000 携帯：03-0000-0000 携帯：090-0000-0000
	② 山北 一子 関係：長女	新潟市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	自宅：025-000-0000 携帯：03-0000-0000 携帯：090-0000-0000
	③ 村上 太郎 関係：弟	村上市〇〇町〇番〇号	自宅：0254-00-0000 携帯：03-0000-0000 携帯：070-0000-0000
避難支援協力者	① 〇〇 〇〇 関係：近所	村上市三之町〇番〇号	自宅：0254-00-0000 携帯：060-0000-0000 備考：斜め向かいの家
	② ●● ●● 関係：近所	村上市三之町●番●号	自宅：0254-11-0000 携帯：060-0000-0000 備考：親戚(甥)
	③ △△ △△ 関係：近所	村上市三之町△番△号	自宅：0254-22-0000 携帯：040-0000-0000 備考：平日の日中は仕事
避難支援の方法及び留意点など	・避難口は、車イスの乗降や移動の介助等の支援が必要。 ・少し耳が遠いため、声が丸い配慮が必要。		

※避難支援協力者も被災する場合がありますので、避難支援を確約するものではありません。

《同意確認》

令和 3 年 〇 月 〇 日

上記の記載内容について確認の上、災害時の避難支援のために、避難支援等関係者（区長、自主防災会、消防団、民生委員・児童委員、避難支援協力者、介護・福祉関係者等）に対して、事前に情報提供することと同意します。

氏名（本人署名） 村上 桂太郎 電話番号 53-2111

氏名（代理人） 山北 一子（本人との関係：長女）

※本人が署名できない場合は代理人が記入し、代理人氏名及び関係も記入してください。

問い合わせ先

村上市介護高齢課高齢者支援室 TEL 53-2111(内線 3420, 3421)
 各支所地域振興課地域福祉室(直通)
 荒川支所 TEL 62-3104 神林支所 TEL 66-6113
 朝日支所 TEL 72-6887 山北支所 TEL 77-3113

※現在検討中の様式（案）になります。実証結果や地域防災関係者、介護・福祉関係者からの意見等を踏まえ、修正等を行います。

村上市担当者の主な説明内容

- 作成推進の要点として、4つ挙げております。
 - ・市関係部署との共同体制で実施。
 - ・災害時における危険地域や身体状況を踏まえて優先度の高い対象者から取り組む。
 - ・有効性、実効性を考慮した個別避難計画の様式の見直し。
 - ・地域防災関係者、介護・福祉関係者と連携して作成に取り組む。その上でモデル町内を選定し、重点的に取り組む。
- 事業の推進イメージ。
 - ステップ1 5つの地区ごとにモデル町内を選定。
 - ステップ2 計画を作成する対象者の選定と優先度の検討に並行して取組。（実際の取組と優先度の検討を同時に進めることによる相乗効果があった。）
 - ステップ3 関係するケアマネジャー、相談支援専門員にモデル事業への参画を依頼。
 - ステップ4 モデル事業に参画する関係者を対象に、合同研修会を開催。研修会では新潟大学の田村圭子教授を講師に迎えて講演いただき、関係者間で意見交換等を実施。（顔の見える関係づくり）
 - ステップ5 避難計画の様式の見直し。
 - ステップ6 モデル事業の推進に必要なことを検討するため、推進会議を開催。
（現在、このあたりまで進行している状況。）
 - ステップ7 関係者間で計画を作成する対象者の情報共有や、具体的に誰が支援するのか、どのように働きかけるのか等を、地域調整会議を開催して検討。
 - ステップ8 対象者の個別避難計画の作成。
 - ステップ9 作成された個別避難計画の提出。
 - ステップ10 事業の検証。
- 村上市の推進モデルを作成し、5年かけて、ハザードマップ上の危険区域や身体状況等を踏まえ、優先度の高い方から計画作成を進める。（本人の希望や地域の避難支援等関係者、介護・福祉関係者が優先する方も含む。）

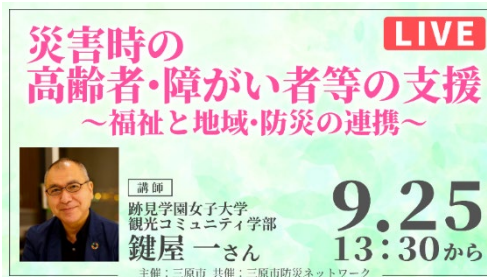
○モデル地域での個別避難計画作成の取り組み

- ・福祉専門職と民生委員，防災会で対象者の個別訪問，聞き取りを実施
- ・訪問後に聞き取りの振り返りと地域と専門職との情報共有，避難方法の検討を行った



○事業の周知，啓発

- ・福祉・防災関係者向けに講演会を実施
講師：跡見学園女子大学 鍵屋 一 教授
(9月25日オンライン開催)
- ・講演会後にモデル地域である小坂町防災会役員，民生委員と講師とで意見交換会を実施
- ・FMみはらでの事業の周知
- ・介護支援専門員連絡協議会
研修会での説明



○三原スタイルでの検討

- ・避難行動要支援者避難部会でモデル事業のすすめ方の協議
- ・福祉，防災に限らない民間事業者との連携の検討



○モデル地域以外での避難支援体制づくり

- ・地域での避難支援ネットワーク会議開催の協力
- ・避難支援体制づくりに取り組むための事業説明

○個別避難計画作成対象者について

- ・避難することに不安がある人 → 家を留守にすることに不安がある。
災害時にいつも利用している福祉サービスを使うと決めたものの、家を出ることが難しいと思われる。
- ・警戒区域に住んでいる自覚のない人 → 平成30年7月豪雨で被災したあと、急傾斜地にブロックを積んだから大丈夫、と言われている。
- ・家族の支援拒否がある人 → 専門職が危機感をもって対象者に選定したものの、家族が地域の介入を嫌がった。

【対応の方向性】

- ・無理に避難させるのではなく、本人の思いに沿うように。避難行動を2種類提示する。
(例：普通の雨なら自宅でもいいけど、ひどいときには避難所に行きましょう)

※今回のモデル事業での対象者を6月に20人選定したが、10月の訪問時に確認すると、そのうち4人が入院、入所していた。避難行動要支援者の情報更新の重要性を感じた。

○福祉専門職との連携について

「今までも災害時のことは不安に思っていた」と協力的な専門職がいる一方で「本来業務から逸脱している」「負担になる要請」という意見が出ている。

【対応の方向性】

- ・協力的な人からすすめていき、利用者の安心感につながったという話をしてもらう。

三原市担当者の主な説明内容

- モデル地域内での個別避難計画作成の取組。
 - ・ 小坂町防災会（モデル地域）で対象者を約20名を選定。10月に福祉専門職と民生委員、防災会で対象者の個別訪問し、聞き取りを6回に分けて実施。各回とも、その後に訪問した関係者が集まり、情報共有し、避難方法を検討。
 - ・ 事業の周知・啓発として、鍵屋一先生に御協力いただき、9月25日に講演会を開催。緊急事態宣言中ではあるが、オンラインとすることにより開催可能とできた。講演会終了後、鍵屋先生と小坂町防災会（モデル地域）とがオンラインで意見交換を行った。
 - ・ 「三原スタイル」（危機管理課が事務局となり、市民の避難行動促進のために福祉・防災に限らない民間事業者とが連携する協議会）での取組を進めている。
- モデル地域以外での避難支援体制づくり。
 - ・ 小坂町防災会以外の防災会等による避難支援ネットワーク会議の開催を支援した。
 - ・ 自主防災組織連絡協議会を通じ、複数地区で避難支援体制づくりに取り組むための事業説明を実施。
- 現時点の課題。
 - ・ 実際に個別避難計画を作成したが、作成される対象者の課題も浮き彫りになった。⇒「本人が避難に積極的ではない」、「警戒区域に住んでいる自覚がない」（正常性バイアス・問題意識の共有の不足）、「家族の理解が難しい」など。
 - ・ 連携について、「普段の業務が忙しく、負担になる」という意見も一部福祉専門職からあった。
- 今後の方向性。
 - ・ 計画作成対象者については、無理に避難させるのではなく、本人の思いに寄り添い、避難行動について複数の選択肢を提示できるようにしたい。
 - ・ 福祉専門職との連携についても無理強いすることなく、協力いただける方から進める。
 - ・ 前向きになれる事例、「地域に助けてくれる人がいることがわかり安心した」などの個別避難計画の作成が利用者の安心感につながったという、避難行動要支援者の声を紹介していきたい。

Q & A

Q. 三原市さんは福祉専門職、民生委員、防災会で個別訪問して、それでどうアプローチするのかというお話でした。これは最終的にどう住み分けることになっているのか、もし追加で説明があれば、ぜひ伺いたいと思います。

A. 福祉専門職、民生委員、防災会と一緒に避難行動要支援者を訪問する件ですが、現段階では、三原市が関係者との連絡や日程調整等をし、個別避難計画の作成は防災会が中心となり取り組んでいる。

これは、今回モデル地域に選ばれた地域は、地域のつながりが強い地域ではあったので、そこは防災会主体で取組を進めている。

今後、別の地域で取組を進める場合、地域のつながりが少し弱めの地域であったり、防災会がない地域であったら、そこは専門職中心で取組を進めていくことを検討している。

個別避難計画の作成に協力した地域包括支援センター職員・ケアマネジャー・相談支援専門員、民生委員、行政、警察、消防等も参画し、自主防災組織が主催する防災訓練を、新型コロナウイルスへの感染予防にも配慮して開催。

開催概要

11月3日（水・祝） 場所：三原市立沼北小学校 （グラウンド、体育館、1階多目的教室）
大雨により、8時30分に高齢者等避難が発令されたとして、町民が避難を行う。
約200名が参加。

【個別避難計画の実証】

- ① バス・タクシー会社と連携し、民生委員・支援者の避難誘導により避難所へ避難する（11名）
- ② 自力で避難できる高齢者が避難所へ避難し、支援者が避難の完了を確認する（1名）
- ③ 高齢者福祉施設と連携し、福祉避難所への直接避難を行う（3名）
- ④ 福祉サービス利用想定の高齢者について、ケアマネとの電話訓練を行う（1名）

【地域の防災訓練として】

防災用品の展示、土のう作り、少年消防クラブの通報訓練、消火器訓練、起震車体験等



感染予防への配慮

- 避難者について、看護師資格のある地域住民による体調確認と検温を実施。
- 福祉避難スペースでの机の配置をスクール形式にして、避難者同士が対面にならないようにした。
- 地域住民と関係機関とで受付を分けて、密集を回避した。
- 人が多く集まる活動は屋外のみとし、さらに3グループに分けて活動を行った。

【配慮した主な事項】

- ・ 消毒備品等を各所に設置し、来場者・職員等に手洗いや手指消毒の徹底を周知。
- ・ 室内は福祉避難スペースの設置、防災用品の展示のみとし、換気を適切に実施。
- ・ 避難行動要支援者で避難支援を受ける人については、避難前に検温及び体調確認を実施。
- ・ 来場時に検温を実施し、有症状者（発熱、風邪等の症状）は入場を回避するなどの取組を実施。
- ・ 訓練計画時に、市保健福祉課に感染予防の方法等について相談した。
- ・ 参加者が順守すべき事項は、会場内において、各所への掲示やアナウンス等で周知。
- ・ 参加者・職員の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成。



安心・安全は地域から

**地域の力で災害に
強いまちづくりを!**



●高齢者や障害者などを支援する個別避難計画作成モデル事業●

個別避難計画とは

個別避難計画とは…災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者など(避難行動要支援者)一人ひとりにつづ。

- 本人の心身の状況
- 緊急連絡先
- 避難支援をする人
- 避難場所

などをまとめたものです。市では、令和3年度から地域や福祉の専門職と連携した個別避難計画づくりを進めています。

地域の連携体制



民生委呂世昌 童叟委呂



地址市明聯

- ・ケアマネジャー
- ・相談支援専門員
- ・高齢者相談センター
(地域包括支援センター)

- ・訪問時に「備え」の確認
- ・安否確認

- ・福祉サービスの調整
- ・訪問時に「備え」の確認

- ・避難の呼び掛け
- ・一緒に避難

・地域の避難所での

自主防災組織・近隣の人



支援が必要な人の家を訪問

小坂町での取り組み

安全・確実な避難のため、支援が必要な高齢者や障害者一人ひとりに合わせた「個別避難計画」を作成しました。

個別避難計画 作成までの流れ

家庭訪問を行い避難行動について確認

小坂町の自主防災組織である小坂町防災会、民生委員、福祉事務所、行政が自力での避難行動が困難な人を訪問して、避難行動についての確認を行いました。ハザードマップや非常持出し袋などの備えの状況、災害が予測されるときにどういった行動をとるかなどを聞き取りました。

人

訪問内容をもとに
地域での検討会議

その内容をもとに、福祉専門職が支援すること、地域でできることについて話し合い、次のことなどを決めました。

- 避難先として福祉サービスを
利用するときは、防災会に伝える
- 自宅を避難場所とする人でも
雨がいつもより強いときは、防
災会が掛けをして避難する
- 避難するときには、非常持出
袋に常備薬なども入れておく
- 地域と福祉専門職が情報共
有できる体制をつくる

オモテテ

記載例

避難行動要支援者避難支援プラン（個別避難計画）

防災チェックシート（風水害時）

			令和 ○年 ○月 ○日	
ふ	り	が	み	は
氏	名	三原	花子	
住所			千723-0000	
三原市			港町三丁目5番1号	
電話・FAX			電話 0848-00-0000 FAX 0848-00-0000	
生年月日			明・大・・平・令 ○○年 1月 1日生 (80)歳	
必要な支援			なし・車椅子・筆談・読解・その他 ()	
自宅の災害リスク			土砂災害・洪水・高津・津波・その他 ()	
災害のおそれがあるときの行動			自宅2階・親戚宅 ()・避難所 (〇集合所) ショートステイ等施設 (△ホームム)・その他 ()	
緊急連絡先			三原 市郎 (子) 0848-00-0000 (日中は仕事しています) 本郷 花子 (姉) 090-0000-0000 (夜間は外出できません)	
地域で関わりのある人			久井 一子 08-00-00-0000 (サロンに一緒にに行っています) 大和 二男 00-00-00-0000 (隣の畑によく来ています)	
必ず持ち出すもの (常備薬等)			血圧の薬 老眼鏡	
関わりのある専門機関 (主治医・ケアマネ等)			△△医院 ●●用宅 介護支援事業所 (〇●ケアマネジャー)	
備 考				

この内容は避難支援等関係者、福祉専門機関、行政等と共有し、平常時の避難訓練と災害時の避難支援等について活用されることを承認します。また、災害時の避難支援について、避難支援等関係者にその責任を問いません。

署名

代理人署名

(読解:)

個別避難計画のポイント



高松青楓社課職員 藤本悦子

現在は、市や福祉専門職、防災に関わる人たちが共同して作成を進めています。日ごろから地域が高齢者や障害者などと関わりを持っておくことが、いざというときに役立ちます。

Point!
地域・専門職
行政が共有

個別避難計画は本人の同意の上、関係者で共有。

普段の様子を知って
おくことが大切！



ケアマネジャー
林 さおりさん

Point!
かかりつけ医や健康状態の確認
治療中の病気や常備薬、健康状態などを確認。

ウラ厩

Point!
緊急連絡先や
避難場所の確認
慌てず連絡が
取れるよう準備。

Point!
避難支援で配慮することの確認
誰とどんな方法で避難するか、何に気を付けるかなどを記載。

Point!
避難経路の確認
なるべく安全な
広い道を通っての
避難経路を作成



民生委員児童委員
左／大下朝子さん
右／佐木二美さん

小坂町での取り組み 防災訓練

土のう作りや
消火器の使用方法、
地震体験なども
実施しました。



**防災訓練を実施し
個別避難計画を検証**

11月3日に、小坂町で防災会主催の防災訓練を実施。沿北小学校を会場に、住民や福祉専門職など総勢200人が参加しました。大雨により警戒レベル3「高齢者等避難」が発令された状況を想定しての避難訓練も行いました。個別避難計画に沿って自宅から避難所まで実際に動いてみることで、それぞれの役割の確認や無理なく避難できるかなどを検証しました。

防災訓練の流れ



③車で避難所へ移動
個別避難計画に記載した避難経路を通り、安全に移動。



②高齢者と支援者が合流
一緒に避難する人防災会の人や民生委員などが高齢者宅へ迎えに行く。非常持出袋などを確認する。



①高齢者へ電話
警戒レベル3「高齢者等避難」が発令されたら、一緒に避難する人から高齢者へ電話。避難所に移動するため、迎えに行くことを伝える。

④避難所に到着
個別避難計画に沿って避難所の留意点を確認する。



小坂町では「逃げるが勝ち、逃げたら飯」という気持ちで取り組んでいます。具体的に何が出来るか、個別避難計画作成から取り掛かってみたいと思います。



小坂町防災会 会長
佐木 学さん

平成30年7月豪雨で家の裏の土砂が崩れてから、普段から防災を意識しています。今回は、車椅子の用意があったので、迅速に避難できて安心でした。



避難訓練に参加した
三宅剛明さん
千里さん

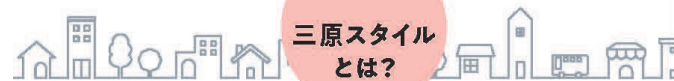
個別避難計画についての問い合わせ

「個別避難計画の作成に取り組みたい」「地域の避難支援体制をつくりたいが進め方が分からない」という場合は、高齢者福祉課まで問い合わせてください。事業の説明や福祉専門職との調整、地域の検討会議を支援します。

図 高齢者福祉課

☎ 0848-67-6055 ☎ 0848-64-2130

個別避難計画を作成している町内会・自治会



三原スタイル
とは？

三原独自の
避難行動促進
システムを構築

災害時だけでなく、日常から 企業・団体の活動に防災を組み込む

平成30年7月豪雨災害の経験から、市は県立広島大学と一緒に避難行動調査研究を進めてきました。その結果を受けて、市内で活動する30の企業や団体が市が一体となって効果的な市民の避難行動促進システムを構築するために、「市民避難行動促進『三原スタイル』構築連携協議会」を設立しました。行政を中心に構築された避難に関するシステムから、企業や団体のアイデアやノウハウを加えた三原独自の避難行動促進システムの構築へ。災害発生時の危険性を「自分のこと」として捉え、適切な避難行動をとります。

市民の生活に密着した30の企業や団体が参加

放送、道の駅、小売、ホテル・旅館、製造、損害保険、送配電、ガス、電気通信、倉庫、貨物自動車運送、港湾運送、船舶運航、旅客自動車運送、福祉、防災の各分野から企業や団体が参加し、市民の避難行動をサポートしています。

参加企業 の声	イオンリテール(株) イオン三原店 店長 森雅弘さん	中国電力ネットワーク(株)尾道 課長 岡 幸人さん
	普段から身近な店舗で声掛けをし、皆さんの防災意識を高めています。	停電情報は☎やアプリなどで情報発信していますので、活用してください。

具体的な取り組み

市民避難行動促進「三原スタイル」構築連携協議会では、4つの部会を設置して、取り組みを始めています。

01 避難情報 避難促進

参加企業店舗での避難情報などのアナウンスや非常持出品・家庭用備用品の特設販売を実施。



02 避難行動 要支援者避難

自主防災組織と福祉専門職が連携した個別避難計画の作成。バス・タクシーによる避難訓練などを実施して計画を検証。



03 ライフライン

電気・ガス・水道・電話の復旧見込みを伝える情報発信タイムラインの作成に取り組む。

04 物流・物資 調達

避難の長期化に備えた緊急物資の調達や輸送拠点の確保などに取り組む。

市民一人ひとりの意識を高めて、防災を「自分ごと」に

市と民間企業が協力して、災害発生前からの「備え」に力を入れています。身近な店などで防災情報に触れることで、皆さん一人ひとりが「自分ごと」と捉え、普段から備えよう、逃げようという意識を持って欲しいと思います。市全体で防災力の向上をめざしましょう。

危機管理課長 河野典



参加企業・団体

三原テレビ放送(株)
(株)FMみはら
(株)道の駅みはら(神明の里)
(株)よがす白電
イオンリテール(株)(株)フジ
(株)フレスタホールディングス
マックスバリュ西日本(株)
生活協同組合ひろしま
三原ホテル旅館同業組合
(株)八天堂 お多福造(株)
あいおいニッセイ同和損害保険(株)
中国電力ネットワーク(株)
広島ガス(株) 西日本電信電話(株)
永崎倉庫(株)
佐川急便(株) 城南運輸(有)
(株)上組 土生船(株)
三原交通(株) 城南観光(有)
(株)三原市社会福祉協議会
三原市老人福祉施設協議会
三原市介護支援専門員連絡協議会
三原市地域包括支援センター
三原市防災ネットワーク
三原市防災士ネットワーク
三原市自主防災組織連絡協議会

図 危機管理課 ☎ 0848-67-6066 ☎ 0848-67-6164

5 ● 広報みはら／令和3年12月号 ●

- ・ 市内全域の介護支援専門員から提供された災害時リスク・アセスメントシート情報を基に市が個別避難計画を作成するため、地域を限定することなく、市内全域の個別避難計画作成を推進することができる。
- ・ 介護支援専門員地域リーダーが中心となって活動しているため、事業所及び介護支援専門員の協力体制を構築することができる。
- ・ 作成された個別避難計画について、介護支援専門員と市だけでなく、自治会・自主防災組織・防災士が計画の検証に関わることにより、より実効性のある計画を作成できるとともに、計画作成関係者間の連携体制を構築することができる。
- ・ 既存の障がい者（児）の個別避難計画についても同様に検証する体制を構築することで、より実効性の高い計画へ更新することができる。

- ・今年度のモデル事業では、高齢者部門、障がい者部門の担当者が、個別避難計画の重要性を理解し大変協力的であるが、今後、人事異動で担当者が変わった場合や課題が見えた時に、庁内での横連携を継続していくための方法

四国中央市担当者の主な説明内容

- 四国中央市の取組ポイントとして、4点を挙げている。
 - （1）市内全域の介護支援専門員から提供された災害時リスクアセスメントシート
 - （2）介護支援専門員地域リーダー
 - （3）自治会・自主防災組織・防災士
 - （4）改正法施行前に作成された個別避難計画
- 四国中央市の現時点での課題。
 - ・今年度のモデル事業では高齢者部門、障がい者部門の担当者が個別避難計画の重要性を理解し、大変協力的。
 - ・しかし、今後、人事異動等で担当者が変わった場合や課題が見えたときに、市内での横連携を継続していくための方法を、今、探している状況。

Q & A

Q. 「介護支援専門員からの災害時リスクアセスメントシートをもとに市内全域で作成するので」とあっさりおっしゃったのですが、「それってすごくないですか」という感じです。もう少し教えていただけますか。

A. 介護支援専門員の地域リーダーから、介護支援専門員1人につき、避難行動要支援者1人分の災害時リスクアセスメントシートを提出するよう呼びかけ。7月7日にZoomで市内の事業所を結び、地域リーダーが介護支援専門員（市内の約130名）と所属事業所に依頼。9月末現在、110件が提出。現在、市で個別避難計画を作成中。なお、来年度以降は、優先度を考慮してアセスメントシートを提出いただく方向。

令和3年度愛媛県介護支援専門員地域リーダー養成研修実施要領

- 1 目的
- 各地域における地域包括ケアシステムの構築のため、その一翼を担う主任介護支援専門員の資質向上を図ることを目的に、主任介護支援専門員の中から地域リーダー及び地域リーダーと共に活動する人材を養成し、地域で活躍できる人材を育成する。
- 2 実施主体
- 愛媛県
- 3 対象者
- 地域リーダー

主任介護支援専門員研修修了者のうち、保健・医療・福祉との連絡調整（地域ネットワーク構築を含む。）や、他の介護支援専門員に対する助言・指導等の実績がある等、現在地域で活動しており、研修修了後も地域での活動が期待できる者。

○活動メンバー

主任介護支援専門員研修修了者のうち、地域リーダーと共に活動できる者、関係機関職員等。
- 4 研修内容
- | 研修名 | 開催時期等 | 内容・対象 | ねらい |
|---|------------------------------------|--|--|
| 【研修Ⅰ】
介護支援専門員
地域リーダー研
修会 | 令和3年7月
～
令和3年12月
(地域毎に開催) | 地域別演習
(県内6地域)
対象：地域リーダー及び活動メンバー | ・地域ネットワークづくりのために必要なスキルを学び、
地域の実情に合わせて実践する。
・各地域における自主活動が継続できる仕組みづくりを
検討する。 |
| 【研修Ⅱ】
介護支援専門員
地域リーダー研
究集会
(わがまちの活
動報告) | 令和3年12月～令和4年2月
(予定) | 活動報告
(過去10年間の活動含む)
情報交換
対象：地域リーダー、活
動メンバー、主任
介護支援専門員、
関係機関の職員等 | ・地域で活動する主任介護支援専門員同士の情報交換の
場（活動を報告し合う場づくり）を通して、共通理解を
深め、連携の強化を図る。
・それぞれの地域や所属における地域リーダー等の役割
を明確にする。 |
- ※ 本事業については、今年度を最終年度とします。
- ※ 地域別演習では、会場や人数等に配慮するなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分留意の上、実施してください。
- ※ 地域別演習結果報告は、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、オンラインもしくは人数を制限して実施することも検討します。
- 5 経費
- 受講料は無料とするが、旅費は各自の負担とする。なお、研修に使用する教材等の実費がある場合は、受講者の負担とすることがある。

●行政支援が必要な方の個別計画

町内の避難行動要支援者のうち行政支援が必要な方（地震津波以外）の選定を行い（12名）、計画を作成した。本人と話しながら避難先や行政が避難支援すること等を計画した。現在は計画をより実効性のあるものにするために防災部局含め協議中で11月中旬には完成予定。

●福祉避難所協議会

町内の福祉事業者（高齢、障害、子どもなど）が集まり、災害時要配慮者支援についての協議の場がある。

6月19日（土）福祉避難所運営訓練を実施した。その際には避難行動要支援者が3名参加し、備品の確認や避難経路、避難場所の確認をした。

福祉避難所協議会の中で個別計画についての協議を行い、各福祉避難所に避難する方の情報を事前に提供することとした（取り急ぎ公助が必要な12名）。また、各福祉避難所ごとに個別計画について協議を実施した。

●あったかふれあいセンター及び地域担当職員の活用

地域福祉の拠点（あったかふれあいセンター）を町内に6か所整備し年間延べ20,000人の町民の利用がある。地域の支え合いの仕組みづくりを目的に介護予防やフレイル対策、個別の課題から地域課題を見つけ資源づくりを行っている。各拠点にコーディネーターを配置している。

訪問時にあったかふれあいセンター職員に同行してもらい、聞き取りを実施。また、行政が未把握の方の発掘を行う。来年度から個別計画の作成（更新）や避難支援が必要な方の発掘を行うように、防災部局と協議中。あったかふれあいセンター拠点（6か所）＋町民館（2か所）の8か所を中心に地域担当職員を活用予定。

【課題】**①個別計画の作成にかかる専門職の参画について**

＜町外の専門職との連携＞

- ・情報交換や情報収集の連携は可能。
- ・計画の更新について、来年度以降は専門職（ケアマネ等）に依頼したいと考えているが、報酬費等が発生する。町内の専門職や事業所とは連携しやすいが、町外になると難しい面がある。

例：当町の方を担当すれば、報酬費が出るが、他市町村の方は出ない。事業所内での格差。等

⇒すでに報酬費をお支払いしている市町村があれば、こういった意見はないかお伺いしたい

＜災害時の専門職の動き＞

- ・施設が少ない市町村は要配慮者全員をショートステイ等のサービスで対応できないと思うが、専門職はどのように対応しているのか。予測災害時にショートステイの空きを取り合うような状況は避けたい。

例：一般避難所や福祉避難所に避難させている。等

⇒把握していればお伺いしたい。または、何か事前に取り決めがあればお伺いしたい。

②庁内連携について

- ・モデル事業が始まって半年経っているが、部内（課内）及び部局間連携は実際に上手くいっているのかお伺いしたい。また、具体的な連携をお伺いしたい。

黒潮町担当者の主な説明内容

○ 黒潮町の取組のポイント。

（１）行政支援が必要な方の個別避難計画

- ・ 町内の土砂災害等に関し、行政支援が必要な避難行動要支援者を抽出。⇒12名
- ・ 土台の計画としては、ある程度完成。
本人、家族、親族と対話し、避難先（基本は福祉避難所）を選定。そのほか行政による避難支援の内容などを説明。
- ・ 計画をより実効性のあるものにするため、福祉部局を含め、各福祉避難所の方々にも協議に参加いただき、11月中旬、遅くとも年内には、一定程度実効性あるものとする予定。

（２）福祉避難所協議会

- ・ 黒潮町にある福祉事業者（基本的には高齢者、障がい者、子ども分野）とアドバイザーに参加いただいて、災害時の避難行動要支援者の支援について協議する場（H25年3月～）がある。
- ・ 本年6月19日、福祉避難所の運営訓練も実施。その際、避難行動要支援者3名の方に参加いただき、備品の確認や経路の確認、避難場所を確認。
- ・ 福祉避難所協議会では個別避難計画についての協議を行い、各避難所に避難する方の情報を事前に提供することとした。行政が支援をする方の12名については、提供済み。
- ・ 福祉避難所ごとに個別避難計画について、個別に協議を実施しました。全体会は今後、11月末に実施予定で。

（３）あったかふれあいセンター（地域福祉の拠点）及び地域担当職員の活用

- ・ あったかふれあいセンターは、黒潮町内に6カ所整備。各拠点にコーディネーターを配置。この既存の仕組みを活用し、避難行動要支援者訪問時にあったかふれあいセンター職員に同行していただき、聞き取り等を実施。
- ・ 今後、避難行動要支援者名簿に記載されていない方の把握についても、あったかふれあいセンターと連携して取り組む。
- ・ 個別計画の作成や更新、避難支援が必要な方の発掘についても、あったかふれあいセンターと連携して来年度以降、実施するため、福祉部局等と協議中。あったかふれあいセンター6カ所と町民館の2カ所、計8カ所を中心に、町内61区に配置されている地域担当職員を活用して、取組を進めていく予定。

黒潮町担当者の主な説明内容②

○ 現時点の課題：庁外の専門職との連携

- ・ 情報交換や情報収集の連携自体は可能。個別計画の更新についてはケアマネ等に依頼したいと考えているが、報償費等が発生すると考えている。町内の専門職や事業所とは連携しやすいが、町外では、少し難しい面がある可能性。

Q & A

Q. 地方交付税措置が財源の場合、市外の事業者に対しても当然お支払いできるという理解でよいでしょうか。（内閣府に質問）

A. 交付税措置を財源にして町外の事業者の方に費用を支払うことも可能。

（内閣府が回答）

【参考】令和3年 台風14号時の評価

✓ **成果1：避難行動の促進**

- ✓ 奥湊川地区の避難行動要支援者やそれに類する方がにしきの広場に初めて避難した
- ✓ 上田の口地区の避難行動要支援者がにしきの広場に避難した
- ✓ 佐賀橘川地区の避難行動要支援者が支援センターこぶしに初めて避難した
- ✓ 公助が必要な9名のうち、危険度の高い2名の方が初めて避難所に水平避難した

✓ **成果2：避難所開設に対する主体性の形成**

- ✓ 支援センターこぶしでは住民からの要請で福祉避難所を開設した
- ✓ 藤縄地区の避難行動要支援者の方をかしま荘へ柔軟に運搬できた
- ✓ 平時に福祉避難所訓練を実施していたことで社協の避難所対応力が向上していた

✓ **成果3：避難促進と避難所対応の課題の明確化**

- ✓ 避難所での食糧問題が顕在化（避難者の非常持出袋に食べ物を入れていただく必要がある）
- ✓ 夜間におけるにしきの広場の対応（平時における土砂豪雨災害に対する調整が不足していた）
- ✓ かしま荘への搬送の調整
- ✓ 非常持出袋を持っていれば避難所に避難した住民の把握（藤縄地区）
- ✓ 車椅子車両による搬送の必要性の確認
- ✓ 避難所における避難者の情報共有（平時から情報共有する必要がある）
- ✓ 福祉避難所の開設のタイミング（現場判断で福祉避難所を開設するニーズがある）
- ✓ 一般避難所と同様に、福祉避難所でも行政職員が常駐する必要性の確認（夜間だけでも）

- ✓ 台風14号で初めて確認できた成果
- ✓ 個別避難計画を丁寧^に作成したからこそ得られた成果である
- ✓ 丁寧な個別対応がさらに充実していれば、さらに多くの避難行動要支援者が避難所に避難した可能性も示唆された
- ✓ 個別避難計画の作成はスピード感とともに、丁寧さも不可欠だと再確認
- ✓ 台風14号時の避難促進と避難所対応の課題は、個別避難計画を丁寧^に策定していたからこそ見いだせたものである
- ✓ 個別避難計画を作ることで、近隣の他の住民の避難も促進した

【参考】令和3年 台風14号 時に避難した 「公助が必要な避難行動要支援者」への聞き取り

✓ ケース1：奥湊川地区の避難行動要支援者

- ✓ 個別避難計画を作成する際に、当初は災害時に避難することを決めていたが、**行政職員から福祉避難所の説明を受けて避難を検討するようになった。**
- ✓ ケアマネからも避難するように説得されたことで、避難を決断した。
- ✓ かつて集会所に避難した経験があるが、その際には消防団に抱えられて避難し、避難した後もトイレに行くためには抱えられて行かざるをえなかった。とてもしんどい避難所生活だったために、災害時には「とてもこんな場所にはいけない」と思っていた。
- ✓ 今回は福祉避難所のにしきの広場に避難し、部屋割りなどに課題はあったものの、**「避難してよかった」「次の災害の時にももう一度来たい」と話していた。**

✓ ケース2：藤縄地区の避難行動要支援者

- ✓ 体格がとても良い方なので、奥様だけで支えて避難することが難しい。
- ✓ 「町から、逃げろ逃げろといつも言われているが、体育館に行っても自分は過ごせない」と話し、避難することをためらっていたが、**個別避難計画の際に行政職員から福祉避難所について説明し、避難を検討し始めた。**
- ✓ かしま荘の通所を利用して、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を終えている人なので、特例的に福祉避難所のかしま荘へ搬送した。（現在かしま荘は、新型コロナウイルス感染症予防のため福祉避難所の受け入れは中止している）
- ✓ 「いい避難訓練になった」と家族は話し、**避難の成功体験が自信につながっていた。**
- ✓ 家の前が冠水する中での搬送だったが、今回の経験を糧に、次の災害時にはスムーズに避難できる。

- ✓ ケース1・2の聞き取り結果から、個別避難計画を作成する際に、書面の項目を機械的に埋めるだけではなく、**福祉避難所の情報などを出しつつ避難に対して前向きになるよう促したことが、台風14号時の避難行動につながった**とわかった

○黒潮町福祉避難所協議会設置条例

令和2年3月16日
条例第21号

(設置)

第1条 災害時に支援を必要とする要配慮者を守り支える取組及び福祉避難所の運営等について、各関係機関、地域及び行政が一体となった取組ができるよう協議するために、黒潮町福祉避難所協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 災害時の福祉避難所運営マニュアルの策定、点検及び対策に関すること。
- (2) 福祉避難所での要配慮者支援に関すること。
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町民
- (2) 地区長
- (3) 町と災害時に要配慮者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書を締結している施設等の職員
- (4) 民生委員及び児童委員
- (5) 黒潮町社会福祉協議会の役員及び職員
- (6) 識見を有する者
- (7) 高知県の職員
- (8) 町の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○黒潮町福祉避難所協議会規則

令和2年3月27日
規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、黒潮町福祉避難所協議会設置条例(令和2年黒潮町条例第21号)第6条の規定に基づき、黒潮町福祉避難所協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第3条 委員及び会議に出席した者は、正当な理由なく、会議及び協議会の職務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後においても同様とする。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(雑則)

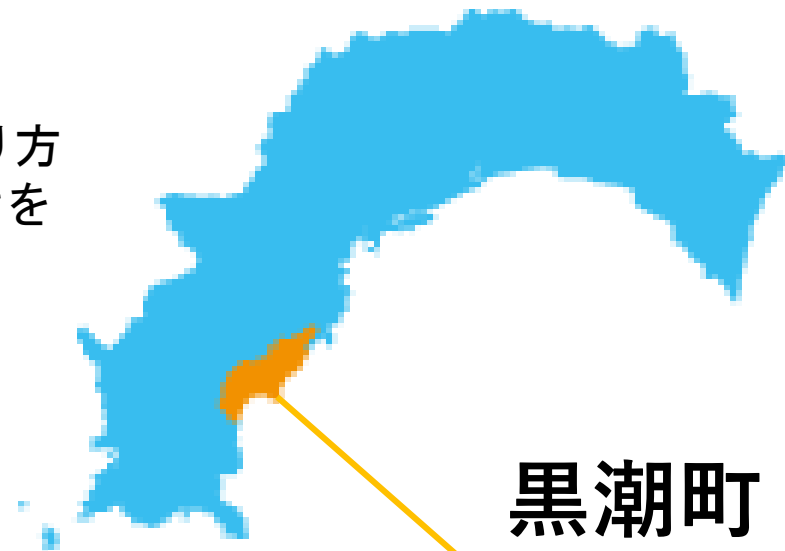
第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

現 状

- 現在、地区防災計画において、津波の際の避難の在り方を計画している。地区防災計画では、住民相互に声掛けをして、地域全体で避難をすることとしている。
- 一部の地域の避難行動要支援者は、歩行が可能な場合には、玄関先に出ることとしており、避難行動要支援者も地域の住民とともに避難することとしている。



黒潮町

避難の実効性の検証

- 一部の地域で実施している避難訓練では、津波を想定して地区防災計画に基づいた避難を試行することにより避難の実効性について検証している。
- 訓練では、避難行動要支援者に地震が収まったことを確認してから玄関先まで自力で避難してもらい、玄関先から避難先まで地域の方の避難支援を受け、地域全体で避難している。

個別避難計画の作成

- 地区防災計画に基づく避難の実効性の検証も踏まえて、地区防災計画の内容を精査し、避難行動要支援者ごとの個別避難計画に落とし込むことにより、令和4年度以降、個別避難計画を作成することも検討する予定。
- 個別避難計画に落とし込む場合、避難支援等実施者を特定することが必要と考えている。一方、地域全体での避難を基本としていることから、避難支援等実施者の欄には、組織や団体⁴⁷を記載することも検討している。

現 状

- 津波による被災が想定される2地区(興津地区、志和地区)については、「高知県津波避難計画策定指針」や「四万十町地域防災計画【地震・津波対策編】」に基づき、津波浸水想定区域の住民に避難場所や避難経路、避難時の留意点を示す「津波避難計画書」を作成している。
- 両地区に居住する避難行動要支援者219名に係る個別避難計画は、四万十町災害時要配慮者避難支援計画に基づき、また、これらの地区の津波避難計画書に整合したものとして全員作成済み。

津波に係る避難の考え方

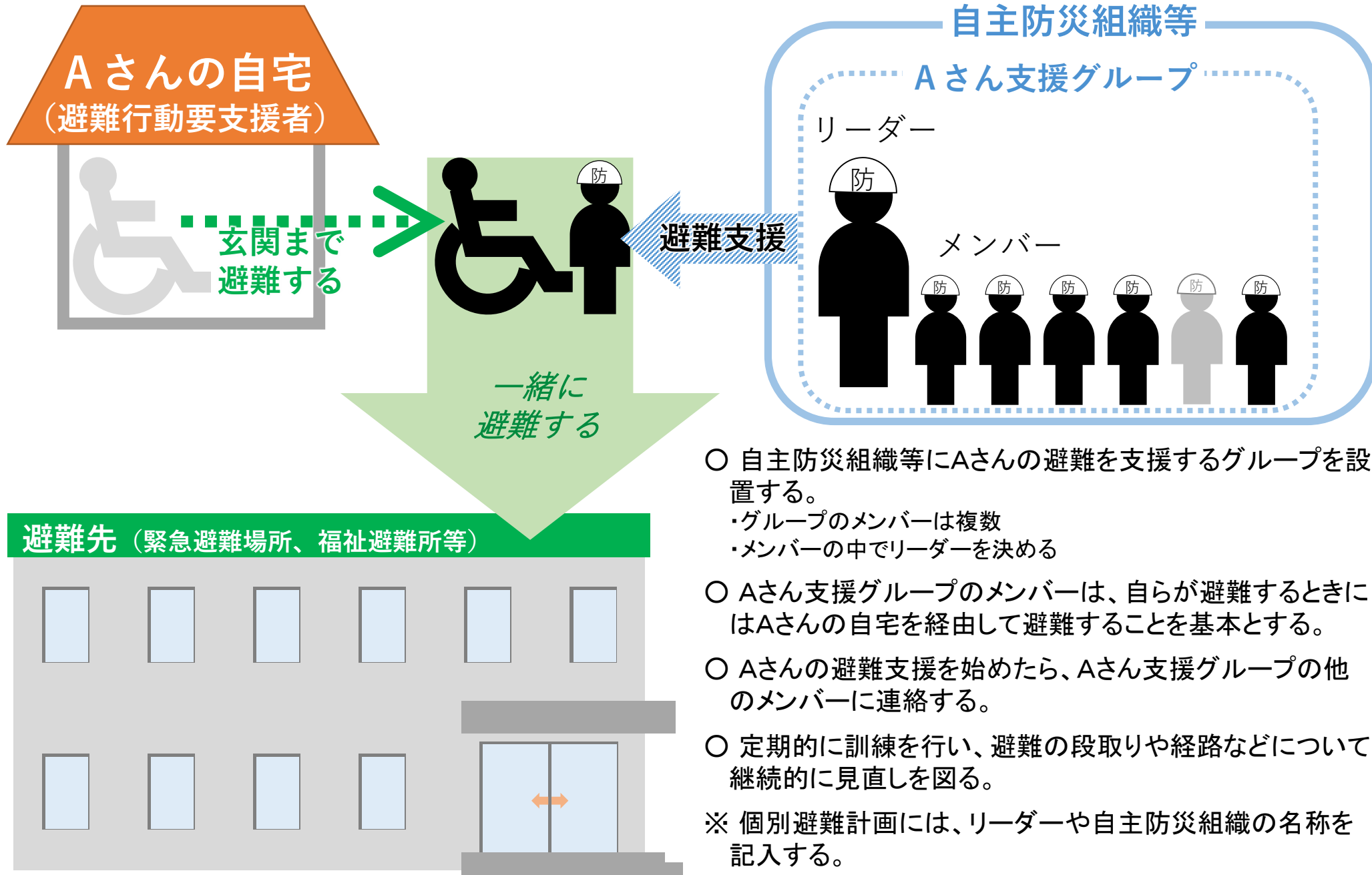
- 四万十町の津波に係る避難の在り方は、住民相互に声掛けをして、避難行動要支援者は地域全体で支援して避難をすることを基本としている。

個別避難計画への記載

- 個別避難計画において、津波に係る避難については、別添に津波に係る避難の欄を設け記載している。
- 津波に係る避難についても、志和地区では地域の防災に対する意識も高く、避難支援等実施者を特定することが可能であるため、避難支援等実施者の欄に、個人(リーダー)を特定して記載し、リーダーを中心に組織で対応している。(興津地区は自主防災組織等を記載。)



※このスライドは「イメージ図」であり、理解を容易にする観点から、名称等をわかりやすいものになっています。



※第4回ノウハウ共有ミーティング(11月11日)の当日は、通信の不調により熊取町庁舎と接続できず、直接、御説明いただくことが、実現できなかった。

- 生活福祉課においてコミュニティソーシャルワーカーを3名配置しており、福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員）と地域住民との橋渡しの役割を担うことができる。
- 生活福祉課において民生委員児童委員協議会の事務局も担っており地域に密着した協力体制を構築することができる。
- 危機管理部局とハザードマップをなどをもとに対象地域の検討を行う。
- 福祉専門職（介護専門職）に事業説明を行う。

※第4回ノウハウ共有ミーティング(11月11日)の当日は、通信の不調により熊取町庁舎と接続できず、直接、御説明いただくことが、実現できなかった。

- ・ 協力依頼した福祉専門職の反応があまり良くなかった。
- ・ ハザードマップ、対象者、協力体制のある地域との一致がうまくいかなかった。
- ・ 福祉専門職との連携方法について他団体ではどういう連携の取り方を検討しているのかをしているのかを知りたい。

アドバイザーボード委員のコメント①

○ 地域で進めているアプローチは多様。地域の取組、防災や福祉の既存の地域の仕組みをうまく活用して個別避難計画の取組を進めることは有効。

・ 岡山市では、多くの市町村にある自主防災組織と民生委員が共に活動することによって、これがどのくらい機能するのか、どのような相乗効果が生まれるかを試行しており、今後に期待。

・ 榛東村では、個別避難計画として必要な要素（優先度の区分S※）を追加することで、既存の仕組みである「住民支え合いマップ」の取組をうまく活用している。（※従前、区分はA B Cの3段階。医療等の必要な方として区分Sを新設。）

・ 黒潮町では「あったかふれあいセンター」、四国中央市では「介護支援専門員地域リーダー」、こうした福祉の持つリソース、既存の仕組みをうまく活用して、個別避難計画に取り組んでいる。

○ 個別避難計画は、避難行動要支援者名簿など市町村の内部にある情報だけでは困難であり、当事者の心身の状況や社会的孤立度など、ケアマネジャーなど、関係性のある方の参画が、個別避難計画の作成には重要であることが改めて確認された。

・ 四国中央市のケアマネジャーごとに避難行動要支援者1名の「リスクアセスメントシート」作成するという試みは動機付けにもなって有効。

アドバイザーボード委員のコメント②

○ ステップが進むにつれて新しい課題も見えてきた。

- ・ 福祉専門職としっかりと連携する取組がある一方、体制は整ってきたけれど福祉専門職との連携がやはり難しい、やる気のある方とない方がおられる場合の対応。
- ・ 「本人が避難に積極的ではない」、「警戒区域に住んでいる自覚がない」、「家族の理解が難しい」という場合の対応。

○ 個別避難計画の取組が進展した場合、取組が形骸化※しないよう、実際に発生した災害において個別避難計画が機能しなかった理由や機能した事例の共有が重要。避難行動要支援者名簿ではあるが、「機能しなかった」事例がある。

※形骸化：避難の実効性を確保するという目的を達成する手段としての個別避難計画の作成が、手段が目的化し、実効性のない計画が作成され、作成件数のみを追求するような状況が想定されます。

（参照：黒潮町「【参考】令和3年 台風14号 時に避難した「公助が必要な避難行動要支援者」への聞き取り」）

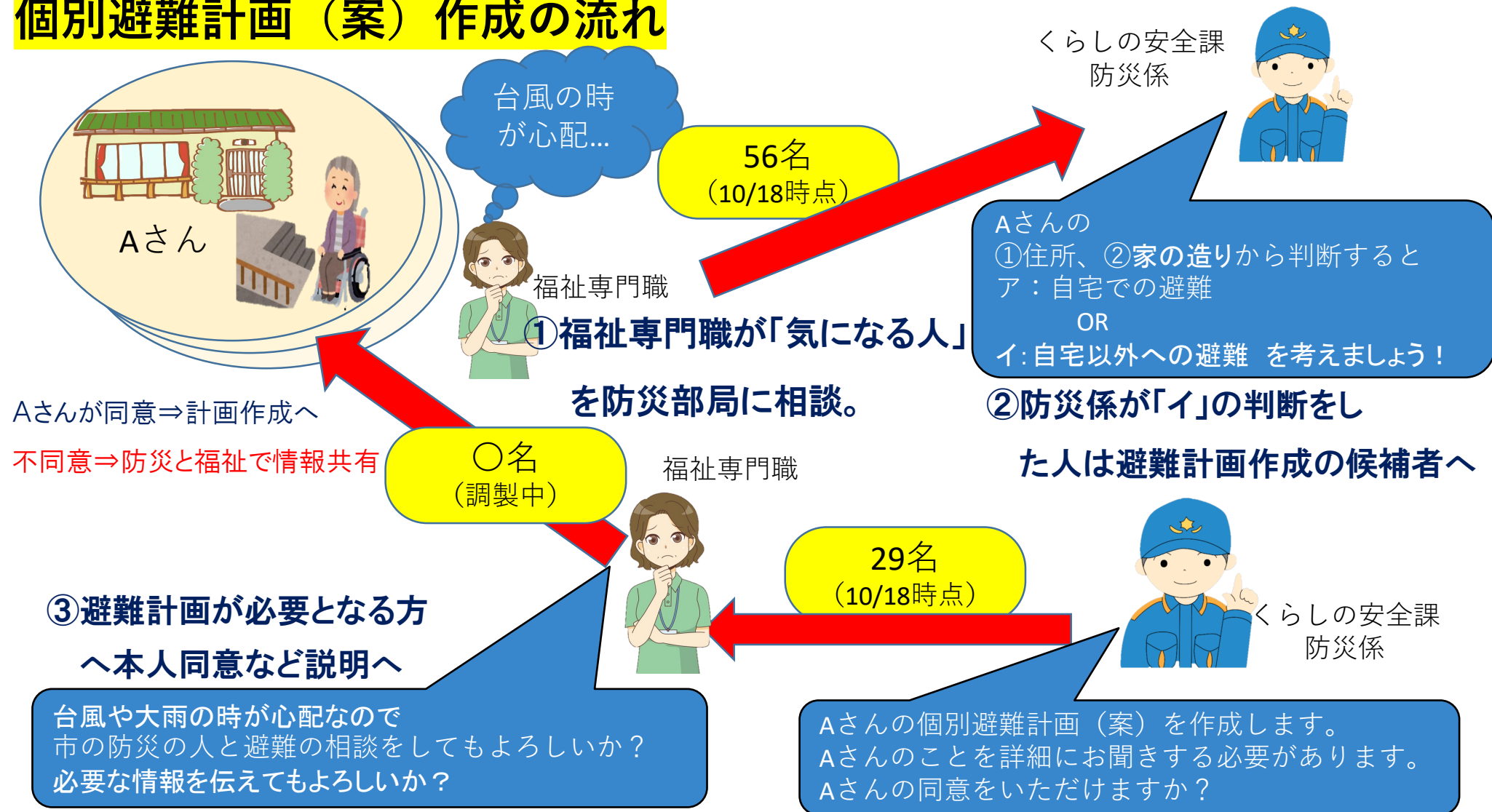
ノウハウ共有ミーティング第2部

モデル団体の資料と説明

丹波市、東温市、鳥栖市、小松島市、長崎市、永平寺町、明石市、宝塚市

アドバイザリーボード委員によるコメント等

個別避難計画（案）作成の流れ



④防災部局・福祉専門職・本人が具体的な避難計画(案)(特に移動方法含む)を作成

⑤避難計画(案)で地域・近所の支援が必要な項目があれば、具体的な支援内容を要請

1. 「個人情報」の範囲の扱い

- (1) 最初の福祉専門職からの「気になる方」の提供は、①氏名、②住所のみで相談であり、本人同意は不要と考えている。
- (2) 防災部局で避難計画の作成が必要と判断し、福祉専門職と個別協議をする段階で、「立退き避難」が必要と判断した方は、本人の同意が必要と考えているが、どうか？
- (3) 防災部局、福祉専門職で「立退き避難」が必要と判断した方が事情により同意が得られず、個別避難計画の策定が進まない場合、行政側の責任は発生するか？

2. 移動手段の確保

- (1) 身体状況（寝たきり等）により、専用車両での避難が必要で、本人・家族、地域では難しい方の移動方法（車両）の確保を調査、研究している。
- (2) 市内にタクシー事業者での福祉タクシーは3台程度であり、風水害警戒の避難時に使用するには台数が少数。
- (3) 入所施設へ避難（調整済）する当施設の通所サービス利用者は、施設の車両で移動する検討が可能。
- (4) 通所サービスのみの事業所は、福祉車両を多く所有しているが、自宅↔サービス事業所以外の送迎を有償ではできない。
- (5) 通所サービス事業者によっては、利用者、近所の要支援者のために、輸送を引き受ける意向の事業者もあるが、無償での利用は、行政も関わる個別避難計画として取り入れにくい。

兵庫県丹波市の取組（まとめ）

丹波市担当者の主な説明内容

- 要介護の方について、8月から、市内に3つある地域包括支援センターのうちの1つをモデルとし、そこに所属するケアマネジャーにお願いし、水害のときに気になる方の情報を提供依頼。
 - ⇒ 56名の名前と住所の情報を提供いただいた。
 - ⇒ その方々について、丹波市くらしの安全課で土砂災害、洪水、ため池におけるハザードリスクを確認。
 - ⇒ 56名のうち、27名の方については「自宅にいていただいて大丈夫です」、29名の方については「何らかの避難計画の作成が必要です」と判断し、地域包括センターと結果を共有。
 - ⇒ 29名について、個別避難計画の作成について担当のケアマネジャーと個別に調整を進めている。
- 障がいのある方については、市内全域を対象として相談支援専門員に情報の提供を依頼。
 - ⇒ 34名の方の名前と住所の情報をいただいている。
 - ⇒ 住所の情報を基に、ハザードリスクの確認を進めている。
- 丹波市において、福祉専門職の視点から、災害のときに気になる方（＝何らかの優先度が高い方）は、概算でおそらく100名前後と見込んでいる。（丹波市の人口：62,480人（住民基本台帳R3.10末））
 - ⇒ 来年以降は、丹波市において優先度が高いと考えた方々の個別避難計画の作成に本格的に取り組む。
- 現時点の課題
 - ・ 個別避難計画の作成は本人に被災リスクを理解いただき、避難に前向きになっていただくことが重要であるため、本人に住まいのリスクや避難の必要性を伝えるタイミング、本人に個別避難計画の作成に同意をいただくタイミング、これらタイミングは、避難行動要支援者お一人お一人の理解理解の状況踏まえて判断することとなり、一律・形式的な判断に馴染まない。一方、属人的な技能、一子相伝的な職人芸にならないように、暗黙知を形式知にするため言語化・文書化し、共有化していくことが今後の課題。
 - ・ 水害を想定すると避難方法は必ず自動車を使用することになる。もし本人、ご家族、また近隣の方で搬送が不可能な場合、その車両をどのように確保するのかについて苦慮。

①福祉専門職の負担を抑えながら個別避難計画作成への参画を促す

- ・個別避難計画作成を福祉専門職に委託し、対価を支払うことで責任をもった作成対応が期待できる一方、既に様々な役割を担っている福祉専門職に更なる負担を強いることとなり、持続性に課題がある。
 - ・対価を支払うことで、以前から引き続き無償で個別避難計画作成を行っている地域や民生児童委員等の取組と一線を画すものとなる。
- 福祉専門職による関わりを、個別避難計画の一部の項目に関する情報提供に留め、過度な負担を強いることなく持続可能な範囲での協力を求める。

②地域コミュニティを基盤とする

- ・民生児童委員や自治会、自主防災組織を個別避難計画の作成主体に据え置き、地域での避難訓練等の経験を通して個別避難計画の実行性を検証する。
- 個別避難計画の作成と訓練を通して避難支援を検討することで、災害時の共助意識の向上を図ることが期待できる。

③社会福祉協議会と協力する

- ・本市の社会福祉協議会は、制度開始当初から避難行動要支援者制度に関わっている。
 - ・社会福祉協議会は、福祉専門職や民生児童委員との関わりが深い。
- 個別避難計画の作成について社会福祉協議会に委託することで、スムーズな事業実施が期待できる。

障がいや高齢等の担当部署との協力関係の再構築

➡部署間でのやりとりでは業務の押し付け合いになる恐れがあるため、担当者間の協議から始めて連携体制の強化に取り組む。

福祉専門職からの情報提供期限の設定の見直し

➡今年度の取組では、依頼から情報提供までの設定した期間が短く（1ヵ月半程度）負担をかけたため、来年度以降は年間を通じた期間設定とし、福祉専門職が要支援者を訪問する機会などに情報更新等をしてもらう。

個別避難計画作成のための調整会議等に関する地域や福祉専門職への負担軽減

➡個別避難計画作成のための要支援者本人や地域、福祉専門職等の調整会議等への参画を促進するため、市が中心となって連絡調整や会場設定等の相談に応じ、福祉専門職が要支援者を訪問する機会を捉えて開催するなど、各方面の負担軽減を図る。

モデル地域の取組を市内の他の地域で実施する場合の留意事項

➡地域による個別避難計画の作成の推進については、避難支援等実施者がネックになると思われるため、避難支援等実施者等の記載事項の必要性を継続して説明しつつも必須事項とせず、取り組みやすい事項から個別避難計画の作成を進めていく。

東温市担当者の主な説明内容

○ 東温市のモデル事業取組のポイントとして、3点を挙げている。

（１）福祉専門職の負担を抑えながら、個別避難計画の参画を促す

福祉専門職に有償で個別避難計画の作成を委託した場合、福祉専門職の負担が大幅に増大することを懸念。従前から自治会など地域の方々は無償で個別避難計画の作成に参画。⇒ 以上のことから、持続可能な範囲として、福祉専門職は、無償で対応可能な個別避難計画の作成に必要な一部の情報の提供に留めた。

（２）地域コミュニティを基盤とする

個別避難計画を作成する取組の主体は、自治会などに据え置くこととしたが、避難訓練等を実施することで災害時の共助意識の向上が図られ、また、個別避難計画に基づき避難訓練を実施して計画の内容を検証することで、個別避難計画の実効性の確保することが可能と考えている。本年は11月28日に、モデル地域で訓練を予定。個別避難計画の実効性の確保は、福祉専門職の参画や避難訓練などで総合的に確保することが重要。

（３）社会福祉協議会が受託する

本市の社会福祉協議会には、次のような強みがある。

- ・ 個別避難計画作成の取組を開始した当初から関与しており経緯や取組の詳細をよく承知していること
- ・ 社会福祉協議会と福祉専門職や民生委員の間に関係性があること

（社会福祉協議会と福祉専門職の関係性があったことから、今回の福祉専門職への情報提供の依頼については、説明会を開催することなどの取組の円滑な推進が可能となった。）

○ 現時点の課題

- ・ 担当者間でしっかりコミュニケーションをとり、担当者間協議から庁内連携を始めたい。
- ・ 本事業のモデル地域は意欲的に取り組んでいるが、今後、市内全域に広げた場合、他の地域も同様に取り組んでいただけるか懸念がある。

力を入れた取組：関係機関との連携体制

計画作成支援者に主旨や流れ等を説明



少人数で集まり直接話し合うことで
事業者側からも意見・質問等を多く頂くことができた。

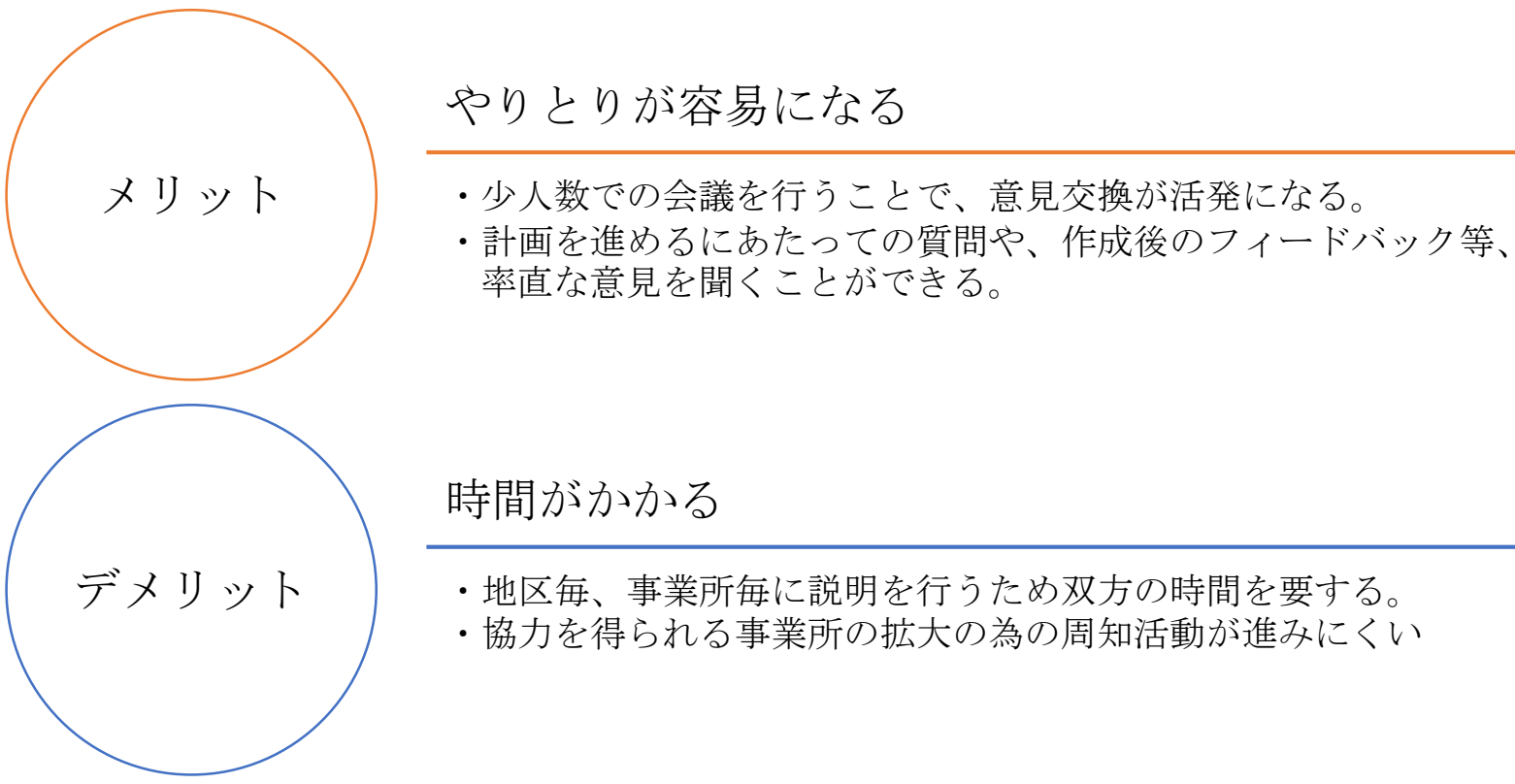


計画作成支援者の疑問を解消することで、不安なく作成が可能に



作成後も書きにくさ等をフィードバックして頂き、今後の作成につなげる

力を入れた取組：関係機関との連携体制



メリット

やりとりが容易になる

- ・少人数での会議を行うことで、意見交換が活発になる。
- ・計画を進めるにあたっての質問や、作成後のフィードバック等、率直な意見を聞くことができる。

デメリット

時間がかかる

- ・地区毎、事業所毎に説明を行うため双方の時間を要する。
- ・協力を得られる事業所の拡大の為の周知活動が進みにくい

課題

個別避難計画の見直し

- ・心身の状態に合わせて、適切な計画となっているか確認が必要。

対象者の意識向上

- ・防災意識の希薄さから、計画を作成しただけで完結し、実効性が無くなる恐れがある

周知活動

- ・地域の方や事業所の方への周知が進んでいない

要作成者の優先順位の検討
※事業所が選定する場合

対応の方向性（案）

- ・更新時期に同意書と一緒に文書を送付し、状況を確認する。
- ・要介護認定等に変更があった場合、作成支援者に計画確認を依頼する

- ・実効的になるような取組の実施
例）計画に沿った避難訓練実施

- ・市報や地区部会等による地域への情報発信の促進

- ・事業所等毎で選定基準にばらつきがないかの確認が必要。

鳥栖市担当者の主な説明内容

- 個別避難計画の作成は、避難行動支援者本人と多く関わる機会のあるケアマネジャー、福祉事業所、リハビリスタッフなどと支援会議（＝個別避難計画作成会議）を行い、今後、警察、消防、民生委員、社会福祉協議会などの関係機関と連携して取り組む。
- メリットの一つに挙げた「率直な意見を聞くことができる」について。
（令和3年8月豪雨災害による被災後の個別避難計画作成会議で感じたこと）
 - ・ 個別避難計画の支援会議を行う中で、要支援者の災害時の様子を伺うと、ほとんどの方が自宅待機をしておりました。皆さん自分の住む地形の特性を把握しており、高齢者等避難の発令前にむやみに避難をするのではなく、状況に応じた適切な判断ができていたようでした。
 - ・ 過去に災害がなかった、近くに川がないから大丈夫といった、防災上の根拠に基づかない判断や行動は、リスクを高めることになる。しかし、災害の程度と自宅の被災可能性を適切に理解していれば、実効性の高い避難行動、防災・減災につながる。
- 現時点の課題
 - （1）個別避難計画を作成する優先度の決め方
 - ・ 今回の災害（令和3年8月の豪雨災害）の教訓から、障がいや要介護度に加え、「相談する人がいない独居世帯」や、「避難情報に接することに困難がある人」なども優先度が高いと思われ、その洗い出しの必要性を感じている。
 - ・ また、避難方法、避難場所の提供に加え、適切な情報収集の方法を確認する必要がある。
 - （2）災害時の運用状況の把握
 - ・ 毎年梅雨から夏にかけて大雨や台風が発生することから、今後、事業所などを通じた災害時の避難行動要支援者の避難行動のモニタリングやフォローを行うことで、個別避難計画の実効性確保に向けて模索していきたいと考えている。

実効性のある個別避難計画の作成のために取り組んだこと

①介護福祉課・危機管理課職員で内容の検討

必要な情報を分かりやすく、簡潔に記入できるような様式にし、避難経路を記入する欄を新たに設けた。

②個別避難計画の様式の課題等抽出

介護支援専門員等に個別避難計画の様式等について説明し、アンケートを実施した結果、選択式の項目のほうが記入しやすいとの意見があった。

また、「避難支援者」の確保が困難との意見が多かった。

③大学教授よりアドバイス

上記①・②の内容をまとめ、大学教授にアドバイスをいただいた。

洪水・大雨・大地震それぞれの災害別にハザード情報を記入する項目が必要なこと、また福祉専門職等向けに個別避難計画を作成する目的を理解してもらうため、大学教授を講師として招き、研修を行う予定（11月12日実施予定）。

課題

①「避難支援者」の確保が難しい。

近所付き合いがないなどの理由により、「避難支援者」がいない・見つけれない場合がある。

個別避難計画作成時に自宅に訪問した際、避難支援者は、義務や責任を負うものではなく、出来る範囲での支援をお願いするものという説明を丁寧に行っている。

②福祉避難所への直接避難が難しい。

行政の立場としては、対象となる避難者を限定することなく受け入れてもらいたい。施設側の立場としては、どういう人（氏名、年齢、持病、介護の程度など）が避難してくるか、事前に把握できるような仕組みがなければ施設側の理解が得られにくいと考えられる。

小松島市担当者の主な説明内容

- 介護福祉課・危機管理課職員での検討
 - ・ 必要な情報を分かりやすく（直感的に）簡潔に記入できるよう様式を見直した。
 - ・ 避難経路を記入する欄を新設した。
- 個別避難計画の様式の課題等を抽出
ケアマネジャー等に個別避難計画の様式について説明し、アンケートを実施した結果、
 - ・ 選択式のほうが記入がしやすいとの意見あり。
 - ・ また避難支援者の確保が困難との意見が多くある。
- 大学教授よりアドバイス
 - ・ これまでの内容をまとめ、大学教授にアドバイスをいただいた。
 - ・ 洪水、大雨、大地震それぞれの災害別にハザード情報を記入する項目の必要性を摘示いただいた。
 - ・ また、個別避難計画を作成する目的を理解してもらうため、同じ大学教授を講師として、11月12日に福祉専門職向を対象とした研修を行う予定。
- 現時点の課題
 - （１）支援する者の確保
 - ・ 近所付き合いがないなどの理由で、避難支援者がいない、見つけられない場合、個別避難計画作成時に自宅に訪問した際、「避難支援者は義務や責任を負うものではなく、できる範囲での支援をお願いするもの」という説明を丁寧に行っている。
 - （２）福祉避難所への直接の避難
 - ・ 施設側との協議が進んでいないこともあるが、行政と施設、お互いの立場の違いをどのように理解し合い、立場の違いをどのように乗り越えていくかという課題と考えている。
 - ・ 行政としては、福祉避難所の絶対数が不足していることから、平素から当該施設を利用している避難行動要支援者のみならず、平素は利用していない方も受け入れていただきたいと考えている。
 - ・ 施設としては、平素から当該施設を利用している避難行動要支援者に限定し、かつ、受け入れる者を事前に把握できる仕組みが必要と考えている。

【参考】見直しをした個別避難計画の様式①

小松島市

個別避難計画

調査日 年 月
調査人
立会人

自治会名		自主防災会名	
民生委員		電話番号	
要 支 援 者	フリガナ	性別	男 ・ 女
	氏 名	生年月日	年 月 日
	住 所	電話番号 自宅	
	FAX	携帯電話	
	電子メール		
緊 急 連 絡 先	フリガナ 氏 名	続 柄	
	住 所		
	連絡先	電話番号1: メールアドレス:	電話番号2: その他:
	フリガナ 氏 名	続 柄	
	住 所		
連絡先	電話番号1: メールアドレス:	電話番号2: その他:	
普段いる部屋	間取り ※寝室・普段いる部屋、出口への通路等		
寝室の位置			
住居建物の構造	木造・鉄筋・鉄骨 ()階建て		
耐震診断	有 ・ 無		
同居家族等	いない ・ いる		
	人 (内、平日昼間在宅 人)		
	要支援者だけになる日はあるか ない ・ ある(		

避 難 を 支 援 す る 人	①	フリガナ 氏名				
		住所				
		連絡先	電話番号: メールアドレス:	同意確認 の有無	有 ・ 無	
	②	フリガナ 氏名				
住所						
連絡先		電話番号: メールアドレス:	同意確認 の有無	有 ・ 無		
※避難時の声かけや移動の補助等の支援をお願いしている人を登録してください。ただし、避難を支援する人が可能な範囲で要支援者(あなた)の支援を行うものであり、法的な義務や責任を負うものではありません。 【支援できることの例:車の乗り降りの補助・荷物運びの補助・避難の声掛け】						
洪水(大雨)時の 避難の方法	避難先					
	避難所までの道中で危険箇所はあるか ない ・ ある() 避難所までの避難方法 徒歩 ・ 車椅子 ・ 自動車などによる搬送 ・ その他()					
大地震時の 避難の方法	避難先					
	避難所までの道中で危険箇所はあるか ない ・ ある() 避難所までの避難方法 徒歩 ・ 車椅子 ・ 自動車などによる搬送 ・ その他()					
避難時に配慮して ほしいこと	あてはまるものすべての口にレ点をつけてください □音が聞こえない(聞きとりにくい) □物が見えない(見えにくい) □言葉や文字の理解が難しい □危険なことを判断できない □顔を見ても家族や知人とわからない □その他 ()					

【参考】見直しをした個別避難計画の様式②

小松島市

介護保険認定状況		要支援1 ・ 要支援2 要介護1 ・ 要介護2 ・ 要介護3 ・ 要介護4 ・ 要介護5	
障害者手帳所持の有無		身体障害者手帳 無 ・ 有 (種 級) (具体的に)	
		療育手帳 無 ・ 有 (A1 ・ A2 ・ B1 ・ B2)	
		精神保健福祉手帳 無 ・ 有 (1級 ・ 2級 ・ 3級)	
常備薬の有無		無 ・ 有 必要な薬()	
配慮が必要な事項	☐ 移動	☐ 車椅子など補助用具を使っている ☐ その他()	
	☐ 食事	☐ 食べさせてもらっている ☐ その他()	
	☐ 排泄	☐ 介助が必要 ☐ おむつ使用 ☐ その他()	
	☐ その他	()	
サービス等利用状況等 (介護保険・障害福祉)		担当ケアマネージャー等 (名前 事業所) 利用状況	
特別な医療行為		医療行為の種類	かかりつけ医
		・ 人工呼吸器装着	
		・ 在宅酸素療法	
		・ 人工透析(腹膜透析・血液透析)	
		・ その他()	

避難経路

ハザード情報

洪水	浸水区域内(深さ m)	・ 区域外
土砂災害	浸水区域内	・ 区域外
津波	浸水区域内(深さ m)	・ 区域外



Step 1.2 庁内の 推進体制

【モデル事業を活用し、庁内で個別避難計画を含む避難支援の確保について協議・共有・決定】

1. 先行自治体への聞き取り調査等、市の取組案の決定
2. 事務局担当課・庁内関係課が揃って研修に参加
3. お互いの役割とこれまでの実績・課題を共有
4. モデル候補地区のリストアップ



Step 3.5 ケアマネ 参画

【ケアマネジャーの参画による個別避難計画の作成支援、名簿提供への同意の推進】

1. 市の避難行動要支援者に係る現状・課題を共有
2. ケアマネ協議会と市との協働を協議・決定
3. ケアマネ協議会会員への研修



Step 4.6 地域との 共有

【災害が起きてもみんなが助かる地域を目指して、地域・行政・ケアマネジャー等が役割を共有・連携する】

1. 地域向け説明資料の作成
2. 地域との意識共有の場を設定





Step 1.2 庁内の 推進体制

課題：これからの5年間を見据えた事業推進

方針：モデル事業の実績・評価、今後の方針決定
（優先度の選定等）次年度に必要な準備対応
定期的な庁内会議の開催



Step 3.5 ケアマネ 参画

課題：①避難支援者が確保できない場合の対応
②非協力又は会員不在等の事業所との連携

方針：①まずは情報提供の同意を得ることに注力
行政も関与し、地域を含め連携・調整
②当面は、協力可能な事業所と連携



Step 4.6 地域との 共有

課題：①実際に地区に入るのはこれから
意識及び情報の共有、連携のあり方
②今後の地域支援による個別避難計画の作成

方針：①地区のキーパーソンと協議・調整、目的に応じて柔軟に対応（研修会、マッチング等）
②地域状況に応じて相談、方法を共に協議

長崎市担当者の主な説明内容

○ ステップ１・２（庁内の推進体制）

- ・ 先行自治体への聞き取りや個別避難計画作成モデル事業アドバイザーボード委員の先生方からの「職員の覚悟」、「熱量」、「対話」、「スクラム」等の強いメッセージに心を動かされ、ノウハウ共有ミーティングからは庁内関係課が揃って研修に参加。災害時における命を守る避難の確保のため、お互いの役割と実績・課題を共有し、モデル候補地区をリストアップ。
- ・ 課題としては、モデル事業で終わらせないために個別避難計画作成を拡大事業として、12月に事務事業評価にかける予定。引き続き、庁内で優先度の選定等について方針を定め、推進していく必要がある。

○ ステップ３・５（ケアマネジャーの参画）

- ・ 長崎市介護支援専門員連絡協議会会長に、市の避難行動要支援者に係る現状課題をお伝えしたところ、利用者の安心安全の確保はケアマネジャーにとっても重要であり、また、BCPの作成が義務化されたことから、ぜひ参画したいと言っていた。個別避難計画の作成支援及び名簿情報の外部提供の同意者を増やすための具体的な取組を協議し、また会員への研修も共同で企画実施。
- ・ 課題としては、①避難支援者が確保できない場合、情報提供の同意を得ることに注力していくこと、②次年度以降、非協力または会員不在等の事業所の場合、当面は協力が得られるところと取り組んでいくことがある。

○ ステップ４・６（地域との共有）

- ・ 災害が起きても皆が助かる地域を目指すには、地域との協働が欠かせない。そこで、地域、行政、ケアマネジャーが情報を共有し、共通認識を醸成する場を設けることとした。また、地域向けの説明資料を作成している。
- ・ 個別避難計画を、市民に馴染みのある既存の仕組みを活用し、安心カード版で作成することにした。
- ・ 課題としては、①実際にモデル地区に入るのはこれからだが、まずはキーパーソンにアタックし、地域のキーパーソンと認識共有を図ること。②今後、地域支援による個別避難計画の作成も求められるため、地域の状況に応じた相談、方法について協議を行う必要がある。「案ずるより動け」を進めていこうと思っている。

永平寺町では、昨年度より福井大学との協働事業で自衛隊や警察、町内団体など住民主体のボトムアップ方式による「新しい避難方法の検討会」を今年度も継続し行っている。

今回、個別避難計画作成モデル事業にあたり、新しい避難方法の検討会でも参画をいただいている消防機関、民生児童委員協議会、永平寺町社会福祉協議会、機能別団員（まちの減災ナース）、自主防災組織、防災士会、福祉事業者、地域住民等、日常から避難行動要支援者と関わる人や障がい者の方など、多様な業種のメンバーで避難行動要支援者協議会を構成した。

協議会では、個別避難計画作成事例紹介や計画作成マニュアルの検討を行い、それを基にモデル地区へ説明会を開催している。

個別避難計画作成初年度である令和3年度は、町が主体となりモデル地区の選定、自主防災組織リーダーや防災士会等の地域協力者及び社会福祉協議会や福井大学、減災ナース等の外部協力者にもモデル地区に参画していただき、個別避難計画の説明や作成手順等の勉強会を開催し、計画作成に向けた準備を行った。優先度の高い避難行動要支援者から計画の作成を進め、作成した個別避難計画で避難訓練を行い、実際の避難に役立つか内容を検証しながら、より実効性のある取り組みとしている。

【取組内容】

- 6月 避難行動要支援者協議会の設置（個別避難計画の勉強会等）
- 7月 第1回研修会・障がい者と健常者との共同避難訓練
- 8月 重症心身障害者福祉施設との災害時における福祉避難所指定に関する協定締結
モデル地区の選定・説明会の開催
- 9月 第2回避難行動要支援者協議会（個別避難計画作成マニュアルの検討）
- 10月 個別避難計画作成マニュアル説明会（モデル地区）・計画作成勉強会

【課題1】

- ・マンパワー不足

個別避難計画に係る人材や避難行動要支援者名簿の更新作業等における人材不足
副担当課の関わり

【対応策1】

- ・福祉保健課や会計年度職員の手を借り、要支援者名簿の更新作業を依頼。
しかし、片手間での作業であるため無理な要望が言えない。

【課題2】

- ・地区における個別避難計画作成後の管理方法・使用方法

地元説明会時において、個別避難計画の管理についてデータでの共有依頼

現時点では、計画作成者の人数が少ないため紙での保有が容易であるが、地区によっては数十人の情報を持つ、自治会長や自主防災組織リーダー等が閲覧できるシステム導入
(有事の際に安否確認や避難補助をする地域支援者へのデータ共有)

【対応策2】

- ・早期の個別避難計画にかかる被災者支援システムのサブシステム導入をお願いします。

【課題3】

- ・システム導入費用やランニングコストへの支援

永平寺町担当者の主な説明内容

- 昨年度より、福井大学との協働事業で、他業種団体や住民団体とで新しい避難方法の検討会を開催し、福祉避難所の在り方や施設改修方針などを話し合ってきた。個別避難計画を作成するにあたっては、個別避難計画と福祉避難所は密接な関連性があることから、この検討委員会の委員を中心に協議会を立ち上げ、個別避難計画の研修会や計画作成のマニュアルの検討を行ってきた。
- 今回、個別避難計画の作成地区として、選考したモデル地区8地区で10月から計画作成に向け、福井大学の酒井明子教授の指導をいただき勉強会※を進めている。
（※ 勉強会メンバー：区長を始め、自主防災リーダー、民生委員、地域協力者（消防、消防団OB、防災士の会）、外部協力者（社会福祉協議会、福井大学、NPO法人災害看護研究所） 等）
- 個別避難計画の作成は、避難行動要支援者名簿を元に、優先度の高い避難行動要支援者より順次、作成を進めている。計画作成後、避難行動要支援者の方に、個別避難計画に基づき実際に福祉避難所まで避難訓練していただき、経路や避難時間を検証、見直しした上で完成としていく予定。
- 現時点の課題
 - （1）マンパワー不足。個別避難計画に専門に携わる職員はいないので、今、防災安全課、福祉保健課が通常業務プラスで行っている状態。
 - （2）地元で個別避難計画の説明会や、民生委員を対象とした説明会を行っている。そこで多数上がっている意見が、「作成した個別避難計画を紙媒体で共有するのは、今のご時世でどうなのか」というもの。こうした意見を多数いただいている。

目標：2025年度に約500人の個別支援計画を作成する

2021年度の取組

◆ 2年間のモデル事業を経て複数地域で事業展開

⇒ 各団体への事業説明・協力依頼

（校区まちづくり協議会・民生児童委員 等）

◆ 自治会・町内会向け助成制度の運用

⇒ 全自治会・町内会に案内送付

要望のあるところへの訪問説明を実施中

◆ 福祉専門職への研修受講促進

◆ 市ホームページでの周知啓発

◆ 自治会主導、校区主導などの作成ケースが進行



課題は…

- ◆優先度の観点から、既存の避難行動要支援者名簿の掲載範囲及び内容の精査・見直しが必要
- ◆福祉専門職の協力要請
- ◆簡易の入力ツール等による作成者の負担軽減
- ◆非自治会員の取扱い、本人作成時の実効性の確保等

タイミングが地域のマッチング後に全国的に参画前提なら進めやすいが…

対応の方向性

個別支援計画の作成、避難行動要支援者名簿の提供拡大、福祉避難所の充実の **“3本の矢”**



兵庫県明石市の取組（まとめ）

明石市担当者の主な説明内容

- 2025年度までに、災害リスクの高いところを中心に、約500人の個別支援計画を、まず実績として作る。これが明石市の目標です。今年度は、まずは5校区で計100名を目標に取り組んでいる最中です。
- 兵庫県モデル事業で2年ほど、モデル自治会において試行してきた。今年度、広く周知し、市内全域に取組を展開。
 - ・ 基本的なところでは、市のホームページも活用し、個別支援計画の内容を掲載して周知を図っている。
 - ・ 校区の組織や民生委員の組織など関係団体へ事業説明や協力依頼を年度当初から実施。
 - ・ 約480ある全ての自治会に案内を送付。「市としても、防災訓練や計画作成に助成も考えておりますので、やりませんか」と広く周知したところ、様々な地域から、事前の想定以上に多くの問い合わせをいただき、この11月、12月あたりは毎週のように、週末や夜に、地域に説明に伺ってやり取りをしている。
- 福祉専門職に対しては、兵庫県の研修を受講していただくため、明石市からは交通費の部分でサポートしています。
- 現時点の課題
 - (1) 優先度については、これまでもいろいろと話が出ていたと思います。まずは既存の避難行動要支援者名簿の掲載範囲の見直しが必要と考えている。一人で避難できる方を精査して、本当に必要な方をある程度絞り込む。また、民生委員が毎年作成している災害時要援護者台帳等と個別避難計画の統合ができないか。既存の仕組みの活用ができないか、考え、取り組んでいるところ。
 - (2) 福祉専門職への協力要請は、地域とやっている関係で、地域が「さあ、皆でやろう」とならないと福祉専門職の方になかなかお願いができない。急なお願いに、どうしてもなってしまうがちだ。
 - (3) 個別支援計画の作成、避難行動要支援者名簿の精査と提供拡大、福祉避難所の確保と直接の避難、これらの三本の矢を同時並行で取り組むことが必要。

明石市個別支援計画

■災害への備えと個人情報使用の同意について 災害発生時に地域の支援者と安全に避難できるよう、「私に必要なこと」を理解してもらうため、私に関する情報を関係機関・者と共有することに同意します。				作成日：令和 3 年 1 月 1 5 日			
氏名（自署）		ふりがな		事業所名		作成者	
明石 太郎		あかし たろう		〇〇事業所		●● □□	
血液型		B		自治会 町内会		明石市役所自治会	
性別		男		生年月日		大正 8 年 11 月 1 日 101 歳	
住所		明石市中崎 1 丁目1234-5678		電話番号		078-123-4567	
家族構成		■ひとり暮らし □同居家族あり（人）※本人含む		備考		息子は大阪府在住、疎遠で連絡なし	
障害者手帳		■身体障害者手帳 3 級 □療育手帳 □精神障害者保健福祉手帳 級		要介護認定		(要介護) □1 ■2 □3 □4 □5 (要支援) □1 □2	
緊急連絡先 (家族等)		氏名 明石 次郎 続柄 長男		連絡先 090-1234-5678		備考 大阪府大阪市在住	
医療機関		名称 ●△クリニック 連絡先 078-123-4567		携帯する医薬品		〇〇、■	
※避難誘導時の留意事項（例：車イスを押す、荷物を持つ）、避難所で必要な支援など							
必要な支援 (避難時)		〇〇...					
必要な支援 (避難所生活)		△△...					
避難支援者		氏名 福祉 太郎 区分 近隣		連絡先 123-4567		備考 東隣の住居に居住する友人	
		氏名 防災 花子 区分 自治会・町内会		連絡先 090-1234-5678		備考 自治会役員	
避難のための「マイ・タイムライン」の確認							
■住まいに起こりうる災害は…ハザードマップで確認							
■住まい		建築時期 昭和45年 1 月		構造 鉄筋コンクリート		□戸建住宅 ■集合住宅（8階建ての2階）	
■洪水		浸水想定区域内		浸水深 ～ 3 メートル		河川名（明石川）	
■土砂災害		土砂災害警戒区域内・区域外		■津波		標高3mライン内	
■どこに避難しますか（最寄りの避難所等） ①				■距離		■手段（徒歩・車イス等）	
■避難先（明石市小学校）				1.5 km		徒歩 30 分	
➡ ■避難先までの避難経路をハザードマップ、もしくは地域が作成する防災マップ等で確認							
□自宅の浸水しない場所（2階以上など） → □手助けが必要 □手助けは不要							
■ペットを飼っていますか				■避難準備にかかる時間は ②			
■はい（種別 犬・トイプードル） □いいえ				■家族らへの連絡 15 分			
➡ ■一緒に避難する				■持ち出し品の準備 15 分			
□知人らに預ける（日前に）				■家の戸締まり 10 分			
【避難先への避難にかかる時間 ①+②】				計		70 分	

■自由記述欄

※その他、支援に必要な事項があれば、こちらに記載してください。（例 本人が不在で連絡がとれないときの対応 など）
※避難経路図や居所の見取図など地図等を貼付・記載する場合は下の欄をご活用ください。

■地図、図面等の貼付・記載欄

台 帳 登 録 者	中 学 校 区	民 生 委 員 名	民 生 委 員 コー
区 分		生 年 月 日	
氏 名		性 別	電 話 番 号
			携 帯 番 号
住 所		主たる 同居者	氏 名
			続 柄

登 録 区 分		 000015124800		整理番号:	
1	ひとり暮らし高齢者	2	寝たきり高齢者		
3	認知症高齢者	4	要介護4、5認定者		
5	視覚障害者（児）	6	聴覚障害者（児）		
7	肢体不自由（移動困難）者（児）				
8	知的障害者（児）	9	精神障害者		
10	その他				
特記事項					

緊急時の連絡先			
住 所		登録者との関係	
		電 話 番 号	
氏 名		携 帯 番 号	

基 礎 情 報	
建 物 構 造 1	建 物 構 造 2
戸建住宅 集合住宅 階建の 階に居住	鉄筋 木造 その他
1人で避難できる	できる できない その他
介 助 者 の 有 無	なし あり その他
自 治 会 名	

この台帳に関する情報は、災害時に地域の援助により生命等の安全を図るために利用するものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を流したりすることを禁止します。

[illegible]

日 付	年 月	年 月	年 月
確 認 印	印	印	印

宝塚市 連携と協働による災害時要援護者支援制度促進事業

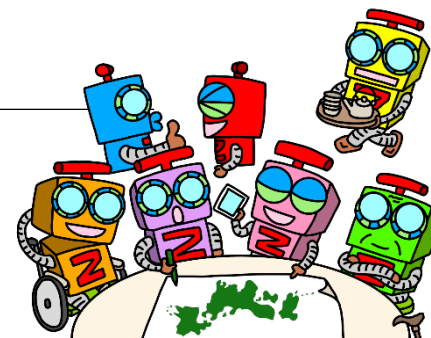
- ① 個別避難計画作成 7～10件 ② 勉強会実施(11月) ③ 啓発チラシの全戸配布(1月)

目 的：周知・啓発

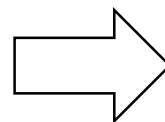
自助・共助が重要な制度であるにも関わらず、認知度が低かった、誤解が多かった

「気になる」「知りたい」「関わりたい」「できそう」と思わせる仕掛け・ブランディング**ポイント：助け合いのできる地域づくり＋地域の防災リテラシーの向上**

発災時は誰もが要援護者になる可能性があり、臨機応変な対応を可能とするため

個別避難計画作成会議で、「顔つなぎをする」「防災知識を得る」**個別避難計画作成について**

- ・ 実効性のある避難ができるように
- ・ 5年以内に当事者等と地域で作成できるように
- ・ 多くの対象者で作成されるように
- ・ 情報が必要な時に必要なところで利用できる(提供できる)ように



おおよその道筋が立ち、
既に動き出しを始めている

個別避難計画作成における課題

① 記名できる支援者がいない（孤立している方、高度な支援が必要な方に対しては特に）

事業者、社協、職員等：発災時もそれぞれの業務のため、直接の支援はできない

民生児童委員：一人で数十人担当することも。個別訪問さえ負担。高齢化。欠員地域も今後増えそう。

自治会役員：自治会加入率が下がっており、自治会自体がなくなるところも。高齢化。役員のなり手不足。

自主防災組織：自治会役員で構成されているところが多く、自治会と同じく高齢化。なり手不足。

若い世代：共働き、子育て、介護などで多忙。地域との関わりが薄く、担い手になるのは負担。

中高生：担い手不足によりヤングケアラーとなっていることも。地域との関わりが薄く、重責と捉えやすい。



支援はボランティアなのに… / 自分や家族が大事なのに… → 「支援者」設定の変更

② システム導入が必要だが、お金とマンパワー不足により困難

既に、同意者(約2200人)の支援カードはほぼ100%作成済みだが、紙ベースでの運用。発災時対応もアナログ。

この支援カードを個別避難計画に移行しつつ、対象者全員分(約6600人)、

あるいは対象者を高齢者等にも拡げて個別避難計画を作成し、データ化するにはシステム導入が必要。

そのための予算確保、ハード面の整備とともに地域の醸成も必要となるため、導入にあたってのマンパワーの確保が難しい。

宝塚市担当者の主な説明内容

○ 取組のポイント

- ①個別避難計画を7件作成。作成した7件のうち一部は、訓練も実施。
- ②勉強会を11月13日に実施。市民対象の個別避難計画作成の事例発表の場。ご協力いただいた方々にしっかりお礼をすることも開催目的の一つ。
- ③今後、啓発チラシを作成し、全戸に配布。

○ 災害時要援護者支援制度自体が知られていないため、制度の周知と啓発を目的として、いろいろと工夫しつつ、上記の①から③に取り組んでいる。

また、助け合いのできる地域づくりと地域の防災リテラシーの向上を念頭に上記の①から③に取り組んでいる。

○ 個別避難計画の作成の仕組みについては、「今後どうしていくか」というおおよその道筋は立っており、既に動き始めています。具体的には、既に制度の取組において一定数作成されている「支援カード」の仕組みを活用することとする。

○ 現時点の課題

- （1）記名できる支援者がいない（全くのゼロというわけではないが）

水害はともかくとして、地震のときは事前に避難できない。周りに支援者いたとしても、その方々も皆、被災するという状況になる。ここが非常に難しいと感じるところ。

本当に助かるためには「書類ができればよい」というわけではない。ノルマのように地域支援者を無理やり書くといったことも出てきそうですが、それは少々問題だと思い、本音をお話させていただいた。

- （2）システム導入が必要だが、お金とマンパワー不足により困難を感じている

※これら以外にも、たくさんの課題がある。

アドバイザーボード委員のコメント①

- 優先度の3つの要件※に基づき優先度を判断する場合、一人一人の状況について知る必要がある。
黒潮町では、ケアマネジャーから一人一人の状況について情報提供いただくことにより実現。介護サービスの調整をすることを通じて避難行動要支援者の状況を良く知るケアマネジャーから情報を提供いただく。これは、オーソドックスでわかりやすい手法。
※3つの要件：「ハザード域内」で「心身の状況に課題があって」かつ「社会的に孤立した人」
- 市町村と福祉事業者等の間でよい関係づくり（協力関係）ができているところは、防災と福祉、高齢、介護や障害などの関係する部署が、内部で連携できている。
長崎市では、庁内の連携体制をまずは作り、次の段階として、外部からケアマネジャー協会が参画した。このように庁外の関係者も入れて、まずは丁寧にステップ1に取り組む。このことが、専門職の方々への依頼がやりやすくするなど連携を円滑に進めることができた要因。
防災と福祉、高齢、介護や障害などの関係する部署が連携して取り組む必要があることが再確認された。
- 福祉事業者のBCPの策定が義務化され、居宅介護支援や相談支援の事業所の方々にとっても災害対応は他人ごとでなくなった。個別避難計画作成への参画が「本来の業務ではない」などと言うのは、このことに対する理解が広がっていないということ。
- 多様な主体が関わって協働で取組を進めることが重要。
永平寺町では、進めている点が素晴らしい。地元にある大学にいる専門家と連動して動いていく。それぞれの地域に、いろいろな協働のパートナーが存在。
- 取組の量を見える化した丹波市では、ケアマネジャーや相談支援専門員に「気になる人」を挙げていただき、危険な地域で重ね合わせをすることにより、何らかの優先度が高い方が概算で100名前後であると見込むことができた。今後は、その100人ぐらいの方々についてどう対応していくのかというところを取組の焦点が絞られた。この取組からも専門職と一緒に進めるやり方の有効性が再確認された。

アドバイザーボード委員のコメント②

- 複数の団体で課題となっている支援者の確保は、地道な取り組みになるが、地区防災計画と連動した取組により高齢者の避難には地域ぐるみの支援が必要という意識を醸成することが必要。

地区防災計画は面、個別支援計画は点。地区防災計画に取り組む場合、個別避難計画の取組を前提として地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の避難の在り方が整理され、両計画の整合が図られるよう取り組むことが重要。

今年度、直ちに取り組むことは困難な場合、来年度以降、個別避難計画に取り組む地区で並行して地区防災計画のモデル事業などに取り組むことが有効。

- 取組の継続性を確保することの困難さについて「課をまたいで行われている事業は、継続がすごく難しい」、「人事異動等で担当が替わったら」、「事務事業評価をして根付かせようとしています」などの発言があった。

取組の継続性を確保するためには、取組の内容を要綱にするなど、暗黙知を言語化・文書化し形式知にし、共有化することが重要。

また、「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」で示された「〔Step1〕 庁内外における推進体制の整備」は取組を継続させる仕込みであり、この観点からも非常に重要な取組のプロセス。

（参照：上越市「福祉避難所の確保や直接の避難」に関する取組事例）

※「「庁内・庁外との連携」と「福祉避難所」に関する取組事例と留意点」 P. 40～に採録。 https://y-hinan.jp/pdf/meeting/nouhau_no03/document_1.pdf

- 紙ベースで個別避難計画を管理することは、自治体の事務負担が大きいため、システム化などのデジタル化は重要。

また、クラウド化されていれば、被災した場合にも被災者台帳との連携による効果的・効率的な避難生活支援が可能となる。

ノウハウ共有ミーティング第3部

モデル団体の資料と説明

富士市、豊中市、仙台市、館林市、川崎市、那覇市、京都府、愛媛県

アドバイザリーボード委員によるコメント等

<取組のポイント>

- ・ 本人・家族の同意、庁内・庁外関係機関との連携体制を既に構築済みであることから、事業の実現可能性が高い。
- ・ 庁内、庁外ともに多様な主体が連携する体制となっているため、市内展開を効率的効果的に行うプロセスを検討することができる。
- ・ 災害支援キットと災害時ケアプランを組み合わせることで、より効果的な災害時の避難支援体制の構築を進めることができる。
- ・ 県モデル事業、国モデル事業実施後も市が単独で個別避難計画策定の市内展開を図るための人材を育成する。

<これまでに行った取組>

- ・ 福祉専門職、避難等支援者、行政職員が参加し、個別避難計画を作成する者の優先度等について検討するための会議を、ファシリテーターの進行で開催し、市内展開を効率的・効果的に行うための作成方法やプロセスを構築する。
⇒令和3年10月29日（金）ほか全3回を予定。
 - ・ 兵庫県の「防災と福祉の連携による個別支援計画作成促進事業」を参考に、令和3年10月19日（火）障害者1名の調整会議を開催し、個別避難計画を作成した。
⇒高齢者1名についても、令和3年11月19日（金）に調整会議を開催する予定で、作成した計画については、令和3年12月5日（日）の地域防災訓練で避難訓練を実施する。
- ※福祉専門職や地域住民に対する研修会等については、今後実施予定。

＜現時点における課題＞

個別避難計画（災害時ケアプラン）の市内展開の段取りのつけ方（特に福祉専門職が参画する事例）

- ・市内展開に当たっては、福祉専門職と地域のそれぞれに説明が必要だが、特に福祉専門職に対しては、個別避難計画作成の必要性のみならず、対象者へのアセスメント方法等も学んでいただく必要がある。
⇒個別避難計画の作成優先度が高いと判断されても、担当する福祉専門職の協力が得られなかったり、福祉専門職に個別避難計画の作成に関するノウハウがないため計画が作成できない事態が考えられる。
- ・このため、福祉専門職が参画する事例では、個別避難計画作成に関する研修会を受講した上で、個別避難計画の作成に取り組んでいただくことになるが、市区町村が単独で研修会を実施するにはハードルが高い。
⇒市として個別避難計画作成の重要性や事例についての説明はできるが、アセスメント方法のノウハウがないことから、外部講師を依頼する必要がある。
- ・今年3月に静岡県主催で福祉専門職に対する研修会を実施いただいたため、研修会に参加した福祉専門職が担当するケースから、市内展開を進めて行く。
⇒福祉専門職に対する研修会は都道府県が主催し、研修を**主任介護支援専門員更新研修**の法定外研修にする等、参加した福祉専門職にもメリットがあると望ましい。

富士市担当者の主な説明内容

- 富士市は、市の管内における庁内・庁外の連携だけではなく、静岡県（県庁）とも連携して個別避難計画の作成に取り組んでいる。
- 個別避難計画の作成の優先度等について検討するための会議を、全3回開催の予定。
- 個別具体の個別避難計画の作成。
 - （1）障害のある方
 - ・ 10月19日に調整会議を開催し、避難経路や避難支援等実施者などについて検討。（1名）
 - ・ 12月5日の地域防災訓練の際に避難支援等実施者による声掛けと避難場所まで移動できるか練習。
 - （2）高齢の方
 - ・ 11月19日に調整会議を開催し、避難経路や避難支援等実施者などについて検討。（1名）
- 現時点の課題
 - ・ 福祉専門職には、個別避難計画作成の必要性、個別避難計画を作成する避難行動要支援者へのアセスメント方法等について研修が必要だが、市が研修を実施することのハードルは高く、また、研修は、ある程度大きな枠組みで実施することがスケールメリットなどの点で効率的、効果的ではないか。
 - ・ 福祉専門職は、多忙であるため、研修は、例えば法定外研修に該当するものにし、受講する福祉専門職にもメリットがあるような仕組みとすることが効果的ではないか。（参照：参考資料「兵庫県社会福祉士会」）

富士市の取組（まとめ）②

Q & A

Q. 災害支援キットについて教えてください。

A. 要介護の方や障害のある方以外にも、災害時の避難行動に不安がある方を対象として、希望者が申請。

直径7cm×高さ17cmの筒を渡し、その筒の中に御自身の服薬情報や緊急連絡先等を記入した紙を入れ、冷蔵庫に保管。

申請者の情報は、共有を可としているので、地域で共有可能。

この情報を活用し、地域における共助のための取組、たとえば、日頃からの町内会の声かけ運動に活用いただくことを促している。

災害支援キットは、地域における平常時からの避難行動要支援者等への支援体制づくりのツール。

Q. 災害時ケアプランについて教えてください。

A. 災害時ケアプランは、兵庫県をモデルにした個別避難計画を作成するための取組。

まず、当事者のアセスメントを行う。

アセスメントにはケアマネジャーなどの関係者にも参加していただき、当事者の防災自助力、災害時に必要な支援を取りまとめる。

取りまとめた情報は、町内会に持ち込む。町内会では、「この方を助きたい、そのときに避難経路をどうするか、誰が最初の声かけをするか」などを確認。

富士市では、災害支援キットの取組により、町内会に一定程度、避難行動要支援者の情報がある。このため、災害対策基本法の個別避難計画として必要な要素の追加により個別避難計画とすることとしている。

これにより既存の仕組みを活用し、避難行動要支援者に対する地域の支援の体制の確立を狙い取組を展開。

○富士市独自の制度である災害・緊急支援情報キット(災害支援キット)を個別避難計画の作成に活用する。

＜災害支援キットとは＞

- ・医療情報等や日常生活動作等を記入した災害・緊急支援情報カードを容器に保管し、緊急時や災害時にその情報を活用して支援を行う。
- ・申請者は自治会に申請、自治会では申請者を名簿化し、避難行動要支援者の把握や地域で情報共有する。



災害・緊急支援情報キット
(災害支援キット)

豊中市の個別避難計画作に向けた取組み

【作成の対象者】 避難行動要支援者名簿登録者 約15,000人（※重複あり）

高齢者（単身世帯の要支援1～要介護2、要介護3以上）

障害者（身体障害者手帳1・2級、単身世帯の精神保健福祉手帳1級・療育手帳A） ...など

【取組の推進体制】

豊中市要配慮者支援検討会議

災害時個別避難計画推進部会

《設置》 R3年8月

《構成》

行政（防災・福祉関係部局）

福祉・介護サービス事業者

地域関係団体

【おもな取組事項】

- ① 優先して計画作成を進める対象者の基準づくり
- ② 計画作成の方法や手順を盛り込んだマニュアルづくり
 - ☑ 誰が支援して計画作成するか？
 - ☑ 作成手順は？
- ③ 地域の避難支援協力者を確保するためのしくみづくり
- ④ 地域における避難支援体制づくり
- ⑤ モデル事業の実施

《取組事項と現時点での考え方、今後の課題について》

① 優先して計画作成を進める対象者の基準

【介護福祉サービス利用状況】 ☒ 利用あり（＝自力・家族での日常生活が困難）

【社会的孤立の状況】 ☒ 独居・高齢世帯、家族の支援がない

【心身の状況】 ☒ 情報収集や避難の判断が困難

② 計画作成の流れ

◆作成支援者

- ・優先して作成する対象者⇒専門職（介護支援専門員等）が支援して作成
- ・それ以外の人⇒本人・家族による作成

※ 計画作成のための研修会、作成時の相談窓口や助言できる体制が必要

※ 本人・家族作成が困難な場合の支援方法を検討する必要あり

◆作成過程で本人・関係者による話し合いの場「囲む会」が必須

★作成後の計画書の取扱いをどうするか？（データ容量が膨大な為、市システムでの管理が困難）

③ 地域の避難支援協力者を確保するためのしくみづくり

★「協力してほしい人」と「協力できる人」のマッチングのしくみをどうするか？

④ 地域における避難支援体制づくり

◆今後モデル事業などを通じて事業者・地域住民に防災と共助について意識啓発

豊中市担当者の主な説明内容

- 避難行動要支援者名簿に登録されている避難行動要支援者は、約1万5,000人。対象者は、軽度であっても単身世帯も対象とするなど、対象者の範囲は幅広。（豊中市の人口は、約41万人（R3.11/1現在住民基本台帳人口））
- 豊中市では、既に設置されている要配慮者支援対策検討会議に災害時個別避難計画推進部会を設置。既存の仕組みを活用し、同部会を中心に個別避難計画作成に関する検討を進めている。
- 同会議はこれまでに2回、8月と10月に開催。主な取組事項は次の5点。
 - （1）優先して計画作成していく人の範囲を定める
 - （2）どのような手順で、誰が支援して計画を作成していくかをマニュアル化する
 - （3）地域で避難支援者をどのように確保するのか、その仕組みを作る
 - （4）地域における避難支援体制づくり
 - （5）モデル対象者、モデル地区を選定
- 優先して計画を作成する対象者の基準。豊中市としては、浸水想定区域などのハザードについては特に要件とせず、地域の災害リスクには関係なく、支援が必要な人は全員対象にしたいと考えている。
理由は、「防災・福祉ささえあいづくり推進事業」を実施しており、地域団体協定に基づき、避難行動要支援者名簿を提供。地域では、これを基に日頃から安否確認訓練を実施し、震度6弱以上の場合は、自動的に地域で安否確認を開始する仕組みができています。
- この既存の仕組みをベースに、個別避難計画作成を進めている。現在、地域の皆さんに協力いただく前提が「地震」であり、まずは地震を基本に協力体制づくりを進めていきます。計画作成の過程を通じて対象者と地域住民のつながりができることで、将来的には風水害時の避難支援にもつながると考えている。
- 個別計画作成に向けた話し合いをする場として「囲む会」を開催。「囲む会」は、ケアマネジャーや相談支援専門員と、本人や家族、避難支援協力者などが出席。「囲む会」では個別避難計画の柱である「防災リテラシー」「本人の状況の把握と避難支援」などを話し合う。

■ 現行の災害時要援護者情報登録制度を活かし、本人・地域記入の個別避難計画へ

本市では、本人・家族の申し出による情報登録と、市から地域への名簿提供、そして地域の支え合いを基本とした支援体制づくりが行われている。

現行制度を発展させ、先行事例等を織り込みながら、本人・家族・地域記入の個別避難計画作成を推進する。

ただし、手上げによる登録制度であるため、新たな基準を検討し、関係団体や福祉専門職等と連携した個別避難計画の作成も検討していく。



■ 個別避難計画作成の対象・優先度の検討

上記制度の対象者について、心身等の状況や災害リスクを踏まえ、対象層や優先度を検討している。

対象者

×

心身やくらし
の状況

×

災害
リスク

避難情報の発令対象
地域（町丁目）

立ち退き避難が必要な地域

津波避難エリア（本市設定）

土砂災害警戒区域等

洪水浸水想定区域（※）

防災重点ため池の浸水想定区域

※特に、早期に立退き避難が必要な区域（本市設定）

①浸水深3m以上の区域

②家屋等氾濫想定区域

平常時からの取り組み

顔の見える関係づくり

- ・日ごろからの声かけ、見守り活動

情報の整理・収集

- ・支援が必要な方の情報を集める

助け合いの体制づくり

- ・安否確認や情報伝達の方法を決める

防災訓練の実施

- ・避難場所やルートの確認

災害時の 助け合い



隣近所で声かけ

- ・安否の確認
- ・災害情報の伝達

必要に応じて支援

- ・避難場所へ誘導
- ・救出救助に協力

■ 災害対応や、庁内議論を通じての指摘課題等（主な論点）

● 「避難支援等実施者」をどのように確保していくか。

地域コミュニティの高齢化や、支援の担い手を確保しにくい問題、町内会非加入世帯など地域との接点が少ない等々、様々なケースにおいて支援者をどのように確保・マッチングしていくか。

（支援者の欄が未記入な個別避難計画が、多数生じかねない懸念あり。）

● 「避難支援等実施者」の安全確保の問題。

令和3年度の災害においても福祉関係者の被災事例があり、支援者の安全をどのように確保していくか。

● 本人・地域記入の個別避難計画と、福祉専門職等の協力を得た個別避難計画の差異等。

作成に関与する機関・団体等の差異、支援者の確保状況、経費支援の有無等、「違い」がどのような影響を及ぼしうるか。（国において調査していただきたい）

● 今後の個別避難計画作成における機運醸成、理解促進等に、どのように取り組むか。

（市町村の取組進度に配慮は必要だが、全国的な周知や促進策等が必要ではないか。）

仙台市の取組（まとめ）

仙台市担当者の主な説明内容

- 現在、仙台市では、庁内外の連携体制がまだ十分に構築できていないところがある。取組の方向性としては、既存の仕組みを発展させ、今年度は「本人・地域記入の個別避難計画」を中心に、「実際に作る」ことに取り組んでいきたい。
- 従来、仙台市では、本人、家族の申し出に基づく要支援者名簿の仕組みであり、地域の取組、地域の支えあいの仕組みが取り組まれている。地域や団体の協力を得て、個別避難計画の作成を進めていく。
- 仙台市の避難行動要支援者名簿は、手挙げをベースにした取組が原点にあったため、真に支援が必要な方を捉えられていない可能性があることが課題。対象者について改めて検討しているところ。
- 関係団体、福祉専門職との連携は、今年度は模索、来年度から本格的に事業に組み込む予定。
- 仙台市では、避難情報発令のため、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域、防災重点ため池のハザードマップ、津波避難エリア（※市独自設定）の対象地域に含まれる町丁目をハザードマップから把握している。立退き避難の対象となる町丁目と避難行動要支援者の住所とを突合することにより、優先度の高い者を抽出している。
- 抽出した優先度の高い者を、さらに心身や暮らしの状況、要介護度など福祉の観点からも優先度の重み付けを検討している。
- 現時点の課題
 - ・ 支援者の問題では、関係者から様々な指摘をいただいた。特に、地域の高齢化等により、担い手を確保しにくいという声をいただいている。
 - ・ 本人・地域記入の個別避難計画と、福祉専門職が関わる個別避難計画の違いを検討しておく必要がある。経費支援して作成した個別避難計画には更新をどうするかという問題もある。

【参考】避難情報発令町丁目リストを活用した優先度の絞り込みのイメージ図

仙 台 市

※このスライドは「イメージ図」であり、理解を容易にする観点から、仕組み、手順等について一部捨象しています。

- 仙台市では、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域、防災重点ため池のハザードマップ、津波避難エリアの避難情報発令対象地域について、町丁目単位のリストを作成している。このリストと避難行動要支援者の住所とを突合することにより、災害リスクの観点から優先度を設定することができる。

避難情報発令町丁目リスト

町丁目	土砂災害警戒区域	洪水浸水想定区域	防災重点ため池	津波避難エリア
●● 1 丁目	○	－	－	－
●● 2 丁目	－	○	－	○
▲▲ 1 丁目	－	－	－	－
▲▲ 2 丁目	○	○	－	－
▲▲ 3 丁目	－	○	－	－
■ ■ 町字 ■ ■	－	－	○	－

重ね合わせ

避難行動要支援者名簿情報

避難行動 要支援者氏名	住 所
仙台▲子	●● 1 丁目 2 番
宮城■郎	●● 2 丁目 5 番
青葉●太	▲▲ 1 丁目 8 番
宮城野■花	▲▲ 2 丁目 4 番
若林●香	▲▲ 3 丁目 7 番
太白▲郎	■ ■ 町字 ■ ■ 9

避難行動の
対象災害を把握

避難行動 要支援者氏名	災害リスクの観点				福祉の観点 (詳細調整中)
	土砂	洪水	ため池	津波	
仙台▲子	○				
宮城■郎		○		○	○
青葉●太					
宮城野■花	○	○			○
若林●香		○	○		
太白▲郎			○		○

- ・令和2年度よりワーキンググループを発足。今年度はコロナ禍においてワーキンググループを想定どおり開催できていないものの、メールなどでメンバーの意見を聴取。モデル事業の事例なども参考としながら全体計画の策定を完了した。
- ・令和3年度、館林市社会福祉協議会に個別避難計画作成の実地運用試行を委託する。その結果をフィードバックしながら令和4年度以降福祉専門職に作成を委託するうえでの参考とする。
- ・地区防災計画においても平行して、自助・共助による要支援者対策を進めている。たとえば、健康加齢者については情報提供を行い自主避難を促し、共助による支援が必要な方については声かけや直接支援を行うなど。

- ・「努力義務」という文言について、市町村が主体的に取り組むうえでは逆効果だと感じる。「法定義務ではないため、早急に取り組まなくても支障がない」という誤解を一部あたえている。今後は、取組指針等で示されている「作成は努力義務ではあるものの早急に作成しなければならない」というニュアンスを伝えることが課題。
- ・ 支援者の選定について解決の糸口が見つかからない。
- ・ 支援者として想定している民生委員や地域住民は、高齢化にともない搬送は困難との声が挙がっている。
- ・ 消防団員について、有事の際は水防業務や避難誘導に従事予定であり、支援業務に人員を割けないとの意見があった。
- ・ ケアマネについても、自社顧客の援助業務があるため、個別避難計画に基づく支援業務をする余裕はないとの声が挙がった。
- ・ 以上のように、支援者の候補と想定している関係機関から軒並み援助は困難だとの声が挙がるが、内閣府個別避難計画作成モデル事業を通じて、モデル団体等の集合知やアドバイザーボード委員の示唆もいただきつつ課題解決を図りたい。

館林市の取組（まとめ）

館林市担当者の主な説明内容

- 令和2年度に庁内防災部局と社会福祉部局、館林市社会福祉協議会が参画した庁内外ワーキンググループを設置。
- 今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、（ワーキンググループを）想定通り開催できていませんでしたが、メール等で（メンバーに）意見聴取し、本モデル事業の事例を参考にしつつ、全体計画と個別避難計画のひな型を完成させた。
- 今年度、館林社会福祉協議会に委託し個別避難計画のひな型の実地運用を試行中。今年度の試行結果をフィードバックし必要に応じて改善等する。来年度以降は福祉専門職に委託し、個別避難計画の作成を本格的に実施する予定。
- 個別避難計画と並行して地区防災計画において自助・共助による避難行動要支援者に対する地域における支援が進むよう取り組んでいる。地区防災計画では、健康加齢者には情報提供を行い自主避難を促している。共助による支援が必要な方については声かけや直接支援を行うなど、一人一人のリスク段階に応じた対応を図っている。
- 現時点の課題
 - ・「努力義務」という定めを、「早急に作成しなくてもいい」と誤解している関係者もいるので、取組方針等で示された「早急に作成しないといけない」という趣旨を浸透させていきたい。
 - ・支援者の候補と想定している関係機関から、避難行動要支援者の避難支援等を担うことには困難があるとの声が上がっている。本モデル事業を通じて、内閣府個別避難計画作成モデル事業アドバイザーボード委員等からの示唆をいかしたい、そして、モデル団体の皆さんとともに課題解決に取り組みたい。

館林市避難行動要支援者個別避難計画作成調査業務委託契約書

館林市（以下「甲」という。）と社会福祉法人館林市社会福祉協議会（以下「乙」という。）との間に、避難行動要支援者個別避難計画作成調査業務（以下「委託事業」という。）の実施について、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、個別避難計画作成の実地運用を乙に委託する。

2 乙は、前項により委託を受けた委託事業は、この契約及び仕様書の定めるところに従い、誠実にこれを実施するものとする。

（委託事業の内容）

第2条 委託事業の内容は、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を活用した要配慮者避難支援対策事業とし、別に定める仕様書のとおりとする。

2 この契約の内容を変更する必要がある場合は、甲乙協議のうえ変更するものとする。

（実施場所）

第3条 乙は、委託事業を館林市内において実施するものとする。

（委託期間）

第4条 この契約の期間は、契約日から令和 年 月 日までとする。

（委託料）

第5条 委託料は、事業に要する人件費及び事業の実施に必要な経費とし、 円の範囲内とする。

（委託料の返還）

第6条 乙は、前条の規定にかかわらず、第12条の規定によりこの契約が中途解約された場合において、既に支払われている委託料があるときは、その額から委託事業の実施状況を勘案して甲が算出して得た額を控除した額を甲に返還するものとする。

（報告等）

第7条 乙は、甲に対し、委託事業の実施状況を報告しなければならない。

2 乙は、委託期間が満了したときは、速やかに委託事業の実績報告書に必要な書類を添付し甲に提出しなければならない。

（経理等）

第8条 乙は、委託事業に係る経理について他の経理と区別し、その関係を明らかにした書類等を作成し、これを委託事業完了後5年間保存しなければならない。

（費用の負担）

第9条 この契約の締結に要する費用及び委託事業の実施に要する費用は、甲乙の間で別に定めがあるものを除き、すべて乙の負担とする。

（個人情報の取扱い）

第10条 乙は、個人情報の保護に関し、別記「個人情報取扱特記事項」に従い、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第11条 乙は、第三者に対し委託事業の一部又は全部の実施を委託し請け負わせ、またこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。

（契約の解除）

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、第4条の期間内といえどもこの契約を解除することができる。

（1） 正当な理由がなくこの契約を履行しないとき

（2） この契約の履行について不正の行為があったとき

（3） この契約に基づく甲の指示に違反したとき

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生じて甲はその責を負わない。

（損害賠償責任）

第13条 乙は、次の各号の一に該当したときは、その損害を賠償しなければならない。

（1） 乙が委託事業の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき

（2） 前条第1項の規定により契約が解除された場合において、甲に損害が生じたとき

（守秘義務）

第14条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託事業完了後においても同様とする。

（契約上の義務）

第15条 この契約に定めるもののほか、必要な事項は甲乙双方が協議のうえ定める。

この契約の証として本書を2通作成し、甲乙双方記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 館林市城町1番1号
館林市長

乙 館林市苗木町2452番地1
社会福祉法人 館林市社会福祉協議会
会長

業務仕様書

(様式第 1 号)

1 遵守する事項

- (1) 乙は、事業を実施する際、市内の対象地域の関係者と十分調整したうえで実効性を伴う個別避難計画となるよう実地運用に取り組むこと。
- (2) 委託事業の実施に要する費用は、別に定めるとおりとする。
- (3) 委託事業の実施に起因する事故等による賠償責任を補償する保険へ加入し、安全を確保すること。
- (4) プライバシーの保護に十分配慮するとともに、委託事業の実施により知り得た秘密を漏らさないこと。
- (5) 乙が上記 (1) から (4) の条件に反した場合、甲は委託契約の一部又は全部を返還させることがある。
- (6) 乙は、市内在住かつ浸水想定区域に居住する 10 名以上の個別避難計画を作成し、毎月末に 2 名以上の個別避難計画を安全安心課窓口へ提出すること。その内訳は要介護 3 以上を 7 名、身体障害手帳 1 級、2 級を各 1 名ずつ、療育手帳 A 1 を 1 名とする。
- (7) 個別避難計画は介護支援専門員の資格を有するものが作成するものとする。
- (8) 乙は、毎月末に進捗状況を甲に報告し、その他必要があるときは適宜情報交換を行うものとする。
- (9) 乙は、個別避難計画 1 件あたりの作成にかかる経費及び作成時間、人数について個別避難計画作成業務実績報告書 (様式第 1 号) を作成し、甲に報告すること。

2 事業の実績報告書

この事業が終了したとき、乙は次の事項を内容を含む実績報告書を作成し、個別避難計画作成モデル事業受託会社の●●に提出すること。あわせて写しを甲に提出すること。

- (1) 委託事業の実施期間及び終了日
- (2) 事業費及び人件費の実績額及び請求書
- (3) この事業に従事した労働者の名簿、雇用期間、雇用形態
- (4) 会計関係帳簿類 (写し) ※この事業に関係する部分のみ
- (5) 出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿 (写し) ※この事業に関係する部分のみ
- (6) 事業実施状況のわかる写真
- (7) その他甲の指示するものなど

3 事業予定確認事項

- (1) 委託事業の実施場所
館林市内
- (2) 委託事業の予定期間
契約日 ～ 令和 年 月 日
- (3) 予定される事業費
円
- (4) 事業費の支払い
●●
- (5) この事業の活動内容等
 - ①災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿の同意者への個別避難計画の策定
 - ・地域住民、関係機関、要配慮者等との協議日程の調整及び協議、個別避難計画の作成
 - ・計画の修正又は更新
 - ②個別避難計画を活用した避難訓練への協力
 - ・図上訓練の実施
 - ③各種マニュアル等作成への協力
 - ④その他事業の実施に関し必要な活動

個別避難計画作成業務実績報告書

事業所名	館林市社会福祉協議会
報告日時	年 月 日
対象者名	
作成時間	①準備にかかった時間： 時間 分 内訳： ②面談にかかった時間： 時間 分 (訪問回数 回) 内訳： ③事務作業にかかった時間： 時間 分 内訳：
作成人数	①介護支援専門員 名 ②相談支援専門員 名 ③その他 () 名
作成経費	合計： 円 うち：①人件費 円 内訳 ②事務費 円 内訳
作成によって確認された課題とその改善方法等	
作成者	職： 氏名：

【参考】庁内外ワーキング開催通知

令和3年3月5日

令和3年3月5日

社会福祉課長
高齢者支援課長
介護保険課長

様

館林市社会福祉協議会
地域福祉課長 様

安全安心課長

安全安心課長

避難支援プラン策定に関するワーキンググループの開催について（依頼）

避難支援プラン策定に関するワーキンググループの開催について（依頼）

標記の件について避難支援プラン策定に向けて担当者間で下記のとおり打合せを行います。

お忙しいところ恐縮ですが関係各課におかれましては、担当係長、担当者の出席についてご配慮いただきますようお願いいたします。

標記の件について避難支援プラン策定に向けて担当者間で下記のとおり打合せを行います。

お忙しいところ恐縮ですが 担当者の出席についてご配慮いただきますようお願いいたします。

記

記

1 日 時 令和3年3月19日（金）10時～12時

1 日 時 令和3年3月19日（金）10時～12時

2 場 所 301会議室

2 場 所 301会議室

3 内 容 （1）避難支援プラン概要について
（2）進捗状況について
（3）今後のスケジュールについて

3 内 容 （1）避難支援プラン概要について
（2）進捗状況について
（3）今後のスケジュールについて

4 その他 出席者について、3月12日（金）までにメールによりご回答ください。
なお会議当日は資料を用意しますのでお持ちいただく必要はございません。

4 その他 出席者について、3月12日（金）までにメールによりご回答ください。
なお、会議当日は資料を用意しますのでお持ちいただく必要はございません。

担当：総務部 安全安心課
危機管理・国土強靱化係

担当：総務部 安全安心課
危機管理・国土強靱化係

市民の生命、身体及び財産を災害から保護する川崎市高齢者災害個別避難計画モデル事業(中間報告)

概要

災害時避難行動マイタイムライン等の普及を通じて、内部、外部の連携及び関係の構築を図ってきた強みを活かし、福祉専門職その他の団体等が参画する検討会において、既存の枠組みの補強、見直しによる作成に係る方針その他を定めることで、コストを抑えつつ、効果的、効率的な個別避難計画作成プロセスを構築します。

特徴

◆ 早期対応、効果的な支援

浸水想定区域に居住する要援護者に対し、個別避難計画を優先的に作成します。

◆ 取組の持続性

ケアプランやマイタイムライン等を活用し、要援護者に対する個別避難計画の早期作成、避難の実効性を高め、また、作成及び周知に係る合理化を図ります。

◆ 災害対応の意識を醸成

福祉専門職その他の団体等と連携し、対象者の優先順位、様式、作成プロセス等を決定することで、1人ひとりが主役意識を持って災害対応に取り組む気運を高めます。

課題

- 避難支援等実施者の確保
- 人数に応じた避難先の確保
- 情報管理する個別避難計画の分析手法
- 福祉専門職とその他団体間との連携の構築
- 帳票作成の事務負担軽減
- 計画策定に対する対価の設定

方針

- 地域住民や消防団、自主防災組織等との平時からの関係づくり
- 施設・事業所における自然災害BCPの早期作成及び検証の実施
- 情報活用力の強化
- 避難支援等実施者等の連携体制の構築
- 既存帳票等の活用（兼用等）による事務負担軽減
- 計画策定の労力に見合う適切な対価の設定

川崎市担当者の主な説明内容

○ 川崎市で進めている「特徴」です。

（１）優先的に作成する対象者

令和元年台風第19号において、4万5,000人が掲載されている避難行動要支援者名簿が有効に機能しなかったという反省から、要介護度3以上の高齢者1万人のうち、独居の方、認知症が進んでいる方、移動能力に心配のある方などを抽出して、数千人という規模に絞り込みを進めている。

（２）地域の災害対応の意識の醸成、福祉専門職、その他の団体との連携

福祉部門で担当をしているが、町内会、自主防災組織等の団体へのアプローチが遅れている状況。
市内の連携を図るところから進め、まずは、一つでも二つでも連携してやるという事例づくりに取り組み、それらの取り組みを共有して全面展開を図る。そういったことを丁寧に進めていく必要がある。

○ 現時点にの課題

既存の仕組みの活用などにより事務負担の軽減を図ることで個別避難計画を作成していく。このため、

（１）既存の帳票の活用について検討を進めている。

（２）併せて、ケアプランへの組込みができないか検討しているところ。

■要支援者と地域との「繋がり」をつくる

- ・要支援者や自治会、民生委員、ケアマネなど、地域の方と連携し取り組むため、個別避難計画の作成をとおして、要支援者と地域との関係も築くことができ、災害時にも地域で円滑な支援を行うことが出来ると考える。

■要支援者や地域住民の「自助」「共助」の向上

- ・災害時に被害を少なくするためには、自助・共助が重要であることから、パンフレットを配布し、非常用持出品の用意や個人情報の外部提供への同意、要支援者名簿を活用した平時からの見守り、地域での積極的な交流、個別避難計画の作成などについて説明し、自助・共助の向上に取り組む。

■ コロナ禍での説明会開催や要支援者からの聞き取りが困難

- ・ 緊急事態宣言が発出されていたため、地域での勉強会や要支援者への聞き取りや訪問などの取り組みが進んでいない。
- ・ 要支援者やその家族も、個別避難計画作成のための聞き取りを行う集まりに参加することに不安を感じる方が多い。

■ 避難行動要支援者名簿（同意者）の掲載人数が少ない

- ・ 市で要支援者名簿提供に関する同意確認を行っているが、未回答者が多いため地域へ提供する要支援者名簿（同意者）の掲載人数が少ない
- ・ 未回答が多いため、避難支援が必要な方が同意者名簿に含まれていない
- ・ パンフレット等を活用し、制度について周知を行う必要がある

■ 福祉避難所への直接避難

- ・ 医療的ケアが必要な方などについては、福祉避難所への直接避難が必要であるが、災害救助法が適用とならない場合の費用の財源の確保が困難

那覇市の取組（まとめ）

那覇市担当者の主な説明内容

- 那覇市では個別避難計画の作成を那覇市社会福祉協議会へ委託し、市内の4つの地域でそれぞれ、地域による計画の作成に取り組んでいる。取組のポイントです。
 - （1）個別避難計画の作成を通して、避難行動要支援者と地域とのつながりを作ること为目标としている。自治会や民生委員、ケアマネジャーに計画の作成についての説明と協力依頼を行い、計画を作成する避難行動要支援者の方に計画の作成について説明を行っている。今後は、避難行動要支援者、そのご家族、地域、専門職の方とで計画の作成を行います。
 - （2）災害時には自助・共助が重要なので、個人情報の外部提供への同意や、要支援者名簿を活用した平時からの見守り活動について掲載したパンフレットを配布し、自助や地域の共助の向上を図っています。
- 現時点の課題
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により説明会の開催や避難行動要支援者からの聞き取りが困難になった。想定どおりの開催ができなかったが、10月以降、説明会の開催や懇談会などを実施。
 - ・ 避難行動要支援者名簿の掲載人数が少なく、避難行動要支援者名簿に支援が必要な人が掲載されていない。地域から「支援が必要な人が掲載されていない」と指摘されることがある。制度の周知と支援が必要な人の把握が重要と考えています。
 - ・ 医療的ケアが必要な方などについては、福祉避難所への直接避難についても取組をしたいが、開設のタイミング、費用などに課題がある。

Q & A

Q. 事業そのものは社協に委託しているとのことですが、市の防災と福祉はどのように取り組んでいますか。

A. 避難行動要支援者の方への説明を市の防災と福祉の双方の担当者が一緒に行っている。防災は、危険地域の確認や地域の防災リスク、福祉は、制度の説明などを担当。

ご近所のご協力で

避難行動

要支援者

を守りましょう

災害犠牲者
ゼロをめざせ!

概要版



地域ぐるみで防災活動を!

地震や台風、豪雨などの自然災害や火災などによって、毎年のように尊い人命が失われています。特に、「避難行動要支援者」と呼ばれる人たちは、体を動かすのが困難であるなどの理由で、災害時の対応が遅れることが多いため、大きな被害を受ける危険性が高くなります。

そのような支援が必要な人たちが災害から身を守っていくためには、事前に十分な準備が必要です。本冊子は、避難行動要支援者を理解してもらい、また、当事者である避難行動要支援者自身も日ごろから災害に備えることで、家族や自治会、自主防災組織などの支援がスムーズに進むことを念頭に構成しています。地域の防災活動にお役立てください。

災害に強いまちをつくるための5つのステップ

ステップ1

家族だけでなく、近隣の人たちの動向にも関心を持つ。

ステップ2

地域の人たちと気軽にあいさつをかわし合い、交流を深める。

ステップ3

地域のサークルやボランティア活動に積極的に参加する。

ステップ4

祭りや運動会などの地域の行事に進んで参加する。

ステップ5

防災講習会、防災訓練、自主防災組織に積極的に参加する。

音声コード
Uni-voice
付き



支援者は

日 ころから顔見知りになっておきましょう

- お互いに顔見知りであれば、いざというときにも効果的な支援が期待できます。あいさつや声かけなどを通して、避難行動要支援者と日ごろから関係をつくっておきましょう。
- 自治会などが開催する地域の行事など、気軽に参加できる機会を利用し、避難行動要支援者に声をかけてみましょう。
- お茶会やサロンなど避難行動要支援者が気軽に参加できる会を工夫してみましょう。



支 援の必要性を話し合いましょう

- プライバシーや本人の意思などに配慮しながら、自治会や自主防災組織で避難行動要支援者に対して、隣近所の範囲でどのような助け合いができるかを話し合っておきましょう。

どのような助け合い?



自 主防災組織などによる支援

- 寝たきりの高齢者や体の不自由な人などの避難を支援する方法として、担架や背負うことができる幅広のひもなどを用意しましょう。
- 災害が起きたときの安否確認や避難支援などの役割分担を決めておきましょう。
- 災害が起きたときに担当者が支援に行けない場合を想定して、複数の人が手助けできる体制をつくっておきましょう。
- 自治会や自主防災組織などが、災害時の避難行動要支援者の防災対策に取り組んでいることを、地域の人や高齢者や障がいのある人に知らせておきましょう。



防 災訓練へ参加しましょう

- 避難行動要支援者と一緒に避難経路や避難所が確認でき、また避難時の避難行動要支援者のニーズを知ることができます。お互いに声をかけ合って参加しましょう。
- 災害が起きたときに、支援者側も冷静な対応ができるよう、定期的に防災訓練を実施することが大切です。
- 目や耳の不自由な人などがいますので、訓練の内容を工夫しましょう。車いすやリヤカーなどを使い、危険個所を避けて避難所までたどり着けるか確認しておきましょう。



見 守り活動を行いましょう

- 関係づくりが整ってくると、地域が日々、避難行動要支援者を気にかける（見守る）ことにつながります。これは孤立死などの防止にも役立ちます。
- 避難行動要支援者宅の「部屋の点消灯」「カーテンの開閉」「洗濯物干し・取り入れ」「郵便ポスト」などの生活サインを確認する見守り活動もあります。



【参考】那覇市避難行動要支援者名簿の提供に関する同意書 兼 個別避難計画

那 覇 市

(表面)
第1号様式 (第6条関係)

那覇市避難行動要支援者名簿の提供に関する同意書 兼 個別避難計画

この書類は、平常時から自治会、自主防災組織などの地域支援者に情報を提供し、災害時の避難支援に役立てるものです。

以下の質問に対しチェック☑を入れて下さい。

問1 あなたは、施設入所中または長期入院中ですか？

☐ はい

☐ いいえ

問2 災害時の安否確認や日頃からの見守り活動に活用するため、あなたの個人情報を自治会などに提供してよいですか？

災害時に避難支援を受けるため、あなたの情報（氏名、性別、年齢、住所、連絡先、必要な支援内容、同居者の有無）、身体状況（障害者手帳所持、要介護者、指定難病、小児慢性特定疾病）を自治会、自主防災組織、地域包括支援センターなどに提供することに同意しますか？

私の個人情報を自治会などに提供することに

☐ 同意します

☐ 同意しません

※同意の方は（裏面）個別避難計画もご記入下さい。

名簿に登録されず、個人情報の外部提供もしません。

※下記に署名し、返信して下さい

名簿にそのまま登録され、個人情報を地域支援者に提供します。

※下記に署名し、（裏面）個別避難計画もご記入のうえ返信して下さい

名簿にそのまま登録されますが、個人情報の外部提供はしません。

※下記に署名し、返信して下さい

以上で質問は終わりです。署名欄に記載をお願いします。

署名欄	令和 年 月 日	住所 那覇市
	氏名(本人)	
	生年月日(本人) 年 月 日	代理人
	本人との関係 ()	
災害時に自力で避難できるか確認いたします		
☐ 自力で避難できる ☐ 自力で避難できない		

※支援者への情報提供に同意することにより、支援者から災害発生時における避難行動の際の支援を得られる可能性が高まりますが、支援者自身やその家族などの安全が確保されていることが前提のため、同意によって災害時の避難行動への支援が必ず受けられることを保障するものではありません。

【ここからは、同意いただいた方のみご記入ください】

(裏面) 第1号様式

那覇市 個別避難計画

フリガナ	男 女	血液型 (RH: +・-)	同居人の有無	□あり () □なし
お名前			生年月日	年 月 日 (歳)
住所			電話番号	FAX
メール				
身体について	(障がいや介護などの状況) ☐ 要介護 () ☐ 要支援 () ☐ 身体障害者手帳 (級) ☐ 療育手帳 () ☐ 精神障害者保健福祉手帳 (級) ☐ 難病 () ☐ 目が不自由 ☐ 耳が不自由 ☐ ひどくて立つことや歩くことができない ☐ 杖や歩行器を使用して歩く ☐ 車いすを使用してほしい ☐ 言葉や文字の理解がむずかしい ☐ 顔を見てでも知人や家族とわからない ☐ 寝たきり ☐ その他 ()			
かかりつけ医	(電話)			
通所施設	(電話)			
病名				
お薬				
緊急連絡先	(お名前)	(続柄)	(住所)	(電話)

避難場所(公館等)	避難所(学校等施設)
避難所で	☐ 医療機器の電源が必要 ☐ 人工呼吸器使用 (24時間・夜間) ☐ 酸素随時必要 ☐ 吸引 ☐ 吸入 ☐ 人工透析 ☐ 人工肛門 (ストマ) ☐ 導尿 ☐ アレルギー () ☐ 栄養管理 (経管・胃ろう) ☐ その他 ()
気を付けること	
避難支援者	(お名前) (本人との関係) (住所) (電話)
(家族や近所の方) ※支援者の方の 了解を得てご記入ください	(家族・友人・近所)
	(家族・友人・近所)

上記記載内容に誤りがないことを確認するとともに、個別避難計画の内容については、那覇市、避難支援等関係者、避難支援者で共有することに同意します。

令和 年 月 日

氏名

代理人氏名

お問い合わせ先 那覇市 福祉政策課: TEL098-862-9002

【参考】 災害救助法が適用されなかった場合の福祉避難所の設置運営経費に係る予算措置に関する調整

沖縄県 那覇市

- 那覇市においては、過去、災害救助法が適用されなかった場合に福祉避難所を設置運営した実例がなかったため、このことに対応する歳出予算の区分（款項目節）が設けられていなかった。（※災害救助法が適用された場合の歳出予算の区分は設けられていた。）
- 対応する歳出予算の区分がないため、災害救助法が適用されなかった場合、福祉避難所の設置運営に要した経費を支出することができない。
- 一方、防災危機管理課が所管する一般避難所については、災害救助法が適用されなかった場合の歳出予算の区分を設けていたが、当該区分は「（款）消防費」※であり、福祉避難所を所管する福祉政策課の歳出予算の区分が「（款）民生費」であるため、福祉政策課では当該区分を利用できない。（歳出予算の「款」間流用は、地方自治法上認められていない。）
 - ※（款）消防費（項）消防費（目）災害対策費
- このような事情から、歳出予算の区分の新設を行う必要があり、福祉政策課は、財政当局と折衝を行った。第4回ノウハウ共有ミーティング（11/11）の時点では、財政当局と折衝中の状況であったため、財源確保の目途が立たない旨、説明した。
- その後、福祉避難所が災害時に配慮が必要な高齢者や障害者のための施策であり、一般の避難所で過ごすことが困難な要配慮者のための施策であることや防災危機管理課が加入していた「防災・減災費用保険」が活用できることを説明した結果、第4回ノウハウ共有ミーティングが開催された後（11月26日）に財政担当の了解が得られ、このような場合に対応するための歳出予算の区分※の新設が認められ、今後は、災害救助法が適用されない場合にも、福祉避難所の設置運営に要した経費を支出することが可能となった。（なお、補正予算への計上などは、都度必要。）

※（款）民生費（項）社会福祉費（目）社会福祉費

取組のポイント

府内市町村の現状及び課題を把握し、課題の積み上げ・事例等の提示・助言を行い、市町村の個別避難計画の作成を支援するとともに、平時の見守り活動と連動させることを目標とする。

これまでの取組

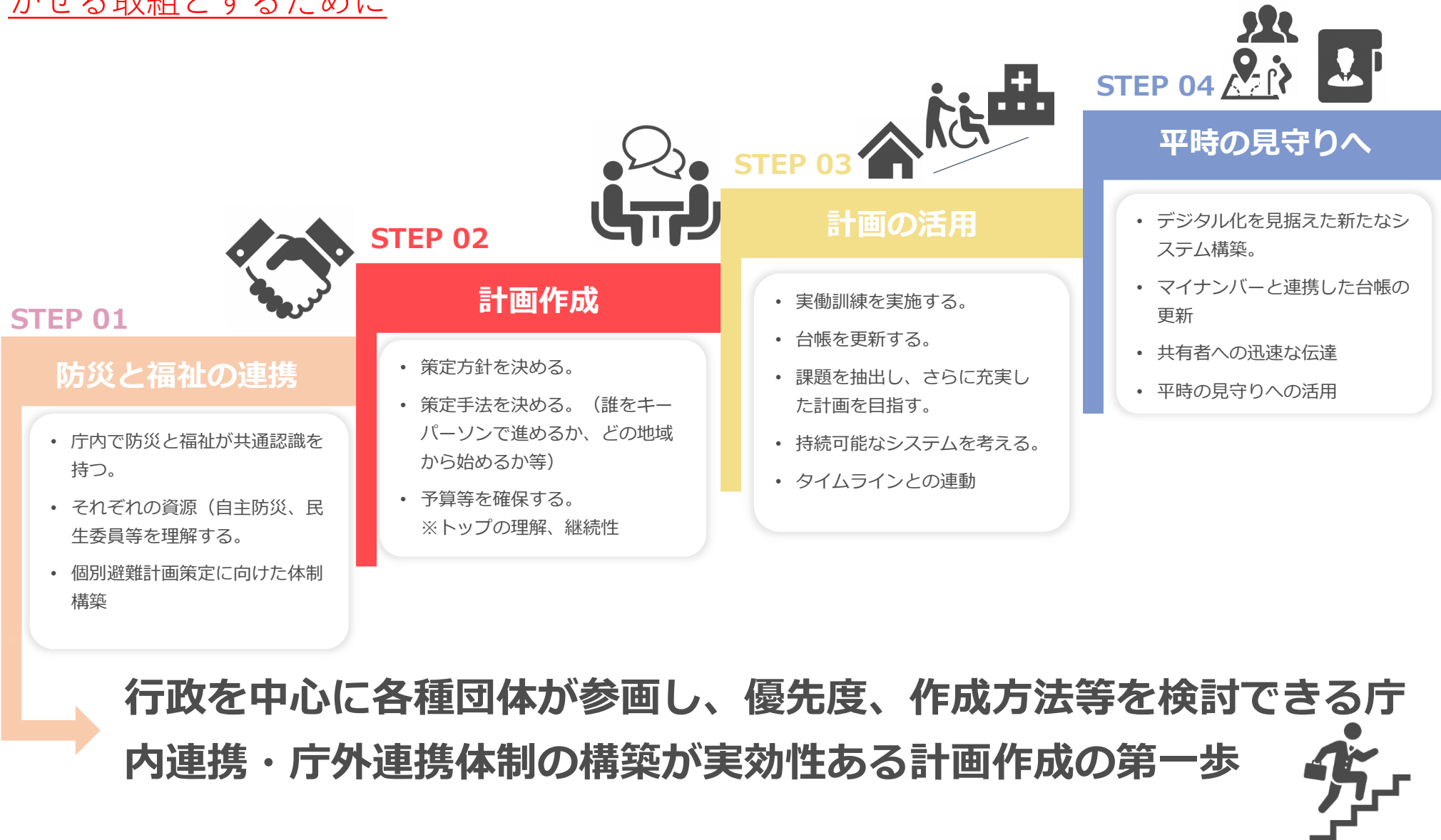
- ・毎年実施している災害救助法担当者説明会を活用し、府内市町村の防災・福祉部局に対して連携して取り組んでいただくよう依頼。（6月28日）
- ・モデル団体の福知山市と意見交換を実施。（7月16日）
- ・京都府災害時要配慮者避難支援センター連絡共有会議において、加盟団体（福祉関係団体）に対し、個別避難計画に係る説明及び協力依頼を実施。（7月29日）
- ・府内全市町村に個別にヒアリングを実施し、各市町村の現状及び課題、京都府への要望等を聞き取り。（7月～10月）
- ・消防防災科学センターの共催の「市町村防災力強化専門研修」において、要配慮者支援及び個別避難計画に関する研修を実施。（10月1日）
- ・先進的に取組を進めている滋賀県、高島市、福知山市と意見交換を実施。（10月13日）
- ・学識経験者（同志社大学立木教授）をお招きし、市町村との情報共有会議を実施予定。（11月26日）

現在検討していること

- ・行政だけでなく、多様な団体が参加可能な説明会等の実施
福祉関係団体や地域活動をしている方向けの説明会の実施を検討。広域行政体として各機関に説明・協力依頼をすることにより、市町村の作成促進につなげる。
- ・最終的に平時の見守り活動と連動できるような計画となるようを検討し、平時・災害時に活かせる計画の作成を目指す。
市町村が現状を確認できるよう「step図」を作成。

〈参考〉個別避難計画策定のステップ（案）

最終的に平時の見守り活動と連動できるような計画となるようを検討し、平時・災害時に活かせる取組とするために



現時点における課題

- ・関係部局との連携が取れていないため、庁外関係者とも連携が取れず、どの情報を基礎に優先順位を検討するか、どのように福祉専門職が参画するか、地域に協働出来る団体はあるかの検討等に進めていない。
- ・関係者との連携、避難支援者の確保、避難場所の確保、実効性のある計画の継続等、課題や事務量が膨大であるため、どこから手をつけて良いか悩んでいる市町村が多い。
- ・庁内連携が進んでいない市町村もある一方、すでに福祉専門職や地域の関係者が参画して計画作成に取り組んでいる市町村もあり、市町村によって進捗状況が大きく異なる。

対応の方向性

京都府としては、市町村における災害リスクや防災意識、自主防災組織の活動状況に差があり、すでに取組を進めている市町村も多いことから、一律の指針提示・優先度の作成等はなじまないと考えているため、課題の積み上げと事例等の提示、助言による個別避難計画作成促進に努める。

特に連携体制や方針決定で課題を抱える市町村が多いことから、令和3年度は体制構築に重点的に取り組んでいただけるよう支援したい。

最後に

都道府県は事例を示すことはできても、実際に計画作成の主体として、具体的な作業をするものではないため、都道府県の役割は非常に難しいと感じているところ。

都道府県としてどのような支援をすれば良いのか、モデルケース等を示していただきたい。

また、地方交付税措置だけではなく、市町村への財政支援の多様化や、都道府県への財政支援措置について御検討いただきたい。

京都府の取組（まとめ）①

京都府担当者の主な説明内容

- 京都府の取組のポイントとしては、「市町村においてとりあえず計画を作成する」のではなく、防災と福祉が連携して平時の見守りと連動した、実際に生かせる計画作成の促進を支援することだと考えている。
- 府内市町村の意識確認と現状把握が重要であると考えた。そこで、府庁内での勉強会や打ち合わせを通して、府における防災部局と福祉部局の意思疎通を図った上で、災害対策課と地域福祉推進課合同で、市町村へのヒアリングを実施した。
- このヒアリングは、現状把握に加え、市町村防災部局、福祉部局の連携のきっかけづくりも目的とした。このため、必ず市町村の両部局が参加するよう市町村に依頼。府と市町村が一対一で意見交換をすることで、現状や課題に加えて市町村内の事業体制や担当者の困りごとなど、本音の部分もお聞きすることができた。このように直接対話の機会を作ったことで市町村担当者から府に相談しやすい雰囲気が醸成され、市町村担当者と府の連携が強くなったと考えている。
- ヒアリングを通して、市町村における大きな課題として感じられたのは、市町村で個別避難計画を作成する体制構築に至っていないことです。法改正後、情報共有がされていない、一方の部局しか改正内容を理解していない、連携した取組が必要との共通認識ができていないといった市町村もありました。
また、庁内体制ができていないことから、庁外を含めた体制構築や具体的な方針の検討に進めていない。
- 令和3年度は、京都府としては、市町村における体制構築を重点的に支援。そのため、市町村向けの情報共有会を開催する。内容は、改めて法改正の背景や防災と福祉の連携の重要性について立木先生にご講演いただくこと、内閣府個別避難計画作成モデル事業のモデル団体からの事例報告をしていただくことなどを予定。

- 市町村における防災と福祉の連携、平時の見守りにつなげることの重要性、必要性の理解促進のため、内閣府が示している取組指針の図を基に、京都府モデルのステップ図を作成し、市町村に示した。



○ 現時点の課題

- ・ 都道府県は、事例を示すことはできても、実際に計画作成の主体として作業に関わる機会は少なく、都道府県の役割は非常に難しいと感じている。
特に、次の点に悩んでいる。
 - ▶ 法改正前に進められていた取組について、改正内容の反映を市町村に対して、どこまで求めるべきか。
 - ▶ 優先順位 の絞り込みについて、市町村に対して、どのように助言、支援できるか。
- ・ 自治体においては財源不足で、交付税だけでは継続して実効性のある計画づくりは難しいとの声が多くあった。市町村への財政支援や都道府県への財政措置をご検討いただければと考えている。

令和3年度京都府要配慮者避難支援センター連絡共有会議

次 第

■日 時：令和3年7月29日（木）11:00～12:00

■開催方法：Zoomによるオンライン開催

【URL】

<https://zoom.us/j/98475060289?pwd=Zi9sbHRlUVkwQkh6aXF3NmU2ZjhiUT09>

ミーティング ID: 984 7506 0289

パスコード: 949518

1 開会 (11:00)

2 京都 DWAT について (11:10)

- (1) 令和2年度までの活動状況
- (2) 令和3年度の活動予定について
- (3) 令和4年度災害派遣福祉チーム合同養成研修について

3 避難行動要支援者の避難の実効性確保に向けた取組について (11:25)

- (1) 福祉避難所の確保に向けた取組について
- (2) 個別避難計画の作成について

4 その他 (11:50)

5 閉会 (11:55)

要配慮者・避難行動要支援者に関する実務研修
全体プログラム

日 時：令和3年10月1日(金)

オンライン形式

運営：社会安全研究所

本研修は、府内市町村の担当者の方々を対象に、日頃の要配慮者・避難行動要支援者対策の進め方や災害時の対応などについて、学んでいただき、今後の各地域の対策や計画づくりに生かしていただくことを目的に開催するものです。

※下記プログラムの内容・時間は若干変更の可能性があります

時 間	タイトル	内 容	担 当
8:30 ～ 9:30	接続確認	・接続の確認	
9:30 ～ 9:40	開会挨拶	・あいさつ	京都府
9:40 ～ 10:35	講話 (休憩含む)	・要配慮者対策の進捗と国の取組方針等の説明 ・災害事例の紹介 ～過去の主な災害事例における要配慮者対応と課題～	社会安全研究所
10:35 ～ 11:30		・要配慮者対策の事例紹介(取組紹介) ～対策を進める上での課題や問題解決策など～ ・避難行動要支援者名簿の作成・更新 ・同意確認、条例制定 ・個別避難計画作成 ・訓練 など	
11:30 ～ 11:40	質疑	・講話等に関する質疑応答	社会安全研究所
11:40 ～ 11:50	府からのお知らせ	・京都府からのお知らせ	京都府
11:50 ～ 12:00	閉会挨拶	・あいさつ	京都府

個別避難計画作成に係る情報共有会

1 日 時

令和3年11月26日（金）13:00～16:00

2 開催方法

Z o o mによるオンライン開催

3 対 象

市町村個別避難計画担当者、府関係課担当者、個別避難計画関係団体等

4 内 容

(1) 開会あいさつ

京都府健康福祉部地域福祉推進課 課長 神田 浩之

(2) 京都府報告（13:05～13:20）・・・・・・・・・・資料1

(3) 講 演（13:20～14:40）・・・・・・・・・・資料2

同志社大学社会学部社会学科 教授 立木 茂雄 氏

休 憩（14:40～14:50）

(4) 先進事例と課題の報告と意見交換（14:50～15:55）

兵庫県宝塚市（14:50～15:10）・・・・・・・・・・資料3

兵庫県宝塚市健康福祉部安心ネットワーク推進室地域福祉課
係員 岩崎 香織 氏

茨城県古河市（15:10～15:30）・・・・・・・・・・資料4

茨城県古河市福祉部福祉推進課 課長 池澤 健嗣 氏

京都府福知山市（15:30～15:50）・・・・・・・・・・資料5

京都府福知山市市民総務部危機管理室 係長 高橋 和利 氏

(5) 閉会あいさつ

京都府危機管理部災害対策課 課長 船越 理志

1. 市町の個別避難計画作成体制モデル事業

（ねらい）

地域の状況に応じて計画作成の担い手は様々であるため、国のモデル事業を活用するとともに県単独事業も組み合わせ6市町で様々なタイプの個別避難計画作成体制モデルを創出し、県内の他市町・他地域が自らに適合するモデルを選択して活用できることを目指す。

（これまでの取組）

- ・市町主催の個別避難計画作成関係者向け説明会に出席
- ・個別避難計画作成関係者及び避難行動要支援者本人に対し送付する協力依頼文書の作成支援 等

2. 県・市町連携ワーキンググループの開催

（ねらい）

県、市町の防災・福祉担当者によるワーキンググループを設置し、モデル事業を実施している6市町の取組状況等を他市町にも共有したり、県内20市町の取組状況について検討することで、計画作成体制の構築を促進する。

（これまでの取組）

- ・9月に全20市町による第1回ワーキンググループをオンラインで開催し、各市町の取組状況や課題等を共有。
- ・11月に第2回ワーキンググループをオンラインで開催予定（モデル市町の取組状況共有、各市町の課題検討等）。

3. 連携体制構築マニュアル・啓発リーフレットの作成

モデル事業の成果を県内全域に普及させるため、行政職員や計画作成の担い手となる地域の防災・福祉関係者が参照できるマニュアルを作成。

あわせて、地域の防災・福祉関係者や要支援者本人とその家族、避難支援等実施者となり得る住民の理解と協力を進めるためのリーフレットを作成。

（実施予定）

- ・モデル市町の取組状況を踏まえて年度内に作成。

県・市町連携ワーキンググループにおいて各市町から挙げられている課題

○要支援者本人及び家族の理解

・要支援者だから全て周囲が支援してくれるべきという態度を取られることがあるが、本人や家族も日頃から近所付き合いをしておく、避難に備えて持ち物を日頃から準備しておくといった自助努力が必要なことについて理解を進める必要がある。

○名簿及び計画を管理するシステムの導入

・避難行動要支援者の状況は日々変化しており、紙ベースやExcel、Accessでの名簿及び計画の管理では転出入等の戸籍情報や、要介護度、障がい者手帳等の情報を最新の状態に保ち、集計して全体の状況を把握することが難しいが、個別避難計画は紙で作られるためシステム化の方法も簡単ではない。

○避難支援者に事故があった場合の取扱い(災対法第65条第1項及び第84条第1項関係)

・指針によると避難行動要支援者名簿や個別避難計画に基づく避難支援は、災対法に基づく市町村長の従事命令と整理することも考えられるとのことだが、一方で「個別避難計画は避難の可能性を高めるものであり、必ずしも支援が受けられることを保証するものではない」という性質から、明確に従事命令とする整理が難しい。

○コミュニティの結びつきが弱い地域での進め方

・地域コミュニティが希薄な場合、避難支援等実施者を見つけることや、要支援者の情報を地域に共有することが困難である。
・自治会に加入していない要支援者は接触するところから難しい。

愛媛県の取組（まとめ）①

愛媛県担当者の主な説明内容

- 愛媛県では、**県単事業**としても**市町の個別避難計画作成体制のモデル事業**を実施。
 - ・ 国のモデル事業対象の2市に県独自のモデル事業**4市町**を加えて、6市町を支援。
 - ・ 個別避難計画作成関係者向けに**市町が主催する説明会**に愛媛県の担当者が出席し、福祉専門職の方や民生委員の方などを対象に、**法改正の概要**や**各関係者の役割**について説明。
 - ・ 市町が**個別避難計画作成関係者**及び避難行動要支援者**本人**に対し送付する、**協力依頼文書**の作成を支援。
- モデル事業を実施している6市町間での**オンラインミーティング**を開催し、事業の**進捗状況**や**課題等**について情報共有。
- 愛媛県では、**県下全市町**（20市町）担当者による**県・市町連携ワーキンググループ**を開催。
 - ・ 第1回ワーキンググループでは、各市町の**取組状況**や**課題等**を共有。
 - ・ 第2回は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を管理する**システムの導入状況**や、避難行動要支援者関連**予算の編成状況**などについて情報交換を行う。
- **マニュアル**の作成を予定。
 - ・ 市町によって個別避難計画の作成に係る行政や地域の取組に差がある中で、モデル事業の成果を県内全域に普及させ、個別避難計画の作成を全県的に推進するため、**行政職員や計画作成の担い手となる地域の防災、福祉関係者**が参照できるものが必要との認識から取り組んでいる。
 - ・ 6市町でモデル事業を進め、**6市町ミーティング等**で市町担当者と意見を交わす中で、**1つの型にはめ込むことがなかなか難しい**と認識、今のところ、次の3つの文書を作成する予定。
 - ① **モデル6市町それぞれの成果をまとめ、6通りの事例を示すもの。**
 - ② **モデル事業の成果を踏まえつつ、個別避難計画の様式や、避難行動要支援者等への計画作成同意の依頼文書等の様式、それらの活用方法**を取りまとめた**事例集**。
 - ③ **避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針や災害対策基本法などの制度のポイント**をまとめたもの。

愛媛県の取組（まとめ）②

○ リーフレットの作成を予定。

- ・ 避難行動要支援者本人及び家族、避難支援等実施者、そのほか県民一般に対して制度を周知するために、作成を検討。検討している内容は、次のとおり。
 - ① 制度の概要や避難行動要支援者本人及び家族向けのメッセージとして、名簿掲載や計画作成等に同意し、自らの情報を提供することの重要性。
 - ② 避難支援を受ける自助努力、いわゆる近隣との関係づくりや家庭の備えの重要性。
 - ③ 県民一般へのメッセージを発信。
 - ・ 避難支援等実施者になり得る場合は積極的に協力してほしいこと
 - ・ 地域の自助の取組、自主防災活動や訓練などに参加してほしいこと

○ 現時点における主な課題

- ・ 避難行動要支援者本人及び家族の理解（自助努力）
- ・ システムの導入（対象者の多さ、状況変化への対応）
- ・ 避難支援者に事故があった場合の取り扱い（協力をためらう要因）
- ・ 地域の問題
 - ① 地域コミュニティが希薄な場合、避難支援等実施者を見つけることや、避難行動要支援者の情報の受け取りに難色を示すなど地域に共有することが困難である
（例）都市部など、もともと地域住民のコミュニケーションが不足している地域
 - ② 自治会に加入していない避難行動要支援者は接触するところから難しい。
 - ・ 地域コミュニティが活発なところでも、避難行動要支援者本人が自治会未加入だったり、地域との関りを拒んでいる状態だと、個別避難計画の作成や避難支援等を担う地域住民（民生委員・自治会・自主防災組織）がその人の情報を持っていない。また、関係をつくる場がない。

愛媛県取組（まとめ）③

Q & A

Q. 県独自でのモデル事業ということで、プラス4市町。なぜそうしたモデル事業をやろうと思われたのか。

A. 愛媛県では、平成30年の西日本豪雨災害を受けて、令和元年度から個別避難計画作成の促進に取り組んでおり、独自にモデル事業の実施を検討しておりましたところ、内閣府モデル事業の募集があり、県事業と併せて活用することとしました。

国に採択された2市と、残る4市町に関してはそれぞれが異なるモデルでの体制構築を検討しており、県内の他市町が個別避難計画作成に取り組んでいくときに、自主防災組織の活発な地域、福祉専門職の意識が高い地域など、地域によって取組の基盤が違い、計画作成の担い手は様々であるため、4市町は県単独で実施することとして、計6市町でモデルケースを創出することとしたものです。

各市町の取組は、福祉専門職に関わっていただいている例もある一方、地域主体としつつも福祉専門職とほどほどに関わりながら作る例もあり、それぞれタイプが異なっています。

Q. 全市町を対象にWGということで、素晴らしいなと思いました。取組の経緯などを教えてください。

A. 愛媛県では、近年相次ぐ災害を受けて防災対策の強化が求められる中、防災業務の中心となる市町が直面する多様な課題に対応するため、全市町が参加する担当者レベルのワーキンググループを開催し、取組の進捗状況や課題の情報共有を行い、対策を一緒に検討しています。

特に、小規模市町を中心に各市町とも人員に余裕がない中、様々な対策をそれぞれが単独で検討し対策を講じることは難しく、県がまとめ役となりノウハウの共有、横展開を図ることを積極的に行っております。

なかでも避難行動要支援者対策は、西日本豪雨災害の重要な課題の一つとして注力している問題です。

愛媛県モデル事業の全体像

愛 媛 県

(1) モデル事業支援（勉強会開催、調整会議支援等）

個別避難計画作成関係者への勉強会や調整会議運営、資料作成等をサポート。

愛媛県

防災危機管理課
（実施主体）

保健福祉部

保健福祉課

健康増進課

障がい福祉課

長寿介護課

支援

モデル事業実施

国モデル事業支援地区

四国中央市

東温市

県単独事業支援地区

松山市

西予市

宇和島市

愛南町

情報共有

その他14市町

今治市

八幡浜市

新居浜市

西条市

大洲市

伊予市

上島町

久万高原町

松前町

砥部町

内子町

伊方町

松野町

鬼北町

ノウハウ
展開

(3) ① マニュアル配布

モデル事業の成果をまとめ、個別避難計画作成時に活用できるマニュアルを配布。

福祉専門職

介護支援専門員

相談支援専門員

地域の協力者

自治会

自主防災組織

防災士

民生児童委員

理解促進

(3) ② 啓発リーフレット配布

避難行動要支援者制度への理解促進のため、リーフレットを配布。

一般県民
避難支援等実施者

避難行動要支援者

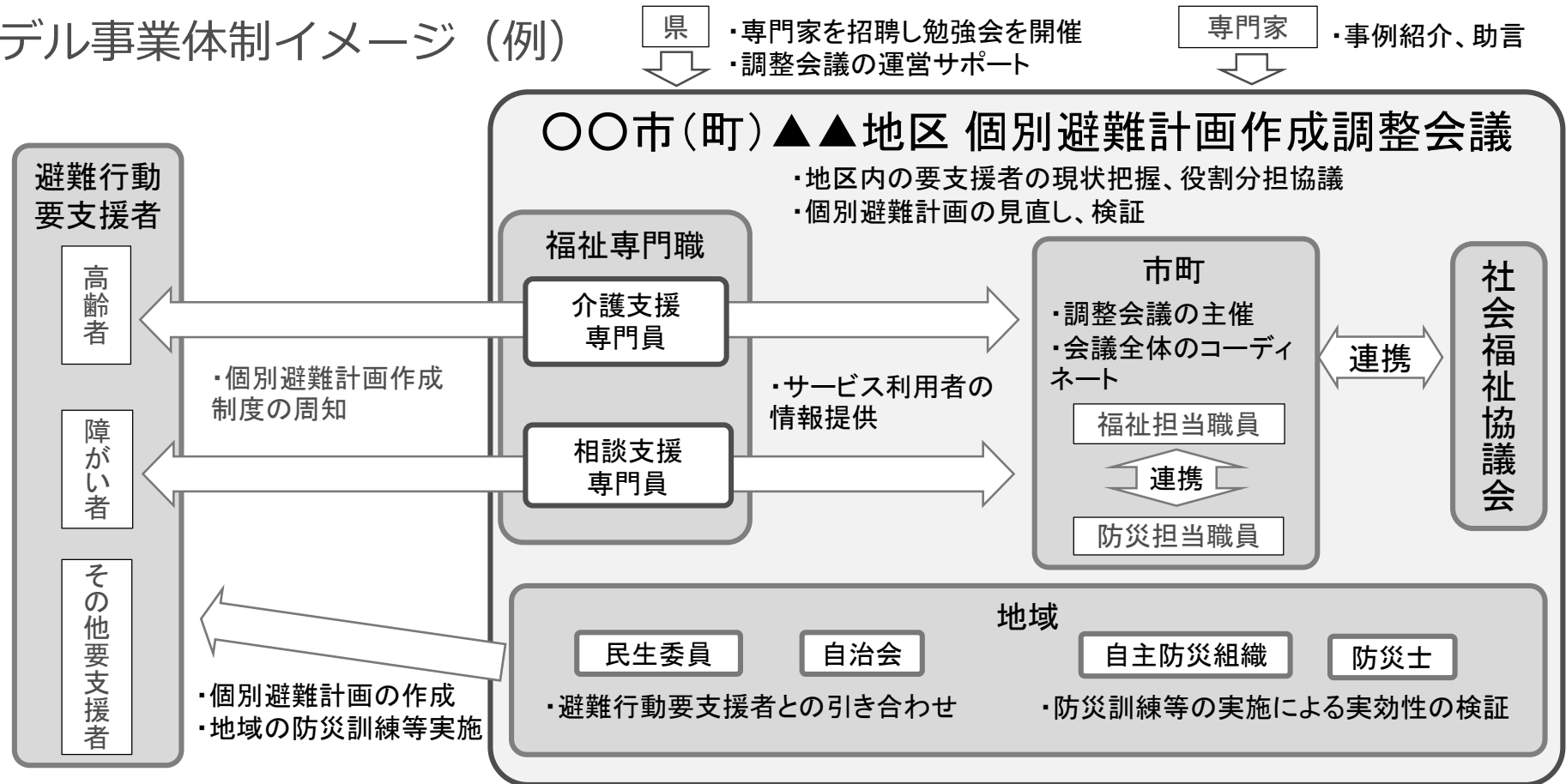
本人

家族

○モデルの位置付け

地域の状況に応じて計画作成の担い手は様々であるため、6市町それぞれで異なるモデルを創出し、県内の他市町・他地域が自らに適合するモデルを選択して活用できることを目指す。

○モデル事業体制イメージ（例）



※モデルごとに会議の中心となる主体や計画作成者は違ってくる。

出席機関 県…防災危機管理課、保健福祉課、健康増進課、障がい福祉課、長寿介護課
市…県内20市町の防災・福祉関係部署

協議内容 ・各市町の法改正への対応方法確認、課題協議
・防災部局、福祉部局が連携し、それぞれの所管業務との関係を整理、調整
・モデル事業を参考に外部有識者を交えて個別避難計画作成体制のあり方を検討 等

【県庁内関係各課の役割】

県民環境部(防災危機管理課)

- 避難行動要支援者対策の全体的な推進
- 防災・福祉関係者間の連携の枠組み形成
- 福祉関係職員への防災に関する知識の普及
- 市町防災担当課への支援・働きかけ
- 災害対策基本法改正への対応

保健福祉部

- 所管制度を活用した避難行動要支援者対策の推進※
- 市町福祉担当課への支援・働きかけ
- 福祉関係団体や福祉専門職への協力要請、理解促進

保健福祉課 〔所管事項〕 社会福祉協議会、民生委員、福祉避難所など

健康増進課 〔所管事項〕 在宅難病患者要援護者リストなど

障がい福祉課 〔所管事項〕 相談支援専門員など

長寿介護課 〔所管事項〕 介護支援専門員（ケアマネージャー）など

※所管制度を活用した避難行動要支援者対策の推進の例

保健所では、医療依存度の高い難病患者それぞれの避難所情報や移送手段等を記載した防災カードを
作成し、市町など関係機関と情報共有することで、災害時の避難支援につなげている。今後、制度間の
関係を調整することで個別避難計画作成に活用可能。

○5月14日 改正災害対策基本法に関する市町担当者会

- ・災害対策基本法改正の概要について
- ・避難情報に関するガイドラインについて
- ・県の対応、市町の取組等について

○9月8日 第1回WG

・**避難行動要支援者の個別避難計画作成体制の構築検討について**

- ・社会福祉施設における避難の実効性確保について
- ・災害対策基本法改正に伴う「避難情報」の見直しへの対応状況について
- ・「災害時におけるトイレカー・トイレトレーラーの相互応援」
- ・避難所ごとの運営マニュアルの策定状況について
- ・LINE活用分散避難把握・支援システムの構築状況について
- ・避難行動調査分析事業の実施状況について

○11月16日 第2回WG

・**避難行動要支援者関係**

(モデル事業の実施状況、システム管理の導入状況、要支援者対策に係る予算措置状況、難病患者の防災カード作成に係る保健所の取組、今後の予定)

・情報共有

(小学生防災学習コンクール実施結果、自助・共助推進フェアシンポジウム参加依頼、津波避難訓練、被災者連携支援システム、LINE活用分散避難把握・支援等システム構築状況、災害時におけるトイレカー・トイレトレーラーの相互応援)

○2月頃予定 第3回WG

- ・内容については検討中

アドバイザーボード委員のコメント①

- 市町村職員は、事務所で机に座っているだけではなく、**重度の障害者、認知症高齢者、厳しそうな人の**ところに、まずは伺うことが重要。
防災と福祉の職員、ケアマネジャー、相談支援専門員と一緒に行って、その人達が避難できないときにどうなるんだということを、自分自身が肚落ちして覚悟を決めないと取組は先に進まず、課題をお互いに挙げ、「難しい」と言い合うだけで終わる。
まず、自分自身に火を点け、熱を持ち、その熱を、支援関係者の方々に直接ぶつけることにより、突破口が開く。
高齢者、障害者のところ足を運び、その人たちをどうしたら守れるかを考え、手を動かし個別避難計画の素案のようなものをまずはメモしてみることが大事。様式はなくてよい。そこが出発点になる。
- 職員の業務負荷などの懸念から**新規業務への抵抗感**は大きい、また、新規業務は消極的権限争いが生じやすく、戦術として門番のごとく足を引っ張り合うような非生産的な状況になる場合もある。良い事例を紹介することなどにより、納得感が得られるように取組を進めることが重要。
- 福祉避難所の開設に関し財源が課題となる場合、住民の命を守ることは自治体のミッションであるため、様々な工夫をすることが重要と考えられる。
- 法令用語や専門用語であるため**現場に意図が伝わらない**事例「努力義務ならやらなくていい」「ケアマネジャーのことが書いてなければ、ケアマネジャーには手伝ってもらいにくい」について発言があった。
チラシやリーフレットの作成などに取り組む場合には、**現場に伝わるようなものを作成**しないと、その理解がうまくいかない。今後、この点にも留意してモデル事業を通じて関係者が取り組むことが重要。

アドバイザーボード委員のコメント②

- 政令指定都市においても、個別避難計画の作成に取り組む最初の一歩として、避難行動要支援者と直接対話することの重要性は変わらない。
- 区役所と本庁の関係性を役割分担と捉えた場合、避難行動要支援者本人と直接コミュニケーションをとるのは「区役所の福祉や防災の役割であり、本庁は少し遠い」となり、区役所と本庁の関係は、市町村と都道府県の関係と同様の関係性になる。しかし、区役所も本庁も基礎自治体の一部であることを踏まえると、区役所と本庁の関係性は役割分担というよりも、共に取り組むという意識が必要になる。
- 職務分掌としては、本庁の担当者は、本庁の役割の部分だからと遠慮せずに区役所の担当に相談する、本庁と区役所の担当が一緒に動き・考えていくなどの取組が重要。相談等を受ける区役所の担当も、一方の当事者として他人事ではなく、主体的に関与することが重要。区役所と本庁の関係を逆にした場合についても同様。
- 都道府県の例ではあるが、都道府県が、市町村ごとに個別に訪問し、ヒアリングを行ない、顔の見える関係づくりができたことが、その後の取組の推進の原動力になったという事例は、政令指定都市においても同様に有効と考えられる。（参照：京都府）
- 都道府県が主導し管内の市町村の個別避難計画作成の取組を推進することは効果的。
- 都道府県が管内の市町村を対象にワーキンググループなどの情報共有や意見交換の場を設けることは効果的であり、よい事例を共有する契機になる。

個別避難計画作成モデル事業 アドバイザーボード委員からの全体コメント

個別避難計画作成モデル事業アドバイザーボード委員からの全体コメント①

コメント 1 行動することが大事

- 避難行動要支援者が避難できない場合にどうなるか、まず職員（担当課長以下職員）の皆さんが、直視し、理解し、肚落ちし、覚悟を決めないと先に進まない。
- 個別避難計画を担当することとなった市町村の職員は庁舎の中で机に座っているだけではなくて、まず、重度の障害者、認知症高齢者などの非常に厳しいと考えられる方のところに行ってみることが必要。
- 何から手をつければよいか悩んでいる場合、様式や優先度をつくるという形から入るのではなく、1人でも2人でよいので、避難行動要支援者とお会いし、お話を伺い、メモをとり、その方の避難の計画の骨子や素案のようなものをまず考え紙に書いてみること、動き、手を動かすことから始めることが適当ではないか。
- その人たちをどうしたら守れるか。守らなければいけないと感じて、担当者自身の中に火をつけ、熱を持ち、その熱を、関係者の方々に直接ぶつけていく。そこからしか突破口は開かない。
- 担当者がパッション（熱）を持って、コンパッション（寄り添う気持ち）を持って、共感し、自身のミッション（使命）を自覚し、皆のミッションに広げることが、この取組を進めるためには必要。

個別避難計画作成モデル事業アドバイザーボード委員からの全体コメント②

コメント 2

態勢づくり

(組織づくり・人づくり・知恵づくり)

(組織づくり)

- 庁内の防災担当と福祉担当の連携、あるいは庁内外との連携。これがあるところは取組が進みやすいし、ないところは進みにくい。
- 市町村が、このような組織連携を進める手助けが都道府県には可能。都道府県の防災と福祉双方の担当者がともに市町村との会議やヒアリングに参加し「熱を注入していく」。都道府県等の側面支援を生かして市町村内部の組織づくりをしていくことが、市町村では重要であり、市町村の組織づくりには、都道府県において市町村の側面支援を行い得る推進体制づくりをすることが重要。（※参照：愛媛県、京都府）

(人づくり)

- 福祉担当の職員に防災の研修をする、防災担当の職員に福祉の研修をする、これがお互いに大事。特に防災担当の職員は、福祉のことを全くと言っていいほど知らないことが経験的にはある。
- 現場に足を運ぶことが、基礎自治体の職員の基本。是非、施設などに足を運び、障害のある方、高齢で厳しい方に学ばせてもらう。これが、個別避難計画作成の取組に係る人づくりでは必要不可欠。
- 市町村で研修のプランを組み立てて実施した場合、効果の範囲が市町村内にとどまり効果的・効率的とは言いがたいところがある。また、実務的にも、特に、小規模な団体には負担が大きい。このようなことから、都道府県単位で研修をして、そこで担当者同士の関係づくり（顔の見える関係づくり）をすることは効果的・効率的。

個別避難計画作成モデル事業アドバイザーボード委員からの全体コメント③

コメント2 態勢づくり (前頁からの続き)

(知恵づくり)

- 取組が進んでいるところは、本音が出ている。「こういう問題があるんじゃないか」「ここが大変じゃないか」「支援者が見つからないんだよ」「いろいろやってみたけど、ここがネックになってるんじゃないか」と、本音で議論しながら、そして本気で取り組んでいる。

担当者間で本音で話し合うことが重要。そして、本音で進めているモデル団体からノウハウを学び、自らの団体の知恵づくりに活用することが重要。

- 個別避難計画に係る課題解決を図るためには、市町村や都道府県が相互に相談し合うことで解決につながることが考えられるため、同じく個別避難計画に取り組む市町村や都道府県との間で関係づくり（顔の見える関係づくり）を行うことが重要。

コメント3 福祉専門職の参画

- 庁内の防災担当と福祉担当、そして庁外の事業者や協会等、関係者の間で連携体制づくりをすることは、事業者（経営層や管理職）の理解を得て、当該事業者の職員（福祉専門職等）に参画いただくことに有効。

庁外の関係者との連携において特定の組織や団体に過度に傾斜している場合には、事業者や福祉専門職などの全体からの理解を得ることが困難となる場合がある。個別避難計画作成業務の一部を外部に委託する場合にも、庁外との関係づくりを委託先など特定の団体等に任せきりにして偏ることないように丁寧に取り組むことが重要。

個別避難計画作成モデル事業アドバイザーボード委員からの全体コメント④

コメント4 多様な主体の参画

- 地域のいろいろな人を巻き込む工夫、ハードルを下げていく工夫が必要。そのためには地域向けに、どのようにサポートしていくかという講習等が必要。そこに、いろいろな人に参加してもらう工夫が必要。

コメント5 既存の仕組みの活用

- 地域で進めているアプローチは多様。地域の取組、防災や福祉の既存の地域の仕組みをうまく活用して個別避難計画の取組を進めることは有効。（参照：岡山市、榛東村）

コメント6 システムの活用

- 紙ベースで個別避難計画を管理することは、自治体の事務負担が大きいため、システム化などのデジタル化は重要。
また、クラウド化されていれば、被災した場合にも被災者台帳との連携による効果的・効率的な避難生活支援が可能となる。

コメント7 形骸化の懸念

- 個別避難計画作成の取組が進展した場合、取組が形骸化※しないよう、実際に発生した災害において個別避難計画が機能した事例・しなかった事例の共有などが重要。
- ※形骸化：避難の実効性を確保するという目的を達成する手段としての個別避難計画の作成が、手段が目的化し、実効性のない計画が作成され、作成件数のみを追求するような状況が想定されます。

（参照：黒潮町「【参考】令和3年 台風14号 時に避難した「公助が必要な避難行動要支援者」への聞き取り」）

個別避難計画作成モデル事業アドバイザーボード委員からの全体コメント⑤

コメント 8 継続性の確保

- 担当者の異動などがあっても取組の継続性を確保するためには、**取組の内容を要綱にするなど**、暗黙知を言語化・文書化し形式知にし、共有化することが重要。

(参照：上越市「**「福祉避難所の確保や直接の避難」に関する取組事例**」※、上越市・・・要綱)

※「**「庁内・庁外との連携」と「福祉避難所」に関する取組事例と留意点**」 P. 40～に採録。 https://y-hinan.jp/pdf/meeting/nouhau_no03/document_1.pdf

コメント 9 都道府県が取組

- 全般的に、うまく前に進んでいるところは、各市町村において、しっかりと庁内の体制づくりをした上で取組を始めている。
- 市町村で庁内の体制づくりをするためには都道府県が防災と福祉などの関係課で推進体制づくりをし、市町村の取組を背後から支えることが必要。
- 都道府県において体制づくりができている場合には様々なメリットが生じる。その一例。
兵庫県では、「福祉専門職対象 防災対応力向上研修」の実施主体である**県社会福祉士会**と主任ケアマネケ更新研修の**法定外研修を認定する県介護支援専門員協会**の双方ともが**県による連携の枠組みに参画している。**
これらのことが、「福祉専門職対象 防災対応力向上研修」を主任介護支援専門員更新研修の「法定外研修」への**円滑な位置付けにつながらり**、福祉専門職に対して「福祉専門職対象 防災対応力向上研修」を受講すること、個別避難計画の作成に関与することへの**動機付けを提供**（インセンティブを付与）が実現できた。

個別避難計画作成モデル事業アドバイザーボード委員からの全体コメント⑥

コメント10

政令指定都市の取組

- 区役所と本庁の関係性を役割分担と捉えた場合、避難行動要支援者本人と直接コミュニケーションをとるのは「区役所の福祉や防災の役割であり、本庁は少し遠い」となり、区役所と本庁の関係は、市町村と都道府県の関係と同様の関係性になる。しかし、区役所も本庁も基礎自治体の一部であることを踏まえると、区役所と本庁の関係性は役割分担というよりも、共に取り組むという意識が必要になる。
- 職務分掌としては、本庁の担当者は、本庁の役割の部分だからと遠慮せずに区役所の担当に相談する、本庁と区役所の担当が一緒に動き・考えていくなどの取組が重要。相談等を受ける区役所の担当も、一方の当事者として他人事ではなく、主体的に関与することが重要。区役所と本庁の関係を逆にした場合についても同様。
- 都道府県の例ではあるが、都道府県が、市町村ごとに個別に訪問し、ヒアリングを行ない、顔の見える関係づくりができたことが、その後の取組の推進の原動力になったという事例は、政令指定都市においても同様に有効と考えられる。（参照：京都府）

モデル団体のうち当日説明いただくことが できなかった団体の取組

（市町村事業）

古河市、常総市、つくばみらい市、江戸川区、茅ヶ崎市、長野市、犬山市、高島市、
福知山市、広島市、益城町、別府市、延岡市

（都道府県事業）

宮城県、茨城県、群馬県、東京都、新潟県、静岡県、滋賀県、大阪府、兵庫県、
岡山県、広島県、徳島県、高知県、長崎県、宮崎県、沖縄県

【アピールポイント】

- 「防災部局」と「福祉部局」以外にも、保健所（県）民間の事業所とも連携する。
⇒本市のモデル事業では、在宅で人工呼吸器等を使用する「医療的ケア児・者」を対象者として個別避難計画の作成を目指すため、訪問看護ステーション、障がい福祉課、保健所に対し協力を求める取り組みとした。
⇒10月までに、「検討会」を2回実施、「防災研修会」を2回実施。
- 看護師等は通常業務の中で対象者等と信頼関係が形成されており、対象者等の心身の健康状態、家族状況、地理、過去の被災等の地域特性を把握しているため、対象者等の防災への意識の向上と、より実行性の高い計画の作成が期待できる。
⇒本市のモデル事業では、訪問看護ステーションの他、重症心身障がい児の日中預かりのサービスを提供している事業所にも、個別避難計画の作成を依頼中。
⇒重症心身障がい児の日中預かりのサービスを提供している事業所には、福祉避難所としての場所の提供と、当該施設の利用者に限った直接避難先としての協力を要請中。
- 地域支援者が見つけられないという課題に対し、様々に工夫し対応していく。
⇒家族の力だけでも医療的ケア児を避難させられるように、実際に避難訓練まで実施している訪問看護ステーションの代表に、防災研修で講演をしてもらった。

【現時点における課題】

- 県の保健所からの協力、情報提供が十分に得られない。災害対策基本法の趣旨を理解していただけない。
 - ⇒そのため、対象者とする医療的ケア児・者が特定できない。対象者リスト、名簿の作成ができない。一旦、これを断念（保留）し、直接、訪問看護ステーションや、重症心身障がい児の日中預かりの事業所を通じて、対象者から同意を得ることとした。
 - ⇒当市からも再度、協力の要請を継続して行っていくが、国からも、改めて、市町村の障がい福祉、高齢介護の担当課宛て、及び、県及び特例市以上の保健所に対して、市の避難行動要支援者の対策担当課への情報提供及び作成の協力について、文書を発出していただけないか？
 - ⇒「検討会」、「研修会」に代理の参加の対応もしていただけなかった。県の保健所は、新型コロナウイルス感染症の対応に忙しいかもしれないが、市も同様。また「検討会」に参加していただいた訪問看護ステーションからも、医療的ケア児については保健所で支援を実施しているのであるから、保健所ともっと強ちに連携していくべきではないか、それができていないのはなぜか？という意見に対し、市として返す言葉がなかった。
- 附属の病院を持っている、比較的規模の大きい訪問看護ステーションは、「検討会」、「研修会」への参加は可能で、市への協力に対しても前向きであるが、人数の少ない、小規模な訪問看護ステーションは、（母体が株式会社系で全国展開していても）「検討会」、「研修会」への参加がなく、「個別避難計画」の受託の可能性も低いと思われる。
 - ⇒小規模な訪問看護ステーションの場合は、協力の可能性があれば、担当者が事業所に出向き説明をするよう働きかけていくが、国からも介護支援専門員や相談支援専門員の専門職団体に協力を促す文書を発出したように、訪問看護協会等の団体に対しても、同様の文書を発出していただけないか？

これまでの主な取組み

①「みんなでマイ・タイムラインづくり」キックオフフォーラム開催

常総市・つくばみらい市・筑波大学が協力し開催

開催日時 令和3年7月11日（日） 13：30～16：30

常総市HP http://www.city.joso.lg.jp/soshiki/shicho_koshitu/bousai/shs09/news/kaiko/1626574184781.html

○参加者 約70名

○パネルディスカッション



開催日時 令和3年10月3日（日） 9：00～12：00

143

今後の取組み

地区ワークショップの開催

「防災行動計画シート」を活用し、実際に個別避難計画の作成

- ①11月下旬 水海道橋本・森下地区ワークショップ開催予定
- ②12月中旬 水海道川又地区ワークショップ開催予定
- ③12月下旬 飯沼地区ワークショップ開催予定

アピールポイント

1. 地域主体の個別避難計画作成方法を検討し、地域の自主性・長期的な管理体制の構築
2. つくばみらい市と協働で取り組むことによる 広域避難体制の構築
3. リーダーの育成により、自らがワークショップの開催が可能となる。
4. 個人の避難困難度、浸水想定深や地域組織化の状況を掛け合わせた、地区ごとの優先度を検討

現時点の課題

「リーダー研修会」での疑問・課題

①個別避難計画の作成において

避難支援者や避難所の選定に参加者の多くが困っていた。

特に、避難行動要支援者と支援者のマッチング方法で参考となる事例や手法を検討していることがあれば共有していただきたい。

②避難支援者の位置づけ

避難支援者が支援活動をすることはとても大変。万が一にも、避難支援中に要支援者に怪我をさせてしまった、要支援者が待っているにも関わらず支援に行けなかった場合について議論された。避難支援者と選出された方は責任が生じるため、補償・権限・位置づけなどを明確にしてもらいたいと意見があった。

③避難行動及び避難所生活において

避難時や避難所生活において車椅子が必要と希望されている方がいる。車椅子ごと避難可能な車が無い場合の移動をどのようにするか。

④避難所の受入体制に

個別避難計画を作成し、避難場所を指定した際に避難所の収容人数を超過してしまった場合の対応をどうするか。

併せて、福祉避難所の収容人数の確保をどのようにおこなっていくか。

①“みんなでマイ・タイムラインづくり”フォーラムの設置

常総市と協働で筑波大学の協力のもと「個別避難計画モデル事業キックオフフォーラム」を開催

- ・庁内外の関係者が参加し、モデル事業の概要説明、有識者・先進自治体（別府市）の講演及びパネルディスカッションを実施

②“みんなでマイ・タイムラインづくり”ワークショップの開催

筑波大学と連携して、自主防災組織等避難支援関係者を巻き込んだ「“みんなでマイ・タイムラインづくり”ワークショップ」を開催し、地域社会の共助による個別避難計画を作成

- ・避難行動要支援者と支援者をマッチング
- ・地域で支援するためのタイムライン（コミュニティタイムライン）の作成

③個別避難計画と水害、地震時のタイムラインが一体となった「防災行動計画シート（案）」作成

- ・水害編、地震編のコミュニティタイムラインを作成

④個別避難計画を作成する者の優先度付け

- ・居住地の想定浸水深、身体的な避難困難度、地域組織化の程度により優先度付け

○避難支援等関係者の責任や義務について

モデル地区の避難支援等関係者との協議の中で出た課題で、

①支援者となったが災害時に支援することができなかった場合、法的な問題だけではなく、その後の人間関係が心配

②個人で支援者となるのは荷が重い

⇒ ・ 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」により、避難行動要支援者と避難支援等関係者に説明

・ 地域にある既存の班単位で支援するなど複数人での支援体制を提案

江戸川区の取組



1 令和2年度

水害時の避難について喫緊の課題として検討を進めた。

より避難行動に支援が必要な避難行動要支援者（1,400名）に福祉避難所指定を行った。

2 令和3年度（モデル事業）

令和2年度に**福祉避難所を指定**した1,400名に対し、個別避難計画の作成を推進していく。
作成には、**福祉専門職（居宅介護事業所・相談支援事業所）に依頼**（委託）。

【これまでの取組】

6月～7月 町会・自治会へ個別避難計画作成に関する説明

7月15日 福祉避難所への要支援者対策の説明会・意見交換会を開催

7月19日 213事業所への依頼・説明資料の送付

7月29日 要支援者への作成通知

【これからの取組】

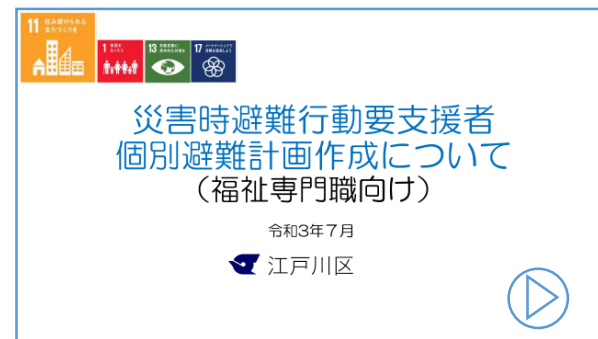
- ・同意者名簿の作成

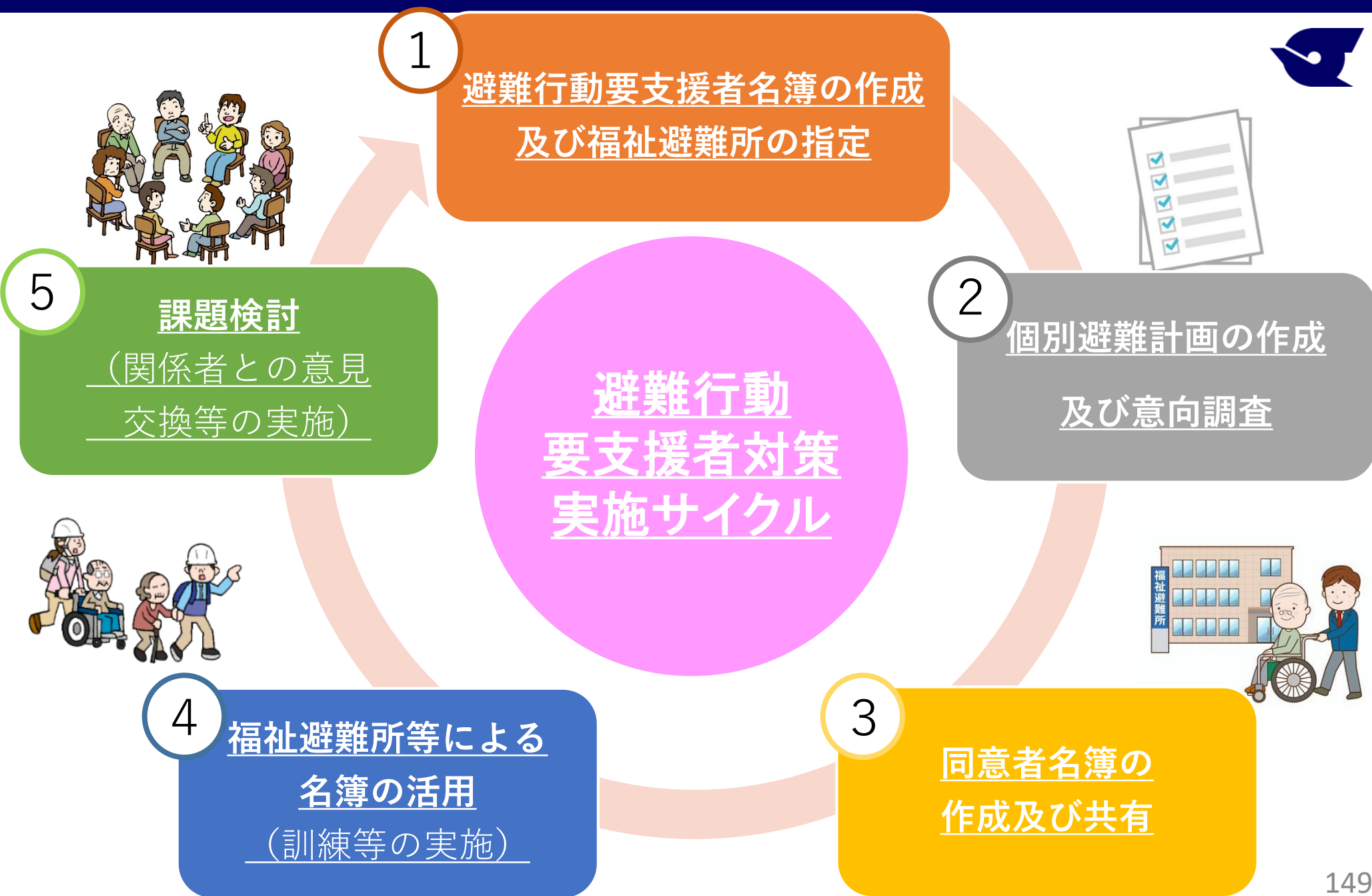
- ・**福祉避難所（28施設）で訓練を実施**

福祉避難所と要支援者との連絡調整

- ・地域支援団体への事業説明・協力依頼

※民生・児童委員協議会へも定期的に事業内容を説明





□ 個別避難計画の作成への理解促進

⇒計画書の必要性の周知、福祉専門職等への作成推進

□ 避難支援者がいない場合の支援確保

⇒近隣住民、消防団、警察署、消防署への声掛け

□ 福祉避難所への移送手段

⇒水害、震災それぞれの移送手段の検討・整備

□ 対面研修の実施

⇒新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて実施することで、福祉事業所の防災理解度を高める

□ 福祉避難所の拡充

⇒新たな民間施設へのアプローチ、福祉避難室の検討

□ 同意者名簿及び計画書の更新のタイムラグ

⇒モデル事業を踏まえてスケジュールを検討

◆全市展開を見据えた実施方法の検討

- 今年度、モデル事業対象地域内の要支援者（約80名）に対し、チェックリスト・避難行動シート（個別避難計画）の作成段階で市職員が全件同行し実施している。
- 来年度以降、全市展開した場合対象となる要支援者が約12,000名いるため、市職員の同行がなくても進められる取組にする必要がある。

◆要支援者専用避難先の検討

- 本市では、要支援者の避難先として、指定福祉避難所はなく、特養等の高齢者施設との協定に基づく避難所を確保しています。
- 専用の避難先の確保を検討していますが、福祉避難所については、現時点では課題が多く開設自体が困難な状況です。
- 候補地の選定や人員等資源の配備、要支援者と支援者等への周知等が今後の取組事項となっています。

◆共助による避難支援が不可能な要支援者の移送手段の検討

- 現在、市内交通事業者との協定は締結しているものの、災害時における要支援者の支援体制等が未調整であり、今後の取組事項となっています。

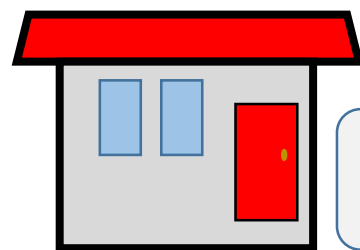
実施内容

- ①避難行動要支援者支援制度の説明、同意確認 ②チェックリストの作成 ③個別避難計画の作成

感染予防への配慮

- リモートで実施できるようWeb会議の仕組みを活用。(PC、モバイルルーターをレンタル)
- コミュニティセンター等と要支援者本人の自宅をオンラインで繋ぎ、感染リスクの低減を図った。
- 物理的に対面が必要な場面では、市の方針を踏まえて、徹底した感染防止対策の上で対応。

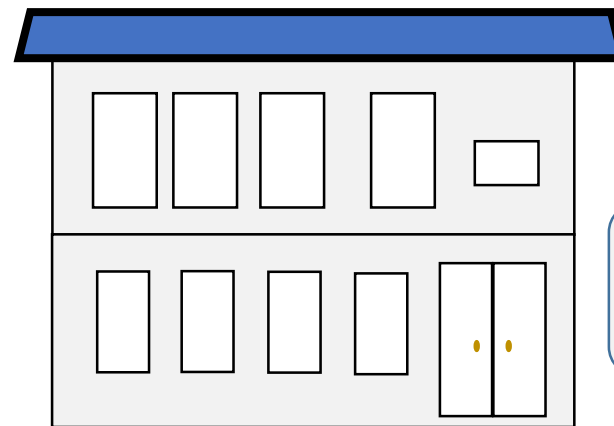
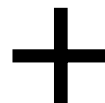
【実施方法】



要支援者
本人の自宅

訪問

福祉専門職



コミュニティセンター、自治会館

オンライン

自主防災会

【配慮した主な事項】

- ・感染防止対策実施チェックリストを用い、感染対策を徹底。
- ・参加者の検温結果を健康チェックシートに記入し、健康状態を管理。
- ・ソーシャルディスタンスを保てるよう、会場のレイアウトを工夫。
- ・窓を開け、常時換気を徹底。
- ・手指消毒液を設置し、参加者に手指消毒の徹底を周知。
- ・体調不良者がいた場合には、開催を延期
- ・大声にならないよう、マイクとスピーカーを設置。
- ・参加者の氏名や連絡先を把握し、名簿を作成。

今後の課題

- 本人の自宅の場所の電波状況が悪かったため、自治会館内で2部屋使い、オンラインで繋いだケースがあった。
- 今回のオンライン機器使用にあたって市職員が運営を行ったが、全市展開時においても福祉専門職、自主防災会がオンライン機器を自力で用意して使用できるとは限らない。

1 取組のポイント

○福祉事業所の参画

- ☞これまで地区だけでは対応が困難だった優先度の高いAランク者を福祉事業所で作成することにより、優先度の高い要支援者の計画作成促進が見込まれる。
- ☞地区と福祉事業所の連携により、地域防災力の向上が見込める。

○クラウドデータシステムを導入した災害福祉カンタンマップの利用

- ☞地区における避難訓練の際の安否確認等、平時の防災活動が効率よく行える。

2 これまでに行った主な取組等

○モデル地区に個別避難計画モデル事業の説明会実施（6月～7月）

- ☞モデル地区（長沼地区・柳原地区）において説明会実施

○モデル事業の取組等について、地域防災力研修会を通じて周知・啓発（6月～7月）

- ☞研修会を計16回開催し、市内24/32地区の660名（自主防災会、消防団、民生委員、住民自治協議会等）に対し、優先度を踏まえた個別避難計画作成等、市の取組を周知

○災害福祉カンタンマップを活用した防災訓練の実施（9月）

- ☞地震想定の実施で要支援者の安否確認情報をリアルタイムに確認、安否確認が容易に

○個別避難計画づくり教材作成（9月～）

- ☞「災福マップ」「支え合いマップと個別避難計画づくり」について動画教材作成開始

○専門職向け研修会の実施（10月）

- ☞モデル地区を中心にケアマネ等専門職対象の個別避難計画づくり研修会を実施予定

3 現時点での課題

取組ポイントが
そのまま課題に

1 計画作成について福祉事業所の協力を得るのが難しい。

☞ 事業所自体が忙しいこと、計画作成経費の予算がないこと等が原因

2 災福マップを市で導入するにあたっては、個人情報保護上課題がある。

☞ 地区が、効率的な防災活動等ができることは確認できたが、本市がインターネット上で要支援者情報を取扱うことは、現段階では、セキュリティポリシー上困難である。

現段階での方向性

- ・ 次年度以降、個別避難計画作成経費について予算化を目指す。
- ・ 災福マップは、地区や事業所が実情に応じて導入、自己所有する情報を取込んで活用し、市はその情報を共有させてもらう。
- ・ 市は内閣府の基盤的クラウドシステム導入も併せて検討していく。

4 計画作成経費予算化に係る懸案

本音の課題

- ・ 特別地方交付税措置していただいたところだが、市の財政上は、一般財源の取扱いであり、継続した予算確保が見通せない。
- ・ 新規作成対象者及び計画更新対象者数の見込みが困難なため、予算不足等により計画未作成者が生じてしまうおそれがある。

要望したいこと

事業所が作成した経費については、災害時ケアプラン等として、通常のケアプランと同様に、介護報酬等として国から支出していただければ、予算確保・不足等を心配せず事業所に協力依頼できる。

『「災害時に避難できる犬山」に向けた5つポイント』 中間報告

① 個別避難計画の様式見直し

ワーキングチームにて避難支援に必要な情報を整理し、タイムラインを盛り込んだ様式見直し案が完成しました。

今後、④を通じて把握した課題を踏まえて完成を目指します！！

② 専門職の支援による個別避難支援計画 の作成

実際に説明を行うと防災に関する理解が高いことがわかりました。ただどのように動けばいいのか等のノウハウがない等の課題も併せて把握できたので、実際に個別避難計画の作成を通じて、作成のためのノウハウの蓄積・共有を図っていきます！！

③避難支援者等の避難支援に活用できる
ガイドブックの作成

④個別避難支援計画を用いた避難訓練

⑤支援者向け研修会の開催

→③から⑤がうまく進んでいない

【現在の課題】

○（訪問の自粛で）避難行動要支援者の状況把握ができないことが多い。

→今月から徐々に再開し始めています。

○避難支援者を探す場合に「近所に迷惑はかけられない」という声も多い。

→意識を変えることの難しさ

アピールポイント

市職員、保健・福祉専門職（ケアマネジャーさんと相談支援専門員等）、地域（区・自治会・民生委員）そしてあらゆる関係者が連携し個別避難計画づくりを進める

力を入れている点・重点

- ・標準的な取組フローの構築

- 役割分担の明確化

- 当事者一人一人に寄り添った計画の作成



- ・庁内・庁外関係者との連携

- 情報共有（特に防災部局）

- 居宅介護支援事業所のケアマネさんへの取組理解浸透

①指定福祉避難所制度との連携

- 医療依存度や介護度、障がい認定区分の高い方の個別避難計画を作成するうえでは必須
- 各事業所との個別のマッチングには膨大な労力と時間がかかる

②優先して個別避難計画を作成する方以外の計画作成の方法

- 制度の構築と市民の方々の理解浸透

③マンパワー不足の懸念

- この取組を進めるための市内におけるマンパワー不足への懸念

④福祉専門職の方々の業務増加による負担への対策

- 業務増加への具体的な対応策の検討

⑤継続性のある庁内・庁外の連携体制の構築

- 継続して取り組むためのスキームの構築やノウハウの蓄積

⑥本人同意や地域同意を得られない場合の対応について

- 粘り強く説得する以外の方法は・・・

①アピールポイント、力を入れている点

- ・ 庁内連携・・・庁内PTを設置し、防災部局、福祉部局が連携を図り、5回のPT会議を開催し、個別避難計画の策定に協働して取り組む。
- ・ 庁外連携・・・福祉専門職を対象とした研修会の開催や個別調整、民間社会福祉施設連絡協議会、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会、京都府等と意見交換を行い、個別避難計画の策定に必要な連携強化を図る。

②取組の重点

- ・ 介護保険要介護認定者、身体障害者、難病患者、人工呼吸器利用者などの身体状況、また、災害リスク（浸水・土砂）、地域・家族の避難支援などの社会的要件等、多様なパターンを設定し、今後の個別避難計画作成のモデルケースとなる10件について、着実に個別調整を実施している。
- ・ 昨年度策定したモデル実施ケース1件（身体状況：要介護3、呼吸器機能障害1級所持、酸素療法、災害リスク：浸水想定0.5～3.0m、家屋倒壊等氾濫想定区域、家族支援：可）について、11月中旬に福祉避難所への直接避難の訓練を予定している。福知山公立大学が開発した、QRコードを用いた避難状況把握システム（※次ページ参照）の検証もあわせて実施する。

避難状況把握システムの概要



提供：福知山公立大学

①実際に計画策定に取り組む中で出た課題

事例：94歳、認知症、難聴、左上肢機能障害、家族疎遠、地域との関係性悪い

- 本人同意・・・得られず。家族とも疎遠で、家族からの同意も得られず。
- 避難支援・・・家族、地域との関係性が悪く、支援が受けられず。
- 避難場所・・・認知症であるため要支援者が必要で、避難先の確定が困難。
- 移送手段・・・認知機能障害で介護タクシー利用が困難、その他調整できず。

＞現時点で有効な対策が見つからず、困難を極めている。

②対応の方向性

- 令和3年度に10件、令和4年度は20件のモデル実施を行った上で、令和5年度から実装していくこととしている。
- 避難先の確保、移送手段、避難支援者の確保が大きな課題となっており、モデル実施に取り組む中で、福祉施設やその他の多様な避難場所の開拓を行い、災害時に要配慮者が直接避難する避難場所をそれぞれ設定する等、様々な避難のパターンを構築し、実装に向けた準備を進める。

自 助 「本人記入の個別避難計画」の様式等の設定

< 取組概要 >

専門家の意見を聴き、様式の内容や作成要領を定める。（令和4年度以降、情報の外部提供に関する意向確認調査と併せて計画の様式の送付を想定）

< 取組状況 >

庁内で計画の様式を含む調査時の郵送書類一式を検討中。今後、専門家の意見を聴く。

point

- 法に定められている内容を網羅した上で、本人が記載しやすいような選択式の回答方法を検討する。
- 様式案を作成する段階で、可能であれば当事者の意見を聴取する。

共 助 地域による個別避難計画の作成

< 取組概要 >

各区において、個別避難計画を重点的に作成するモデル学区を設定した上で、当該学区の避難支援等関係者等と連携して個別避難計画を作成する。

< 取組状況 >

7月にモデル学区を設定し、10月以降、順次、各モデル学区で避難支援等関係者会議を実施している。

point

- 個別避難計画を作成する趣旨や必要性について、十分に理解を得る。
- 「強制」ではなく「共生」の意識

公 助 介護支援専門員の参画による個別避難計画の作成

< 取組概要 >

要介護5に該当する要支援者のうち、土砂災害警戒区域に居住し、かつ、家族等の避難支援が受けられない者を対象に、当該者を担当する介護支援専門員の参画により、個別避難計画を作成する。

< 取組状況 >

8月に県主催の福祉専門職対象防災対応力向上研修に介護支援専門員が参加。10月下旬に市から介護支援専門員に事業説明等を実施予定。

point

- 個別避難計画を作成する趣旨や必要性について、十分に理解を得る。
- 次年度以降、対象者を拡大することを念頭に置き、委託内容を検討する。

自 助 「本人記入の個別避難計画」の様式等の設定**< 課題 >**

- 現行の意向確認調査を活用し、本人記入の個別避難計画の作成を促すが、書類の枚数等が多くなることが想定されるため、返送率の低下が懸念される。
- 返送された本人記入の個別避難計画の内容をどこまで確認するのか。(災害危険区域内の施設を避難場所としていないかなど)
- 記載事項に不足がある計画が提出された場合の対応(地域に提供し作成を依頼するのか、市が本人と調整するのかなど)
- 計画の更新時期と更新方法

共 助 地域による個別避難計画の作成**< 課題 >**

- 取組への意識が高い地域からモデル学区に設定しているため、後年度への負担が大きくなる可能性がある。
- 地域によって、事業の理解度が異なるため、丁寧な説明を行う必要がある。
- 地域によっては、地域コミュニティの力が弱く、取組の理解を得られないこともある。
- 地域によっては、既に避難支援体制は地域であるため、行政のために計画(紙)を作成することを拒否されることもある。

公 助 介護支援専門員の参画による個別避難計画の作成**< 課題 >**

- 報酬に対する予算の確保。
- 報酬の支払方法(支払事務の担当課、更新の際の報酬額など)や委託内容(防災研修の受講や訓練の実施を含めるかなど)の検討。
- 介護支援専門員に対する研修の実施方法。

取組の重点

地域の特定人物に負担が集中しがちな個別避難計画の作成において、役割分担を行い個別避難計画を作成し、災害時の避難支援を行うことで、**地域の負担を分散することを目標**に事業を実施。

アピールポイント 1 特定人物への負担集中を防ぐ

民生・児童委員等は個別支援計画作成（要援護者の把握と個人情報取り扱い同意の取得）を担当し、自主防災組織や消防団等が具体的な避難計画の作成や実際の避難支援を担当する。

- 役割分担を行うことで**個人に負担が集中することを防ぐ**と共に、**地域で連携して避難支援ができる**体制構築を目指す。
- 原則として自主防災組織が避難支援等関係者になるため、**避難支援等関係者が確保できない事態が生じない。**

アピールポイント 2 災害発生時の迅速な避難支援が可能

実際に避難支援を行う避難支援者等が個別避難計画作成を担当することで、**平時から要援護者の状況把握が可能**になる。

- 要援護者の自宅の場所や状況を平時から把握することで、災害時に迅速な避難支援が可能になる。
- 年一回の更新作業を行うことで、自主防災組織等の担当者が変わっても状況把握できる体制を構築。

課題 1 自主防災組織がない地域の個別避難計画の作成をどのように進めるか。

町内には自主防災組織がない地域が存在するため、自主防災組織の立ち上げ支援や、自主防災組織の代位が可能となる組織（自治会やまちづくり協議会等）への依頼を検討する必要がある。

課題 2 地域の支援者等の連携をどのように進めるか。

モデル地域においては、自主防災組織、消防団、民生委員、自治会等多くの組織がそれぞれの判断で避難支援等を行っていた実体が見えてきた。

- 地域ごとに最低年に一回程度話し合いの場を持つことが理想。
- 初回の話し合いは役場が設定することも可能だが、毎年、全地域となると困難。

課題 3 個別避難計画データベース管理の課題

個別避難計画の様式の変更依頼（地図情報や家の間取り図の掲載依頼等）が地域から上がってきているが、現在のシステムでは都度の変更に対応できず、システム改修には費用が発生する。

- 避難行動要支援者名簿は住基システムと連動したシステムで管理し、個別避難計画はエクセルで管理しており、管理に二重の手間がかかっている状況。

別府市インクルーシブ防災事業として、難病患者等の医療的ケアを要する方の個別支援計画を作成する

①人数及び実態の把握

訪問看護ステーションや別府市相談支援事業所、病院の地域連携室などとの連携、及びアンケート調査にて実施している。

②連携団体とネットワーク会議を設置

避難行動要支援者、地域、福祉、保健、医療、病院、企業等が参加したネットワーク会議を開催した。平時から関係団体が連携できる仕組みをつくり、支援の役割分担を明確にすることをめざしている。

③災害時ケアプラン（個別避難計画）を作成

個別計画作成の対象者は津波想定被害地域に住んでいる約900人から選定することとし、優先順位はサービス事業所の協力によって行っているアンケート調査結果を踏まえて関係者と協議の上で決める。ケアプラン作成の手法は、これまでの取り組みで確立したプロセス（地域アセスメント→調整会議→災害時ケアプラン作成→確認書の作成→避難訓練にて検証）を踏まえて行う。

④施設・事業所責任者の理解と協力を進める

現場担当者の判断だけではできないことがあるため、すべての事業所の施設責任者や防災担当、事業所責任者に対して、災害対策基本法の一部改正により災害時要支援者の個別避難計画作成が自治体の努力義務化され、福祉専門職が積極的に個別避難計画作成等に関わることを求められるようになったことを理解するための学習会を開催し、理解と協力をお願いする。

【課題1】事業所の担当者にとって防災が仕事として位置づけられていないため、事業所によって担当者の動ける範囲が異なり、優先順位を付けるためのアンケート調査等への取り組み等に温度差がある。また、今後の取り組みの拡大にも困難がある。人件費と人材不足はずっと課題。個別避難計画、優先順位等調査は、福祉専門職へ。。介護保険制度や障害者総合支援制度に組み込む必要性

【対応】施設責任者や事業所責任者の理解と全面的な協力体制を進めることが不可欠であるため、説明会（11月2日(火)）を開催し、具体的な課題を把握し問題解決を進める。

【課題2】別府市が従来から行っている避難行動要援護者名簿登録と災害時ケアプランの整合性を整理しないと、名簿を配布される住民等が混乱する。

【対応】避難行動要援護者名簿登録担当部署、高齢者福祉課と危機管理課担当者間で協議を始める（名簿の記載内容も含め、検討）

【課題3】福祉避難所や病院の受入体制を把握することが必要になる。受け入れたときの対応人材不足（派遣者や交代要員等不明瞭）

【対応】会議にて協議したネットワークを広げるとともに、災害時ケアプラン作成と避難・避難所訓練に福祉避難所となる事業所や病院に参加してもらうことで、受入体制の構築につなげていく。病院との連携のための働きかけは不可欠。

【課題4】自然災害ではハザードによって避難しなくてもよい場合があるが、火災や有毒ガス発生時等には全員避難しなければならない。このためすべての人の避難計画と避難場所が必要になる。5年で終われるのか？

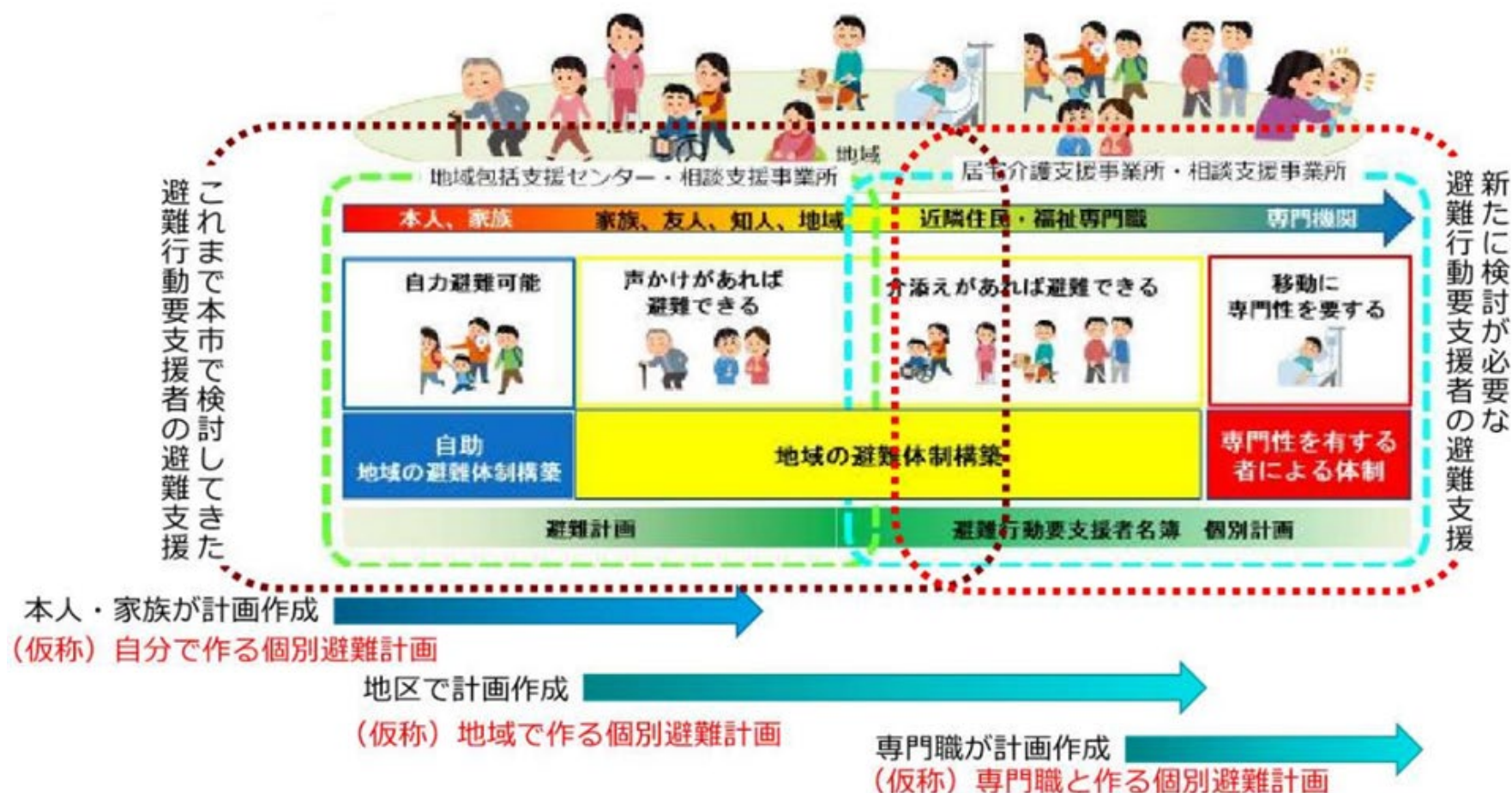
【対応】まず、現状を把握し、その上で当事者、家族、関係団体との協議を繰り返し行う。

【課題5】個別避難計画について、専門職が関わって計画を立てるものと、地域や個人で作成するものとの“見分け”はどうするのか？地域作成の具体的な手法等はどうするのか？

【対応】課題2の対応と同じで、避難行動要援護者名簿登録担当部署、高齢者福祉課と危機管理課担当者間で協議を始める（名簿の記載内容も含め、検討）

計画作成優先度の考え方

避難行動要支援者3,859人を「青」「黄」「赤」の3つに分類し計画作成します。

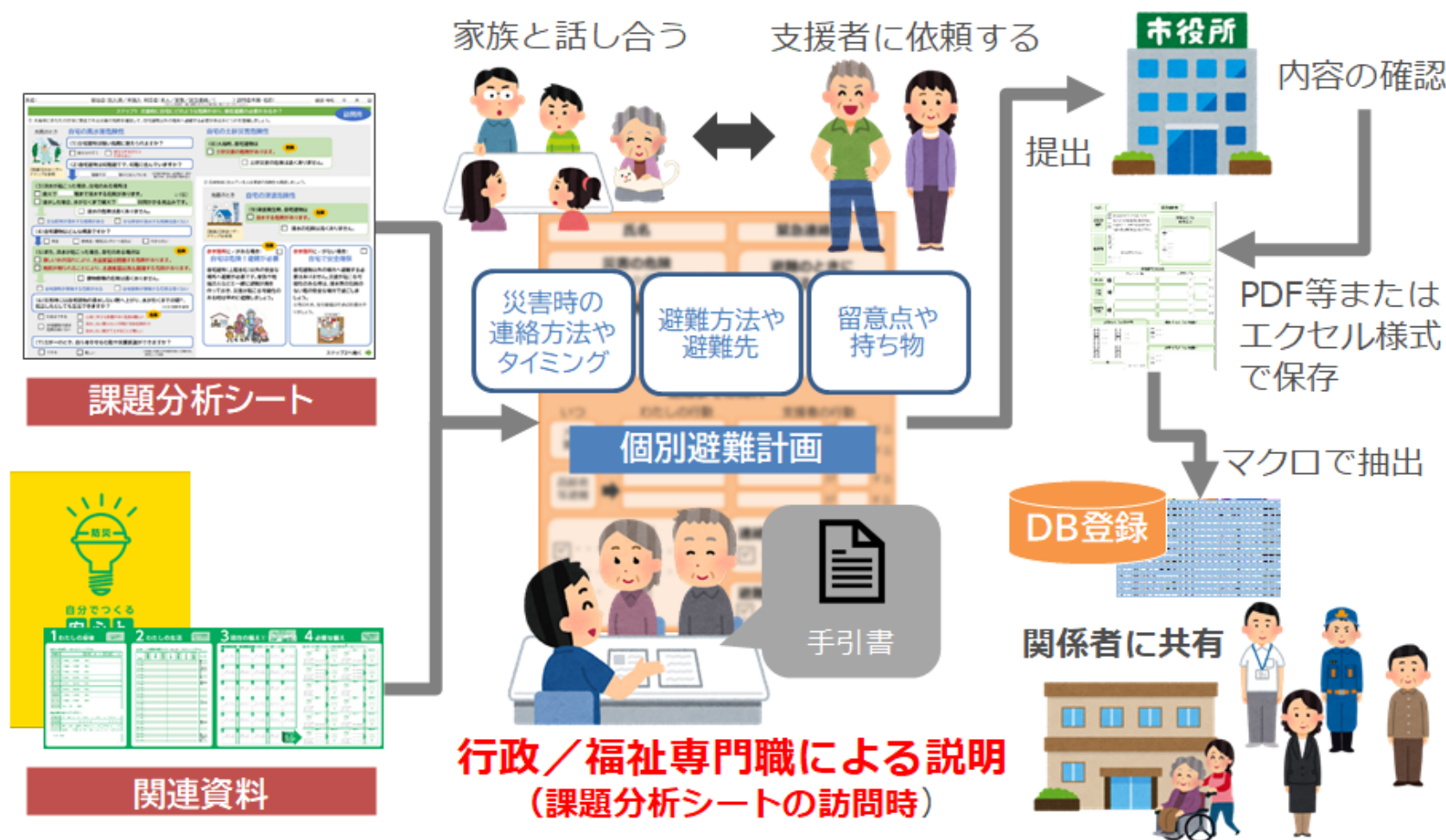


【個人】検討プロセス（案）イメージ

対象者の条件

- ・ 災害時に屋内安全確保／待避が可能
- ・ 自らまたは家族・友人等とともに避難を判断し、避難できる

ねらい：本人及び家族の**自助を促し**、支援者に**依頼したいことを整理できる計画**

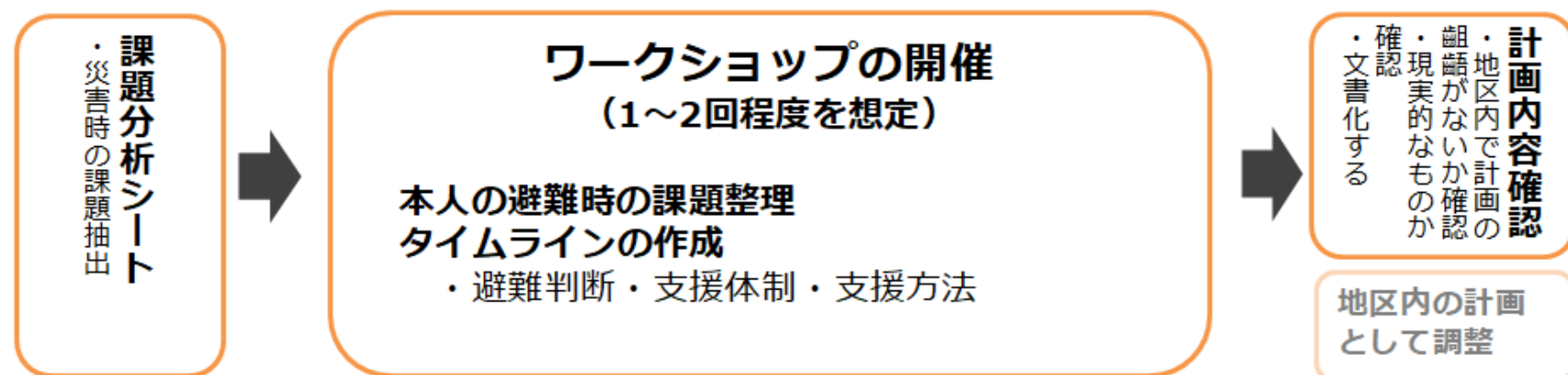


【地域】検討プロセス（案）イメージ

対象者の条件

- ・ 自らまたは家族・友人等とともに避難を判断し、避難することはできない

ねらい： 要支援者の避難支援を地域内（区長や民生委員等）の災害時の動き（地域タイムライン）のなかで検討することで、**本人と地域をつなぎ、地区防災計画への展開を可能にする**

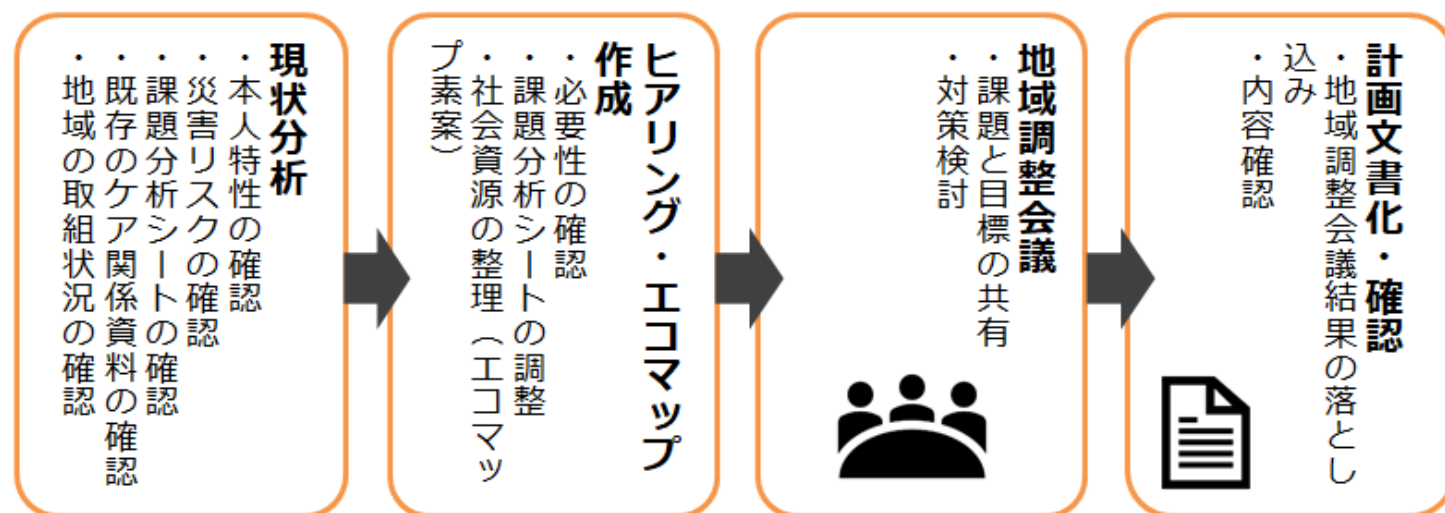


【専門職】 検討プロセス及び参加主体（案）

対象者の条件

- ・ 心身の状況から災害時に特別な対応が必要
- ・ 自らまたは家族・友人等とともに避難を判断し、避難することはできない

ねらい： 平時のケア内容や社会関係を踏まえ、災害時の地域と専門機関の分担・連携を整理



参加主体	STEP 1	STEP 2	STEP 3	STEP 4
本人・家族		○	○	□
自治区長	場合により□		○	□
民生委員等	場合により□		○	□
地域住民※			○	
福祉専門職	○	◎	◎	□
社協、包括	場合により□		○	□
担当職員	◎	◎	◎	◎

※地域福祉推進チーム等

◎：調整・推進 ○：参加 □：確認

個別避難計画作成にあたっての課題

1. 避難先

- ・福祉避難所の不足
- ・福祉避難所の災害リスク高
- ・社会福祉施設の災害リスク高

2. 移送

3. 福祉避難所に対応できる人材の確保

福祉避難所一覧

No.	施設名	住所	電話番号	想定収容人数	急傾斜	土石流	地すべり	洪水	津波
1	特別養護老人ホーム 楓荘	宮崎県延岡市無鹿町1丁目2031番地5	0982-33-8572	57	RY				
2	障害者支援施設 もみじの里	宮崎県延岡市無鹿町1丁目2031番地4	0982-21-3313	12	Y				
3	特別養護老人ホーム 敬寿園	宮崎県延岡市昭和町3丁目9番地3	0982-23-1655	27				3~5	2.18
4	特別養護老人ホーム 水明荘	宮崎県延岡市鶴名町908番地1	0982-37-2286	66	Y				11.6
5	特別養護老人ホーム ふれあいの里	宮崎県延岡市沖田町2240番地1	0982-35-0005	59	Y			0.5~3	3.26
6	特別養護老人ホーム みのり園	宮崎県延岡市岡元町630番地1	0982-38-0306	39	Y				
7	養護老人ホーム若葉荘	宮崎県延岡市土々呂町6丁目3028-9	0982-29-2111	42	RY				
8	特別養護老人ホーム ひえいの郷	宮崎県延岡市北方町川水流卯1810番地86	0982-47-2266	104	RY	Y			
9	特別養護老人ホーム 千寿園	宮崎県延岡市北浦町古江2693番地	0982-45-3737	66	Y				5.7
10	特別養護老人ホーム きたがわ荘	宮崎県延岡市北川町長井5565番地8	0982-46-3065	13					
11	障害者支援施設 清松園 やわらぎの里	宮崎県延岡市大武町5334番地	0982-26-5666	26				3~5	2.96
12	障害者支援施設 はまゆう園	宮崎県延岡市北方町角田丑1369番地35	0982-47-3481	77					
13	知的障害児・者支援施設 ひかり学園	宮崎県延岡市榑津町3427番地4	0982-37-0158	129					10
14	幼保連携型認定こども園 一ツ岡南幼稚園	宮崎県延岡市南一ツ岡2丁目14-1	0982-37-4231	30				0.5未満	4.07
15	宮崎県立延岡しろやま支援学校	宮崎県延岡市野地町3丁目3477番地2	0982-29-3715					3~5	

○市町村職員対象の個別避難計画作成に係る研修会の実施 ＜ 1 ～ 3 月予定 ＞

（１）対象者

市町村防災部署及び福祉部署の担当職員

（２）内容

①県内市町村におけるモデル事業取組状況報告（１市町村）

②有識者からの講演

（個別避難計画作成に係るポイント，事例紹介等）

③県内市町村における取組上の課題共有，有識者からの助言等

④質疑応答

※市町村の希望により，①について有識者から助言等をいただく。

○モデル事業実施市町村との意見交換会等の実施

仙台市庁内ワーキングチームでの検討状況を踏まえ，随時，情報共有を図る。

○市町村への支援について

県内の状況

①避難行動要支援者名簿の作成状況

名簿は県内 3 5 市町村で作成済み。

②個別避難計画の作成状況（令和 2 年 1 0 月 1 日時点）

個別避難計画は 3 市町で全部作成済み。

1 0 市町が一部作成済み。2 2 市町村が未作成。

→市町村職員を対象した研修会の開催，優良事例等の展開，
モデル事業などで得た全国の取組の情報提供など後方支援にとどまる。

→個別避難計画の作成主体である市町村をどのようにサポートするか？

○庁内の関係部局（防災部局・福祉部局）の連携

→縦割りが課題。合同研修会などの実施から取り組んでいく。

1 取組のポイント（個別避難計画作成モデル事業報告会の開催）

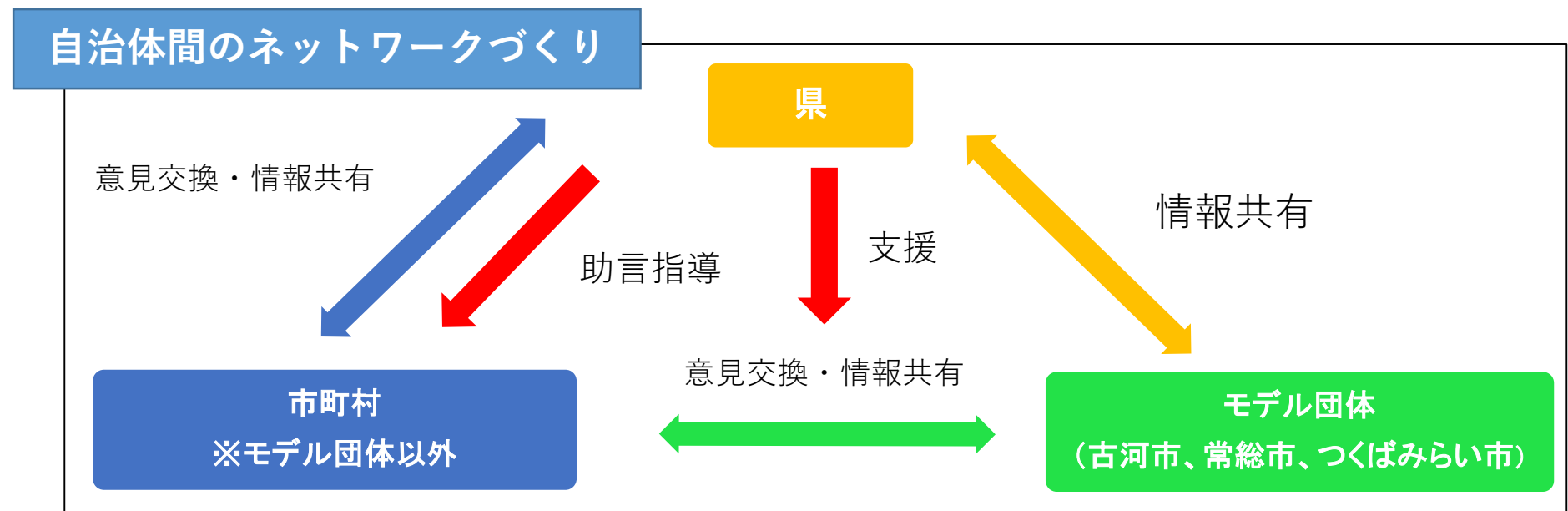
○自治体間のネットワークづくり（課題の共有、情報交換）

○モデル自治体からのノウハウ提供

2 重点的な取組み（現状の把握と計画作成への環境整備）

○計画未作成自治体への支援：個別訪問による現状の把握、
計画作成の助言指導

○福祉専門職関係団体への協力依頼



1 現時点の課題

- ・避難支援者の確保（地域の支援者不足）
- ・実効性のある避難体制の整備（名簿や計画情報の提供等）
- ・市町村における庁内、庁外の連携（福祉部局と防災部局の連携、福祉専門職の協力）



2 対応の方向性

- ・モデル3団体からの事業報告会：取組事例の紹介により計画策定取組みの底上げ、自治体間のネットワークづくり。
- ・（モデル事業とは別に）計画未作成の自治体を対象に担当部長または課長会議の開催：課題の意見交換や事例紹介による計画作成の取組推進

・ 庁内関係所属との連携構築

- 取り組むに当たり、福祉部局の取りまとめ課（健康福祉課）、高齢福祉担当課（介護高齢課）、障害福祉担当課（障害政策課）、難病担当課（感染症・がん疾病対策課）が、その都度、何を担うか確認すること。
- 防災部局（危機管理課）との連携については、福祉部局の取りまとめ課（健康福祉課）が中心となって進める。
- 特別支援学校を福祉避難所に指定する市町村を後押しするため、県教育委員会関係課と防災部局（危機管理課）、福祉部局（健康福祉課）の打合せを行った。

・ 地域共生社会づくりと関連した取組の推進

- 市町村が個別避難計画の作成を進めるに当たっては、地域共生社会づくり（重層的支援体制整備事業）における取組と関連付けるよう、地域共生社会づくりについて、説明会や個別訪問時に説明すること。（逆に地域共生社会づくり関係の時には、個別避難計画の作成を説明）

- ・ 現時点における課題

→ 県において難病に係る具体的な事務を担っている保健所が、新型コロナウイルス感染症対応で多忙な状況が続いており、難病者の計画作成の調整が進んでいない。

- ・ 対応の方向性

→ 10月に入り、感染状況が落ち着いてきたところであるため、第6波到来前に、保健所と市町村を交えた会議を開催したい。

- ・ 都内**62**区市町村の福祉保健・防災部門担当者等を対象に、要配慮者支援に係る研修を実施しており、その中でモデル団体である江戸川区の取組を周知する。
- ・ 研修参加者が非常に多くなることから、オンライン研修の実施を検討している。
- ・ 区市町村の関係部署に、利用可能な**WEB**会議システムを調査し、研修準備を進めている。

- ・ 調査の結果、都内の全区市町村で利用できる**WEB**会議システムが無い状況であり、研修の実施方法がまだ決められていない。
- ・ コロナ対応の業務等を優先して対応していたため、取組が進んでいない自治体もある。

■ 個別避難計画作成推進会議（R3.10.22開催）

- 個別避難計画作成に関わる関係者140名（対面30名・オンライン110名）が参加し、キックオフミーティングを開催

【出席者】

- 内閣府：都外川企画官、松崎事務官
- 有識者：新潟大学田村教授
- 市町村：県内市町村
県外モデル市町村（茨城県常総市・京都府福知山市）
- 県関係課：防災、保健福祉関係課（5課）
県地域振興局健康福祉環境部（11部）
- 介護福祉の関係団体（6団体）

出席者の声

- 研究者の視点を通して、個別避難計画の意義を改めて認識できた
- 県内外のモデル自治体のノウハウを共有できた
 - ・ 推進体制の整備（福知山市）
 - ・ 優先度付けの取組（常総市）
 - ・ 県内モデル事業実施市町村（村上市）
 - ・ 福祉避難所への直接避難（上越市）
- 全部作成済み市町村のノウハウが共有できた
 - ・ 情報提供同意の逆手上げ方式（三条市）
 - ・ 民生委員を通じた申請方式（糸魚川市）



有識者講演
（新潟大学田村教授）



内閣府助言（都外川企画官）

モデル市町村事例発表
（新潟県村上市）



モデル市町村事例発表
（京都府福知山市）



会議全景

■ 課題

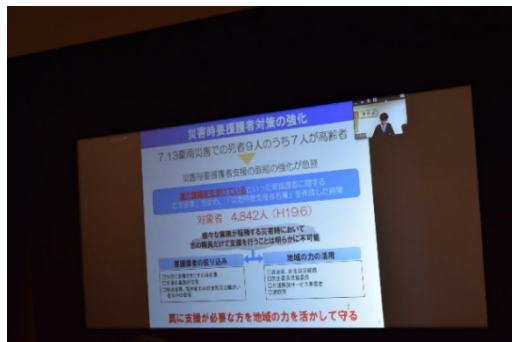
■ 計画作成率のみならず内容面の充実

- 各市町村ではこれまで、独自の取組として、一定の作成が進んでいるが、内容面ではバラツキも見られる。
- これまで独自の取組を進めてきた市町村に対して、**モデル事業の新たな視点を取り入れてもらうためには、県としてどのような取組を行ったらよいか。**
 - ① 庁内推進体制整備（防災と保健福祉部局の連携）
 - ② 災害リスクや心身の状況等の優先順位を踏まえた対象者の選定
 - ③ 福祉専門職の参画 など

■ 対応の方向性

■ モデル市町村とそれ以外の市町村の定期的なノウハウ共有、情報交換の実施

- 県内ではモデル事業に参加している市町村が 1 市しかなく、県外市町村を含め、モデル事業の成果を県内市町村に共有し、情報交換・意見交換することが必要ではないか。
- 有識者の助言
 - 災害時の調査研究や全国のモデル自治体の取組に精通する、有識者の助言により、自市町村の課題や改善点を認識することは重要ではないか。



全部作成済み市町村の事例発表



モデル事業実施以外の市町村の現状報告



有識者助言（新潟大学田村教授）

- 県内市町が、福祉専門職と連携して優先度の高い避難行動要支援者に対し個別避難計画を作成するにあたっての課題把握のための意見交換会を実施



令和3年8～9月に、県内5地区で、県内市町福祉担当者・危機管理担当者を対象に以下の内容の説明・意見交換を行った。

- ①災害対策基本法改正・取組指針の概要
- ②県モデル事業（富士市実施事業）
- ③国モデル事業（ノウハウミーティング）

地区 (保健所単位)	賀茂	東部・富士・御 殿場・熱海	中部	西部
実施月日	9月24日	9月9日	9月7日	8月26日
参加者数	23人	51人	30人	31人

【課題】

- 福祉専門職と連携して優先度の高い方への個別避難計画作成の取組を進めるにあたり、市町の支援団体（者）が必要
- 福祉専門職の参画を得るためには、福祉専門職への防災力向上研修が必要

【対応の方向性】

- 県モデル事業実施による支援団体（者）のノウハウ蓄積
- 市町向け補助金制度の制定（個別避難計画作成にあたって、支援業務を市町が支援団体（者）に委託する経費を想定）

【ポイント①】 個別避難計画作成のための取組の方向性・プロセスをまとめた「滋賀モデル※」を構築（R2）

【ポイント②】 県内モデル地域（大津市・高島市）で「滋賀モデル」を実証（R3）

【ポイント③】 「滋賀モデル」を県内市町で横展開（R4～）

※国の取組指針と整合性あり。「滋賀モデル」の概要は、6/15キックオフミーティング資料をご参照ください。

これまでの取組

【方針検討（滋賀モデルの構築/アップデート）】

< R2 > 防災と保健・福祉の連携モデル構築のための意見交換会（10/9、12/18、2/12）

目的：滋賀モデル構築、問題意識の共有、県内外事例の共有

参加者：学識者、社協、福祉専門職団体、当事者団体、保健所・市町・滋賀県（防災・保健・福祉部局）等

< R3 > 防災と保健・福祉の連携モデル検討のための意見交換会（11/5）

目的：滋賀モデルの検証・アップデート、モデル地域の進捗状況の共有、取組の課題共有

参加者：学識者、社協、福祉専門職・事業者団体、保健所・市町・滋賀県（防災・保健・福祉部局）等

滋賀モデル関係者間ミーティング（4/14、5/14、6/4、6/25、10/1）

参加者：同志社大学 立木教授・辻岡助教、県社協・福祉専門職団体・県内モデル地域・県関係課の担当者

【関係機関とのネットワーク構築】

○既存のネットワークを活用し、個別避難計画に関する情報共有基盤の構築

滋賀県災害時要配慮者支援ネットワーク会議（当事者団体、福祉・保健・医療団体、行政機関など）での情報交換

○庁内関係課を通じ、関係機関と連絡・調整・連携

庁内関係課が連結した上で、関係機関（ケアマネ協、相談支援協、訪問看護ST、社協、民児協など）へ協力要請・取組での連携を実施

【人材育成】

○市町職員（防災・保健・福祉部局）等を対象とした研修会（2021/3/26） ≡ インクルージョン・マネージャー養成研修

目的：「滋賀モデル」の目的共有、取組の進め方の理解促進、越境・連結のための演習実施

○保健・福祉専門職を対象とした防災力向上研修（2021/6/8、2021/6/9）

目的：ケアマネージャーや相談支援専門員等を対象として、防災知識の習得、当事者力アセスメント・地域調整会議などの演習

課題・今後の方向性

【県内市町へ取組（滋賀モデル）の横展開】

- 各市町によって直面している課題や、進捗状況（国の取組指針Step1～Step7）が異なる
 - ・県として市町の取組を支援し、個別避難計画の取組（滋賀モデル）を横展開する必要がある。
- 県内市町から県に対して以下の要請あり
 - ・全県統一の取組方針を示すこと（個別避難計画作成の取組方針、防災部局と福祉部局の役割分担、個別避難計画の様式、福祉専門職への報酬（金額、支払要件、支払方法）など）
 - ・財政支援（インクルージョン・マネージャー等の人件費、名簿管理等のシステム費、その他事務費）
 - ・福祉専門職を対象とした研修の開催または講師派遣
 - ・県内市町の取組状況の共有、他自治体の先進事例の情報共有

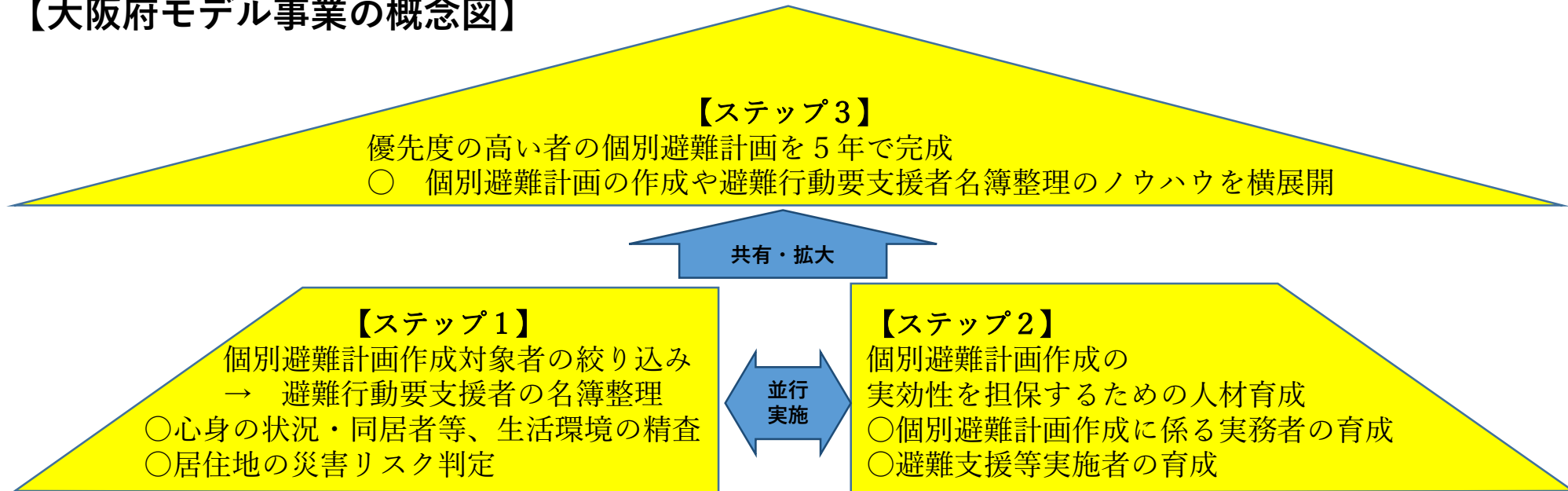
【県内モデル地域における課題】

- 個別避難計画作成にあたって当事者本人への配慮
 - ・当事者本人が計画作成までのプロセス全体像を把握できていない場合があったため、計画作成に係るロードマップを示す等を通じて、当事者本人の参画・自己決定を大切にする必要あり。
 - ・当事者力アセスメント（安心防災帳の作成）に長時間かかって当事者本人の負担となったため、当事者をよく知る福祉専門職が可能な範囲で事前に記入し、時間短縮および負担削減を図る必要あり。

【福祉専門職（ケアマネージャー・相談支援専門員）の参画】

- 事業所の運営基準に位置付けない
 - ・福祉専門職が個別避難計画作成に参画・協力するにあたり、法的・制度的な根拠がない。
- 福祉専門職を対象とした研修の継続実施・仕組み化
 - ・法定研修でないため、福祉専門職団体による研修実施の優先順位が低くかったり、受講が任意となる。
- 市町による福祉専門職への報酬支払い
 - ・介護支援・相談支援事業者は市町域を越えてサービスを提供しているが、市町によって個別避難計画作成に係る報酬の考え方等が異なるため、報酬額・支払要件・支払方法の統一が困難。

【大阪府モデル事業の概念図】



【これまでに行った取組】

- **市町村幹部職員を対象とした研修会の実施**＜令和3年6月1日(火)実施＞
内閣府幹部職員や学識経験者を講師として招へいた上で、市町村長をサポートする副市町村長、危機管理部局長を対象とし、「個別避難計画の作成推進」をテーマとした研修会を実施。
- **避難支援等実施者を対象とした研修会の実施**＜令和3年10月30日(土)・11月5日(金)実施＞
自主防災組織のリーダーを対象とし、地域のハザードや避難行動要支援者に関する理解の促進を目的とした研修会を今後実施する。研修講師として、現役の自主防災組織のリーダーや避難行動要支援者支援に係る実技指導が可能な方を招へいし、今後、府内2地域にて実施する。
- **「コミュニティタイムライン」作成と連携した個別避難計画の作成に係る説明会の実施**
＜令和3年8月30日（月）実施＞
コミュニティタイムライン作成支援を所管する部局と連携し、市町村を対象に、個別避難計画作成をコミュニティタイムライン作成と連携しながら実施する手法に関する説明会を実施した。

◆ 現時点における課題

- 市町村における危機管理部局と福祉部局等との連携等
- 本府モデル事業により、今後実施する研修会に係る講師選定等
- 市町村に対する地方交付税措置に係るわかりやすい情報提供

◆ 対応の方向性

- 本府における部局間連携の継続
- 個別避難計画作成モデル事業ノウハウ共有ミーティングの活用
- 個別避難計画作成モデル事業ポータルサイトを活用した周知等

◆ 課題に対する本音

- 市町村における危機管理部局と福祉部局等との連携については、市町村長へ直接働き掛ける必要があるのではないか。
- 地域調整会議の運営など、官民連携業務の経験が豊かな自治体職員を招へいしたいので、情報提供していただきたい。
- 措置された地方交付税について、使途や活用例についてわかりやすくポータルサイトに掲載していただきたい。

（主な取組）

（１）防災と福祉の連携による個別避難計画作成を促進するための市町意見交換会
（令和3年9月、第2回を11月開催予定）

（２）防災と福祉の連携促進シンポジウムの開催
（令和4年2月開催予定）



防災と福祉の連携による個別避難計画作成促進プラットフォームの枠組みを活用し、市町に情報交換・情報共有を促し、取組を促進

(課題)

(1) コロナによる自主防災組織等の活動の停滞に伴う計画策定等が進まない

(2) 市町の限られた予算・体制の中で、計画作成の優先順位を整理し、計画作成を進めることへの負担感がある

(対応)

- 
- ・オンラインの活用や感染症対策を施した上での計画作成促進
 - ・災害時要援護者支援指針の改訂（予定）において、個別避難計画作成のための体制整備や優先順位等について記載する など

○取組のポイント

（１）防災担当部局だけでは対応が困難な課題解消に向けた取組支援

共通の課題解消を目指す意欲ある市町村の参加を募り、避難行動要支援者の支援に対して理解を深める、防災と福祉担当者がともに参加する学びの場を提供するとともに、先行した取組事例の情報提供等により共通理解を図り、意識醸成しながら市町村の実情に応じた体制構築等を支援。

（２）専門家等を活用したノウハウの蓄積

当該分野に造詣の深い専門家等を招聘し、地区防災計画や個別避難計画の作成の取組を推進する「岡山県地区防災計画等作成推進協議会」（県と県内全市町村で構成）に設ける研究部会で、計画作成の具体的な手順の習得やノウハウを蓄積（既存のプラットフォームを活用）。

（３）防災と福祉関係者の取組への関与

個別避難計画の作成に向けては、平時から防災と福祉の担当部局の連携が欠かせないことから、県の両担当部局の参加はもとより、庁外防災関係から1団体、福祉関係から4団体の協力があり、専門的知見からのアドバイス等をいただいている。

（４）県モデル事業を生かした地域での学びの実践及び部会での情報共有

同協議会の事業として地区防災計画や個別避難計画の作成に取り組む意欲ある市町村に対し、人的（専門家の派遣）・財政的支援（補助金の交付）を行っており、そのモデル地区を活用し、関係者が一堂に会する地域調整会議を開催するなど、福祉専門職による個別避難計画の作成を実践。

また、国モデル事業の中で情報提供のあったモデル団体の取組を参考に避難行動要支援者の個別避難計画作成に係る優先度付けを実施し、その取組を研究部会の中で参加自治体に情報共有。

○現時点における課題

- ・国モデル事業を活用した研修の参加自治体が半数以上となり、法改正に伴う市町村の個別避難計画の作成の取組意識が示された一方で、市町村の進捗や取組の状況に濃淡があり、どこに的を絞り進めるべきか思案
- ・要支援者の避難の実効性を確保するため自主防災組織をはじめ、福祉専門職や民生委員、社会福祉協議会等の防災と福祉関係者による連携促進
- ・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に係る個人情報（マイナンバー）の活用に伴う番号法関係法令の改正内容の整理
- ・上記法改正に伴う市町村の条例整備等に必要な具体的な助言や情報提供

○対応の方向性（既存事業の実施）

- ・国モデル事業による個別計画作成のノウハウ蓄積
- ・県モデル事業による個別避難計画の作成の取組促進及び成果の横展開
- ・市町村の計画作成を支援するマニュアルのとりまとめ
- ・補助事業による市町村の取組支援
- ・福祉専門職や地域関係者を対象とした個別避難計画の作成に必要な知識や技術を習得する研修の実施

○1年間における取組のポイント

改定された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づく市町の個別避難計画の作成を支援するため、市町職員を対象とした改正災害対策基本法の理念等に関する説明会や福祉専門職防災対応力向上研修会を開催する。

また、県独自のモデル事業を実施しており、国のモデル事業と合わせて個別支援を実施することでノウハウを共有し、今後の県内全域へ普及を目指し標準的なマニュアルを作成する。

○これまで行った取組

【庁内連携】

・地域共生社会推進プロジェクトチーム講演会

講師：同志社大学社会学部教授 立木茂雄教授，テーマ：防災と福祉の連携について

対象：庁内防災部局，福祉部局

【全市町対象】

・市町職員対象の説明会の開催（6月開催）

講師：同志社大学社会学部教授 立木茂雄教授，

内容：改正災害対策基本法の理念，先進地の取組紹介

・福祉専門職防災対応力向上研修

委託先：一般社団法人兵庫県社会福祉士会

開催日：8月6日，8月18日（オンライン開催）

【個別支援】

・モデル3市，県及び兵庫県社会福祉士会の情報交換会（開催日：7月1日），その他随時打合せ開催

・関係団体（介護支援専門員協会，障害6団体）への協力依頼 等

○現時点における課題

・ 市内の連携不足

防災部局へは、地域共生社会推進PT講演会、市町職員向け研修会、福祉専門職防災対応力向上研修への参加を通じた情報共有を図ることで、連携に向けた働きかけを行っているが、自分事になっていない。

今後は、防災部局の負担感の軽減につながる方策（※）について検討する必要がある。

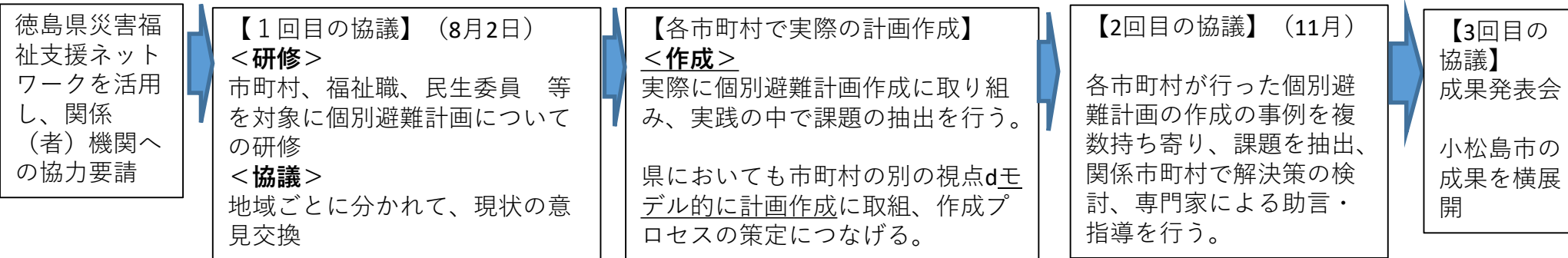
※地域の支援者（資源）を、従前からある自主防災組織、消防団、民生委員以外にも広げることで、自主防災組織や消防団の負担の軽減につながる。

・ 市町側の認識不足

9月に「個別避難計画作成に関するアンケート」を実施し、市町の取組状況等を確認したところ、災害対策基本法や取組指針の改定が5月だったこともあり、現在検討中の市町が多く、取組への認識が十分ではないことが判明した。

全県展開に向けて、改めて市町職員に対し、制度改正の趣旨等に関する説明会を開催し認識を高めるとともに、次年度以降も、市町に対しモデル事業を実施し、個別支援を通じたノウハウの習得・向上を図るなどの支援を実施する必要がある。

徳島県事業の概要



【モデル事業の1年間における取組のポイント】

○ 1回目の研修では先進事例を学ぶ機会としたが、県事業の基本的な進め方としては、各市町村が**実際に個別避難計画作成に取り組んだ事例**を元に、課題を抽出し、効果的な作成プロセスを検討することとしている。モデル地域以外の市町村も実際に作成に取り組むことで、より効果的に横展開を図る。

○ また、**個別避難計画作成のプロセス検討の段階から、要支援者本人に関わっていただくこと**で、効果的な作成プロセスにつなげていくため、医療的ケア（人工呼吸器等）の必要な障がい者の方にモデルとなっただき、**県としても個別避難計画作成に取り組むとした。**

○ 講師について、当初県外からの招聘を検討していたが、次年度以降も継続的に助言いただく必要があると考え、地元徳島大学の環境防災研究センターにご協力をいただくこととした。

【その他の特徴】

モデル地域である小松島市は、発達障がい者総合支援センターや難病に対応する医療機関等が立地しており、**医療的ケアが必要な在宅生活（児）者の個別避難計画作成プロセスの**について検討していきたい。

現時点における課題	事例	対応の方向性
①福祉避難所となる施設閉鎖時の避難	福祉避難所となる施設が休館日や夜間等、鍵が閉まっている。	『地震時に開くキーボックス』の設置を依頼（費用の問題はある）
②福祉避難所の開設状況が不明。	福祉避難所の開設状況を在宅避難等に伝える方法が未定。	個別避難計画に連絡方法を定める 一般避難所での一次的な受入
③電源喪失時の福祉避難所への避難	停電時の福祉避難所開設の仕組みができていない。（医療機器利用者等の避難）	電源喪失時の福祉避難所の開設について検討する。 バッテリーの購入補助。
④避難所に必要な設備や備蓄品が整備されていない。	段ボールトイレはあるが、介護用トイレで無ければ対応できない。 胃瘻用の食事が無い等。	個別避難計画を作成することで、その不安が解消される仕組み（備蓄がすすむ）が必要。
⑤避難支援者の確保	車椅子へ移乗時に支援者が2名必要となるが、近所に知り合いがいない。（平時はヘルパー1名体制）	福祉専門職では難しく、行政が間に入って調整する。地域の防災訓練などに本人が参加し、きっかけを作る。
⑥行政の人員不足	重度の方の作成では、関係機関との調整などもあり、作成に数ヶ月かかる。（実働5日）	一般の方が作成しやすい様式を作成し、軽度の方はできるだけ自己作成をお願いする。

①～④のように、避難先の環境や受入の手順が整っていないため、**（福祉）避難所へ行くことに不安を感じ**計画完成に至らない事例もある。

避難行動要支援者本人は、避難後の避難所生活をかなり心配しており、個別避難計画を作成（完成）するには、**避難後の生活について安心感が得られるような作成プロセス**が必要。

○アピールポイント

- ・地域での個別避難計画作成の主体となる自主防災組織や民生委員・児童委員、町内会等の方々が、事前に作成対象者の特性を把握しておくことで、作成に対する不安解消や計画内容の充実を図ることが出来るよう研修会を開催
- ・行政と福祉専門職が連携した取組事例を紹介することで、福祉専門職の参画を促進

○これまでに行った取組

- ・個別避難計画作成に関わる方に応じた内容とすること
- ・まず個別避難計画作成の必要性の周知、作成対象者の特性の理解、取組を支援する体制強化といった段階に分けることで、目的を明確にしている

○現時点における課題

- ・新型コロナウイルス感染症の蔓延状況によっては、講演会等が中止になる可能性があること

○対応の方向性

- ・日程と講師等の骨子は決まったため、今後細部を詰めより多くの方に参加してもらい、行動につなげてもらうよう図っていく。

■個別避難計画策定の取組促進

①市町の取組を支援

- ・ 避難行動要支援者対策会議
- ・ 市町担当者向けの実務研修
- ・ 他県の先進自治体の取組紹介

②モデル事業実施市への支援

- ・ 意見交換
- ・ 選定されたモデル地区研修への講師派遣（予定）

今後もし町の個別避難計画策定取組を促進していきたい。

■長崎県内の個別避難計画策定状況（21市町）

- ・策定済み 1（4.76%）
- ・一部策定 12（57.14%）
- ・策定着手 8（38.10%）

計画策定が進まない理由として、

- ・コロナ禍の影響で同意取得に時間を要している
- ・支援者確保が困難
- ・関係各課、民生委員ほか連携調整に時間を要している
- ・マンパワー不足

などがあげられている。

◎県が市町取組を促進するために、できることは？

- ・本モデル事業も促進するために良い機会になってはいるが、県が実施している支援は、市町が認識している課題への対応に合っているのか

「地区防災計画・個別避難計画作成支援研修会」（3回シリーズ）を開催

【アピールポイント】

個別避難計画による避難を円滑にするために、地域コミュニティレベルの避難対策である地区防災計画作成支援研修とモデル事業市町村（延岡市）の取組報告会を同時開催し、両計画の連動を図る。

- 重点1 地区防災計画に関しても並行して行うことで、個別避難計画に対する地域の理解、避難支援者の確保に繋げる。
- 重点2 モデル事業市町村の報告会を同時開催し、他市町村へノウハウを横展開する。
- 重点3 自治会、防災士、福祉専門職と一緒に学ぶことで、計画の持続性を図る。

【研修会の詳細】

対象：県及び市町村防災・福祉部局職員、自治会等、防災士、福祉専門職（社協・介護事業所等）

〔第1回〕10月5日（火）

- 第1部：（講演）「荒ぶる自然災害にみんなで向かい合う～地区防災計画と個別避難計画の必要性～」
- 第2部：（報告）延岡市個別避難計画作成モデル事業の概要と進捗状況について

〔第2回〕12月17日（金）

- ・第1回のふり返し
- ・（講演）（仮称）「福祉専門職の方々の災害対応へのアプローチの仕方」
- ・（報告）延岡市からモデル事業の中間報告

〔第3回〕2月予定

- ・（報告）延岡市からモデル事業の成果報告
- ・（講演）（仮称）「地区防災計画と個別避難計画に基づく避難行動」

課題

1 庁内における連携

○縦割り行政の弊害と危機感不足

- ・県の果たすべき役割や具体的な課題が見えていない。
- ・「他省庁が進めている施策」と「個別避難計画」が繋がっていない。

2 県内市町村間での温度差

○研修会への参加に差がある。

⇒防災と福祉の間で協議すら始まっていない可能性がある。

対応の方向性

1 関係課が所管する団体へのアプローチ

関係団体へ、「個別避難計画が市町村の努力義務となった背景の説明や今後の協力依頼」を行う。

2 各市町村の課題について調査

課題を調査することで、市町村内における協議のきっかけを作るとともに、県事業検討の参考とする。

沖縄県災害時要配慮者支援事業アドバイザー業務委託事業（令和3年度）

業務概要

本県の防災力の強化に資することを目的に、市町村が、地震や津波などの災害発生に備え、災害対策基本法の規定に基づき作成（更新）すべき「避難行動要支援者名簿」や各避難行動要支援者に合わせて具体的な避難方法などを定める「個別避難計画」の作成、「福祉避難所」の設置促進等を図るため、専門的・技術的な支援を行う。

スケジュール（案）

- ～6月中旬 アドバイザー支援受入市町村の募集
（令和3年度アドバイザー派遣モデル市町村 7市町村）
- 8月頃 委託業者決定
- 9月～令和4年2月 アドバイザー派遣モデル市町村へアドバイザー派遣
その他管内市町村に対する電話相談(E-mail含む)支援
- 11月頃 **災害時要配慮者避難支援に関するセミナーの開催（内閣府モデル事業）**
- 令和4年2月頃 福祉避難所等に関するセミナーの開催

個別避難計画作成モデル事業

沖縄県災害時要配慮者支援事業アドバイザー業務委託事業と併せて執行。災害福祉支援に関し、専門的な知識を有するアドバイザーによる市町村、市町村社協職員を対象とした講習会を実施する。アドバイザー業務により、モデル市町村の状況も踏まえ、県外先進地域の取組事例等の紹介等、個別避難計画作成に向けた講習会を開催することにより、管内市町村の取組を推進する。

取組ポイント

既存事業と組み合わせて、個別避難計画に関するセミナーを開催

○ 県内モデル市町村へアドバイザーを派遣（県単独事業）

- ・ 個別避難計画の策定支援
- ・ 福祉避難所の設置に関する支援
- ・ その他災害時要配慮者に関する支援

令和 3 年度 7 市町村へ派遣

○ 個別避難計画策定に関するセミナーの開催（内閣府モデル事業）

【内容】

「避難行動要支援者対策」の事業を経験した事例と、近年の被災地での事例を元に、各地の市町村や社会福祉協議会の取組事例等をもとに、支援者確保の課題や、地域共助体制の事例等を紹介

- ※ 講師は、県内の実態を把握している上記アドバイザーに依頼。
県内の状況等を踏まえたうえで、参考となる先進自治体の取組状況等を紹介

課 題

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、当該取組に遅れが生じている。
- 当初集合型研修等を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインでの開催に変更。
- 県内市町村においては、「個別避難計画」作成にあたって、支援者をどのように確保したらよいかわからないといった意見が多い。

沖縄県 (災害時要配慮者支援事業アドバイザー派遣事業)

(アドバイザー派遣事業)

委託業者
(災害福祉支援)

【委託業務】

- ①モデル市町村への技術的支援
- ②管内市町村等を対象とした講演会の開催
- ③管内市町村等に対する電話相談等

① 専門アドバイザー派遣

- 個別避難計画の策定支援
- 福祉避難所の設置に関する支援
- その他災害時要配慮者に関する支援

市町村（民生主管部等）

A市 B市 C市
D市 E市
F町 G町

個別避難計画モデル事業

② 管内市町村担 当者等を対象とし たセミナーの開催

福祉避難所に関するセミナー

【参加者】

- ・市町村福祉担当職員
- ・市町村防災担当職員
- ・福祉避難所等支援関係者

【内容】

福祉避難所の整備や協定を進めるうえで必要な確認事項、災害時の開設・運営のための人材・資機材の調達などについて各地の事例も含めて紹介

個別避難計画策定に関するセミナー

【参加者】

- ・市町村福祉担当職員
- ・市町村防災担当職員
- ・社会福祉協議会等要配慮者支援関係者

【内容】

数多くの「避難行動要支援者対策」の事業を経験した事例と、近年の被災地での実例を元に、各地の市町村や社会福祉協議会の取組事例等をもとに、支援者確保の課題や、地域共助体制の事例等を紹介

「沖縄県災害時要配慮者支援事業アドバイザー業務」企画提案仕様書

1 委託業務の名称

沖縄県災害時要配慮者支援事業アドバイザー業務

2 委託期間

委託契約締結の日から令和4年3月31日まで

3 予算額

1,647,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む額）

ただし、当該金額は企画提案において提示する金額の上限額であり契約金額ではない。

4 委託業務概要

県民の生命・身体・財産等を災害の脅威から守るための基盤整備を図り、本県の防災力の強化に資することを目的に、市町村が、地震や津波などの災害の発生に備え、災害対策基本法の規定に基づき作成（更新）すべき「避難行動要支援者名簿」や各避難行動要支援者に合わせて具体的な避難方法などを定める「個別避難計画」の策定、「福祉避難所」の設置促進等を図るため、専門的・技術的な支援を行う。

5 委託業務内容

（1）モデル市町村への技術的支援

次に掲げる市町村をモデル市町村とし、各モデル市町村の要望に応じた技術的な支援を実施する。なお、技術的な支援は、原則、web会議2回以上を含む内容とする。

※ 下記の7市町村のうち、4以上の市町村について対応すること。

① 宜野湾市

【個別避難計画の策定に関する支援】

個別避難計画の作成にかかる技術的支援について

（優先的に何から取り組めばよいか。支援者が見つからない場合の対応策等）

【福祉避難所の設置に関する支援】

災害時の福祉避難所の運営についての体制づくりの構築について

② 浦添市

【個別避難計画の策定に関する支援】

要援護者避難行動計画の改定について

（平成20年度に策定した要援護者避難行動計画の改定に向け、特に気を付けるポイントなどを確認したい。）

【福祉避難所の設置に関する支援】

福祉避難所と個別避難計画の連携について

（福祉避難所の設置はあるが一度も開設したことが無いため、今回の改正法に伴い、個別避難計画とどの様に連携することが出来るのか再確認したい。また、他市は連携をどのように行っているのか確認したい。）

③ 名護市

【個別避難計画の策定に関する支援】

実行可能な避難計画を立てるための調整方法について

（関係者や市民（隣人）との調整・マッチング等）

【福祉避難所の設置に関する支援】

避難所に福祉専門職を配置し、福祉避難所とする事例や調整方法について

④ うるま市

【個別避難計画の策定に関する支援】

避難支援等関係者向けの講演会「避難行動要支援者の避難支援の取り組みについて」

⑤ 南城市

【個別避難計画の策定に関する支援】

避難支援等関係者へ個別避難計画に関するWeb研修の開催について

【福祉避難所の設置に関する支援】

福祉避難所の協定締結施設を増やすため、高齢者施設関係者へ福祉避難所に関するWeb研修の開催について

【その他災害時要配慮者に関する支援】

模擬訓練の実施に関する支援について

（令和2年度に避難行動要支援者避難支援計画を策定。避難支援体制の整備、避難支援等関係者との連携、模擬訓練の実施等で支援を希望。）

⑥ 嘉手納町

【個別避難計画の策定に関する支援】

個別避難計画策定に至るまでの手順や流れ等について

また、災害の種類毎の避難計画が必要な場合等について

【福祉避難所の設置に関する支援】

福祉避難所の設置に向けての取り組みや、福祉避難所の要件（要件の例外もあるのか）、協定書等や留意事項について

【その他災害時要配慮者に関する支援】

災害時要配慮者に関する支援で、優先的に実施する必要があるものと、その方法について

（支援者が見つからない。支援者を個人ではなく地域団体等にして、皆で見守る体制にできるか検討していきたい。規則の改正も検討）

⑦ 八重瀬町

【その他災害時要配慮者に関する支援】

災害要援護者名簿の登録・更新（選定方法）等について

（2）管内市町村担当職員を対象とした講演会（セミナー）の開催

沖縄県内すべての市町村担当職員等を対象に、「個別避難計画」の策定、「福祉避難所」の整備に必要な情報の提供その他技術的な支援を行うため、講演会（セミナー）を開催する。

なお、講演会を開催する際には、その開催日時及び場所は沖縄県と協議のうえ決定することとし、会場費（会議室等の使用料）及び「個別避難計画」の講演会（セミナー）にかかる講

師等の旅費・謝礼は本委託契約の対象外として、別途調整する。(内閣府「個別避難計画作成モデル事業」にて対応予定)

(3) 管内市町村等に対する電話相談 (Email 含む) 支援

沖縄県及び管内市町村からの「個別避難計画」の策定や「福祉避難所」の設置等に係る問合せについて、専門的・技術的な観点から電話相談による支援を行うこと。

電話相談については、平日 9 時から 17 時 (土・日祝祭日除く) を基本とするが、常時対応できない場合は、折り返し対応するなどして差し支えない。

また、電話番号及び Email については、受託者の既存の番号を活用してよいこととする (フリーダイヤル回線である必要はない)。

なお、市町村等からの照会事例は、今後活用できるよう Q&A 形式で取りまとめておくこと。

(4) 委託事業の確実な実施のための業務

本委託事業を確実に実施するため、次に掲げる計画書等を、契約後 2 週間以内に沖縄県へ提出する。

- ① 事業実施計画書 (事業の実施スケジュール及び実施体制を明記すること)
- ② 事業実施方針

(5) その他本事業の実施に付随する業務

本委託事業の実施にあたり必要となる書類 (事業開始時に提出する着手届、支援先市町村等の報告書 (議事録等を含む。)、事業完了後に提出する実績報告書、研修会等で使用する各種書類や資料などを指す。) を作成する。あわせて、事業実施の過程で必要となる沖縄県、市町村など関係機関との調整事務を行う。

6 実施体制の整備

受託者は、本事業を実施するために必要な業務の全般を管理する責任者を配置し、上記 5 (5) ①で示す事業実施計画書に明記しなければならない。

7 完了検査

本事業の完了検査は、完了届、実績報告書の提出および受託者による説明により行うものとし、受託者は検査の際には、事業の遂行のために要したすべての費用がわかる一覧表およびこれらの費用の支出を証明する領収書などの証拠書類を準備すること。

8 再委託

(1) 一括再委託の禁止等

- ① 本委託業務について、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務 (以下「契約の主たる部分」という。) については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。
- ② 上記の「契約の主たる部分」とは、契約金額の 50% を超える業務及び企画判断、管理

運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務とする。

(2) 再委託の相手方の制限

暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認、再委託の範囲

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- ① 資料の収集・整理
- ② 複写・印刷・製本
- ③ 原稿・データの入力及び集計
- ④ 業務に必要な機器の保守、点検業務
- ⑤ その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

9 事業受託時の留意事項

- (1) 本事業で使用する資料や成果物のほか、業務上知り得た事項について、沖縄県の了解なく外部に開示しないようにすること。
- (2) 本事業の遂行により生じた著作権等の知的財産権は、原則として沖縄県に帰属する。
- (3) 受託者は、沖縄県と緊密な連携のもと事業遂行にあたること。
- (4) この仕様書に定めのない事項、疑義が生じた事項については、受託者と沖縄県の双方で協議して定める。

主任介護支援専門員法定外研修への位置付け事例

- 兵庫県主催の個別避難計画に係る福祉専門職向け研修を、主任介護支援専門員の法定外研修に位置づけた取組事例の御紹介
- 主任介護支援専門員更新研修について
※主任介護支援専門員更新研修については、研修実施機関、受講要件、研修内容等、各都道府県で異なります。

【参考】 主任介護支援専門員の法定外研修に兵庫県主催の個別避難計画に係る福祉専門職向け研修を位置づけた取組事例の御紹介①

兵庫県「福祉専門職対象 防災対応力向上研修」

- 兵庫県では、個別避難計画作成を担当する福祉専門職を対象として「福祉専門職対象防災対応力向上研修」※を開催。本研修への参加は、計画作成の報酬の支給の要件とされている。

※主催：兵庫県 実施：兵庫県社会福祉士会

主任介護支援専門員更新研修

- 主任介護支援専門員の概要は次のとおり。
 - ※介護支援専門員の上級資格（主任介護支援専門員研修を修了して資格を取得）
 - ※ケアマネジメントを行うことに加え、他の介護支援専門員への助言や指導等が役割
- 資格は、5年毎の更新制。更新研修を受講することで資格を更新できる。
 - ※更新研修を受講するためには、法定外研修への参加、研究大会等での発表実績等の要件を満たす必要がある

「福祉専門職対象 防災対応力向上研修」受講の動機付け

- 多くの主任介護支援専門員は「法定外研修に所定数以上参加する」という要件で、主任介護支援専門員更新研修を受講している。
- 「福祉専門職対象防災対応力向上研修」を主任介護支援専門員更新研修受講要件のための法定外研修として位置付けることにより、主任介護支援専門員の受講へのインセンティブ付けを図った。

期待される効果

- 事業所で管理的立場にある主任介護支援専門員が参加※し、個別避難計画への理解が深まることにより、当該事業所に所属する介護支援専門員が個別避難計画作成の取組に参加しやすい環境の形成が図られる。
（※令和3年の実績値156人（履修証明書発行ベース（全体570人））

調整経緯

時期	状 況
R2.10	実行委員会（注1）において委員から「主任介護支援専門員更新研修受講要件のための法定外研修の対象にすれば、受講者数が増えるのではないか」、「市町が主任介護支援専門員に受講を働きかけやすくなるのではないか」という意見がでる。
R3.5	研修（注2）の実施者である兵庫県社会福祉士会が主催者である兵庫県（注3）に法定外研修に位置付けることについて相談。
R3.5	兵庫県から了解の旨、回答があった。
R3.5	主任介護支援専門員更新研修受講要件のための法定外研修として当該研修を位置付けられるか、県社会福祉士会（注4）が、県介護支援専門員協会（注5）に確認。
R3.5	県介護支援専門員協会から法定外研修として位置付けられる旨、回答があった。（行政（県）が主催であり、研修内容が介護支援専門員の資質向上に結びつく内容である。）

（注1） 実行委員会：兵庫県「防災と福祉の連携による個別避難計画作成促進事業実行委員会」
（注2） 研修：兵庫県「福祉専門職対象 防災対応力向上研修」
（注3） 主催者である兵庫県：兵庫県企画県民部防災企画局防災企画課が担当課
（注4） 県社会福祉士会：一般社団法人兵庫県社会福祉士会
（注5） 県介護支援専門員協会：一般社団法人兵庫県介護支援専門員協会

主任介護支援専門員の概要

1 主任介護支援専門員の定義

- 他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言、指導その他の介護支援サービスを適切かつ円滑に提供するために必要な業務に関する知識及び技術を修得することを目的として行われる研修を修了した者。【施行規則第140条の66第1号、第140の68第1項第1・2号】

2 資格取得・研修体系

<主任介護支援専門員研修>

- 受験要件【介護支援専門員資質向上事業実施要綱（平成26年7月4日 老発0704第2号 厚生労働省老健局長通知）】

介護支援専門員更新研修修了者であって、以下の①から④のいずれかに該当する者

- ① 専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60ヶ月）以上である者（管理者との兼務期間も算定可能）
- ② ケアマネジメントリーダー養成研修修了者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36ヶ月）以上である者（管理者との兼務期間も算定可能）
- ③ 主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者
- ④ その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

※ その他、質の高い研修を実施する観点から、都道府県において上記要件以外の要件を設定することも可能。

<主任介護支援専門員更新研修>

- 受講要件【介護支援専門員資質向上事業実施要綱（平成26年7月4日 老発0704第2号 厚生労働省老健局長通知）】

主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間の更新を受けようとする者であって、以下の①から⑤のいずれかに該当する者

- ① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者
- ② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者
- ③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
- ④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- ⑤ 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

※ その他、質の高い研修を実施する観点から、都道府県において上記要件以外の要件を設定することも可能。

兵庫県は
年6回以上

重点番号13: 居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置延長(厚生労働省)



兵庫県社会福祉士会

@hacswmain

ホーム

基本データ

写真

イベント

動画

投稿

コミュニティ

ページを作成



兵庫県社会福祉士会

8月13日 · 🌐

令和3年度 福祉専門職対象防災対応力向上研修@姫路

今年も防災と福祉の連携による個別支援計画作成促進事業の一環として『福祉専門職対象防災対応力向上研修』が始まっています。
コロナ感染防止対策のため、今年度は、グループワークをなくし座学個別ワークの研修です。

8月13日は、兵庫県内3会場目となる姫路会場で研修を行いました。大勢のケアマネジャー・相談支援専門員等、個別支援を行っていらっしゃる福祉専門職にご参加いただきました。

令和3年5月20日より、災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の個別避難計画が市町村の努力義務となりました。計画を作るにあたり、日頃からご本人をよく知っていらっしゃるケアマネジャーや相談支援専門員の協力・参画は、計画づくりを進める大きな推進力になります。

本日の研修も、みなさんが熱心に講義を聞き、ワークに取り組まれていました。防災や災害に関する知識、避難計画策定のためのアセスメント方法を学び、アセスメントのための便利なツール「防災対応力向上シート」の作成方法は実習を行いました。

まだまだ作成が進んでいない「個別避難計画」ですが、今後速やかに広がっていくよう、福祉専門職が防災対応力の向上につながるように、今後も同研修を予定しています。

誰一人取り残さない防災・避難の実現を目指して！

皆様も、ぜひ、ご自身やご近所・地域のみなさまと、防災対応についてご確認ください。

■お知らせ■

【防災対応力向上シートPDF版配布しています！】

兵庫県社会福祉士会Webで、防災対応力向上シートPDF版を無料でダウンロードしていただけます。防災対応力向上シートは、「防災チェックリスト」「基本情報」「他マイ・タイムライン」の3機能を備えた、災害に備えるためのアセスメントシートです。災害に備えるのに、早すぎることはありません。まだ準備ができていない方は、是非、防災対応力向上シート「防災チェックリスト」などをご覧ください、備えを進めましょう。

<http://www.hacsw.or.jp/wp-content/uploads/803f9499fac8b3148fde16cbe0fb3b12.pdf>





主催：兵庫県

主管：一般社団法人兵庫県社会福祉士会

令和3年度 福祉専門職対象防災対応力向上研修

第3版 11・12月
オンライン2回追加記載

新しくオンライン開催 13 回目・14 回目を追加しました！

1. 趣旨

地域住民の中には、高齢者や障がい者など、災害時に自力で避難することが難しい「避難行動要支援者」（以下、要支援者）が数多く含まれています。近年の度重なる自然災害では、この要支援者に被害が集中していることが明らかになってきました。

福祉専門職（ケアマネジャー、相談支援専門員等）は、要支援者の多くに対して平常時の支援を行っています。福祉専門職として災害と災害リスクを正しく理解し、福祉サービス従事者や地域住民・自治体職員等と協力し、要支援者に対する支援を行うための知識とスキルを身に付けるとともに、避難のための個別支援計画を作成し、地域住民と共有するための実践力を習得します。

受講修了者には兵庫県防災監名の修了証を発行します。

「防災と福祉の連携による個別支援計画作成促進事業」において、この修了証を所持する福祉専門職が計画作成を支援した場合、作成報酬を支払います。（但し、兵庫県外からの見学者には修了証は発行しません。）
 検索 ☞ 『兵庫県 防災と福祉の連携による個別支援計画作成促進事業』
 ※修了証は申込書にご記入いただいたお名前で行います。間違いのないよう記入してください。

2. 受講対象

福祉専門職（ケアマネジャー、障がい者相談支援専門員等）、
 地域包括支援センター職員、居宅介護事業従事者、社会福祉施設の施設長や管理者、
 社会福祉協議会等でコミュニティワークに携わっている人 等

※令和2年度より「防災と福祉の連携による個別支援計画作成促進事業」は県・市町の一般

施策となっておりますので、定員超過の場合、市町の受講推薦があった方が優先されます。

注）市町の推薦有無に関わらず、事業所所在地の市町と、受講者情報を共有します。

予め、ご了承ください。

3. 研修内容 <受付開始 9:25（オンラインは 9:15） 開講 9:45 終講 16:45>

講義 『誰一人取り残さない防災に向けて福祉関係者が身に付けるべきこと』

演習 避難のための個別支援計画作成に向けた『当事者カアセスメント』『調整会議』ほか

4. 受講料 無料（兵庫県外からの見学の場合は、別途資料代 3,000 円をいただきます。
振込先情報をお知らせしますので、事前の振込をお願いします。）

5. 開催日・会場 2 ページ参照

6. 申込み方法 ※下記のいずれかの方法でお申込みください。

※当研修運営と、「防災と福祉の連携による個別支援計画作成促進事業」実施以外に頂いた個人情報を使用しません。

- 1) 右の QR コードを読み込むか、下記 URL から、Google フォームに入り、お申込みください。

【申込み URL】 <https://forms.gle/dhSqWIMBsyhvdK8Jf6>

- 2) Google フォームからのお申込みがどうしても難しい場合は、3 ページ目の申込書に記入の上、FAX またはメールでお申込みください。

※定員を超え受講できない場合にのみ連絡します。連絡先は漏れないようご記入下さい。



【開催日・会場】

<受付開始 9:25（オンラインは 9:15） 開講 9:45 終講 16:45>

月	日	曜	研修コード	会 場	定員	会場 定員	状況
10	18	月	防災向上 09	淡路市立津名公民館 大会議室 淡路市志築 3117-1	50	150	受付中
10	25	月	防災向上 10	姫路じばさんびる 901 会議室 姫路市南駅前町 123 番地	60	180	受付中
10	29	金	防災向上 11	丹波市氷上住民センター 丹波市氷上町成松字甲賀 1	70	200	受付中
11	2	火	防災向上 12	こうべ市民福祉交流センター 201 教室 神戸市中央区磯上通 3-1-32	70	200	受付中
11	30	火	防災向上 13	Zoom によるオンライン開催 (主任介護支援専門員更新のための 研修履修証明書発行対象外研修です)	100 程度		受付開始
12	19	日	防災向上 14	Zoom によるオンライン開催 (主任介護支援専門員更新のための 研修履修証明書発行対象外研修です)	100 程度		受付開始

*集合研修当日、体調不良（37.5℃以上の発熱、咳、のどの痛みなど）がある場合、受講をご遠慮ください。受講時はマスク着用、手指の消毒、咳エチケットの徹底にご協力ください。

*※オンライン開催については、事前に研修資料を送付する都合上、申込締切日を設定しています。

*※※オンライン開催は Zoom を使用します。Zoom 接続不具合にサポートはしませんので、事前に以下の【オンライン受講についての注意事項】をご確認ください。

【オンライン受講についての注意事項】

- ①受講には、Zoom を利用できるオンライン環境及び機器が必要です。
- ②研修日前に Zoom アプリをダウンロードしてください。
- ③映像を視聴いただくため、安定したインターネット回線での受講を推奨いたします。
- ④Zoom 案内を含めた受講決定通知と研修資料を郵送いたします。
- ⑤受講確認をしますので、Zoom をビデオ on の状態で受講してください。Zoom 上で受講確認ができなかった場合は、修了証の発行はいたしません。
- ⑥事業所から複数で参加される場合は、お一人 1 台の機器でご参加ください。
- ⑦受講者の通信環境、通信機器の原因により、当日参加できない場合の返金や補講は行いません。

※自然災害、新型コロナウイルスの感染拡大状況等により研修開催を延期・中止する場合があります。「兵庫県社会福祉士会 HP または兵庫県社会福祉士会 Facebook」に掲載しますので必要に応じてご確認ください。個別連絡はいたしませんので、予めご了承くださいませよう願致します。

2021 年度福祉専門職対象防災対応力向上研修 申込書

【受講者1人につき1枚必要です】

申込日<先着順ではありませんが、必ずお書きください> 月 日

申込み・問合わせ先 兵庫県社会福祉士会事務局 TEL:078-265-1330
FAX:078-265-1340 E-mail:entry@hacsw.or.jp

※修了証は記入された「氏名」「生年月日」で発行します。間違いないようご記入下さい。

氏名:	ふりがな: (必須)		
生年月日 (必須)	※修了証発行のために必要ですので、必ずご記入ください。(和暦・西暦両方) 昭和・平成 年(西暦 年) 月 日 生まれ		
市町推薦の有無 (必須)	※市町の受講推薦があった方が優先されます。(必ずいずれかを○で囲む) 市町推薦あり[推薦市町名:] ・ 市町推薦なし		
連絡先 ☐ 自宅 ☐ 職場	ご住所(必須): 〒 TEL(必須): FAX(必須): E-Mail:		
事業所名 (必須)	所在地	市・町	
事業所種別 番号に○をつけて下さい。	(1) 居宅介護支援事業所 (2) 地域包括支援センター (3) 相談支援事業所 (4) その他(具体的に)		
受講希望 (希望の研修コードに○をつけてください)			
申込み	研修コード	日程	会場
	防災向上09	10月18日(月)	淡路市立津名公民館 大会議室
	防災向上10	10月25日(月)	姫路じばさんびる 901会議室
	防災向上11	10月29日(金)	丹波市氷上住民センター
	防災向上12	11月2日(火)	こうべ市民福祉交流センター 201教室
	防災向上13	11月30日(火)	オンライン開催(研修履修証明書発行対象外) 申込締切日11月20日厳守!
	防災向上14	12月19日(日)	オンライン開催(研修履修証明書発行対象外) 申込締切日:12月9日厳守!
「研修履修証明書発行希望」の有無(どちらかに○) 「あり」の場合は4ページ目もFAXしてください。		あり ・ なし (オンライン開催は対象外です)	
備考	(受講に際して必要な配慮などについて具体的にお書きください)		

令和3年度 福祉専門職対象防災対応力向上研修

「兵庫県主任介護支援専門員更新研修」にかかる【受講要件B】(法定外研修受講)
～『研修履修証明書*』発行を希望される方へ～

本研修は、今年度より、「兵庫県主任介護支援専門員更新研修」にかかる【受講要件B③】(法定外研修受講)の対象研修となりました。

ただし「13回目・14回目のオンライン開催」は対象外としますので、ご注意ください。

「研修履修証明書」の発行を希望される方は、下記の「主任介護支援専門員更新研修用 研修履修証明書発行依頼書」を作成いただき、研修申込時に「令和3年度 福祉専門職対象防災対応力向上研修 申込書」と共にFAXまたはメールでお送りください。(Googleフォームからのお申込みの場合は、フォーム内で受け付けますので、この用紙の提出は不要です。) ※研修当日の受付はできません。

当日は、84円切手を貼った返信用封筒(定形内の封筒:返信先住所を明記)を必ずご持参ください。

(問合せ先) 一般社団法人 兵庫県社会福祉士会事務局
TEL:078-265-1330 FAX:078-265-1340

*兵庫県防災監名の研修修了証は全員に発行しますので、申込みは不要です。

主任介護支援専門員の資格をお持ち、且つ、更新研修受講申込みのために、法定外研修の履修証明書が必要な方が対象になります。

主任介護支援専門員更新研修用 研修履修証明書発行依頼書

主任介護支援専門員更新研修のため、研修履修証明書の発行を希望します。

氏名	
介護支援専門員登録番号	
所属先	
連絡先	
受講日	令和3年 月 日()
会場	